

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年4月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和３年４月２６日（月） 1日間 至 令和３年４月２６日（月）				
出席者数	委員 ５名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安 社会教育課主幹 大江 聡				
署名委員	委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について	承認可決
	議案第 2 号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について	承認可決
	議案第 3 号 与謝野町社会教育委員の委嘱について	承認可決
	議案第 4 号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について	承認可決
	議案第 5 号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ 与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部改正について ・ 令和 3 年度事務分掌について ・ 令和 3 年度行事日程等について
そ の 他	・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年4月26日 午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、定刻になりましたので、令和3年度第1回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございます。

岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いしたいと思います。すが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ご確認いただいたということで、本会議終了後に署名をお願いいたします。

それでは、日程第3、「教育長の報告」ということで、資料をご覧ください報告したいと思います。

4月に入りました。昨日が「加悦谷祭」ということでございましたけれども、非常にさわやかな日が続いております。山の緑もいよいよ新緑の季節になり、行楽のシーズンとなりました。しかしながら、皆様方もご承知の通り、新型コロナウイルスの、いわゆる変異株といったものが関西に急拡大いたしました。

当面、「まん延防止等重点措置」を行っております。それが4月12日から5月5日ということで措置をとっていたのですが、皆様方もご承知の通り、京都府も過去最大の感染者が出たということもございまして、昨日から5月11日まで、「緊急事態宣言」が発令されまして、配布しました資料に従いまして、町内の小中学校に関しましては、対応を行っているということです。

後程、学校の対応については、高岡総括指導主事から具体的な内容をお知らせいたしますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、資料の項目に従いまして、ご報告させていただきたいと思います。

4月5日にこども園の入園式が挙行されました。新入園児が元気に入園いたしました。

4月7日には、小学校の入学式が挙行されました。与謝野町の入学児童数は154名で、昨年度より4名増ということです。具体的に言いますと、加悦小が42名、岩滝小学校が46名、

石川が11名、三河内が13名、市場が27名、山田が15名。昨年度よりも1年生は4名増えたということです。

それから、中学校は翌日の8日に入学式が挙行されまして、3中学校合わせて186名の生徒が入学をいたしました。

ちなみに、加悦中が45名、江陽中学校が65名、橋立中学校が76名です。計186名ですけれども、昨年度より生徒は7名減りました。

それから、府立高校は9日に入学式が挙行されております。

各学校、園ともに、コロナウイルス感染症の対策をとりまして、規模を縮小された入学式ということになりました。元気いっぱいの新入生を迎えまして、学校の中も新鮮な雰囲気で挙行されたというふうに思っております。

また、私も江陽中学校と市場小学校の入学式に出席いたしまして、元気な子どもたちの姿を見まして、晴れやかな気持ちになりました。委員さんも出席されておりましたので、後程感想等をお聞かせいただければありがたいと思っております。

次に、京都府が行っております学力診断テストにつきましては、入学式の次の日に中学校1年生が実施しました。13日には小学校4年生を対象に実施しております。

京都府の学力診断テストは、中学校2年生が10月20日の実施予定です。

全国学力・学習状況調査につきましては、昨年度は休校中でしたので、今年は5月27日に実施予定ですので、ご承知おきいただきたいと思います。

それから、当面する課題ですけれども、今年からいよいよ、小中の義務教育におきまして新学習指導要領の全面実施ということになります。

なかなかコロナの関係で錯綜した学校現場となり、十分な取り組みができていないというふうに思っております。

けれども、いつも言うておりますように、子どもにとっては一回しかない義務教育ですので、なんとか充実した教育活動を展開してまいりたいと考えております。

委員の皆さんもご承知の通り、小学校では外国語活動、外国語（英語）の授業が入ってきたこととか、道徳が教科になってきたということ、それから、大きく変わったのは指導方法のあり方で、今はGIGAスクール構想がございますので、そのことも含めて、これからの教育のあり方が転換していくのであろうというふうに思っております。

ただ、コロナの関係もありまして、こういった環境をどうしていくかというのが大きな課題になっているということについてはご了解をいただきたいと思います。

何度も言いますけれども、子どもにとっては一回しかない義務教育ですので、なんとか頑張ってまいりたいと思っておりますけれども、課題も山積しているということでございます。

その次に、教職員の働き方改革につきましては、今まで通りに実施しておりますけれども、なかなか実を結んでいないという現実もありますので、こういったことを、特にコロナの関係もありますので、午後8時には退勤ということを徹底してまいりたいと思ひますし、資料のとおりたくさんの教員が配置されておりますので、こういった教員をいかに実用的に、効果的に使っていくかということがこれからの課題であると思っております。

それから、今年度も業務休止日を夏休みと冬休みに実施してまいりたいと思っております。これは、今後固定化して行っていきたいと思ひます。

その他として、教育フォーラムを毎年6月の青少年健全育成協議会総会の後に、学校を指定して、「特色ある学校の取組」について報告をさせていただいておりますけれども、今年は中止にさせていただきたいと思ひます。また後程社会教育課長が申しあげますけれども、登山マラ

ソンも、外部から来られる方が多いということもありまして、今のところは中止ということを決定しております。

以上で私のほうは報告を終わらせていただきますけれども、まずは全体の状況を事務局から報告し、学校の対応は後程指導主事から報告いたします。

(柴田教育次長兼学校教育課長)

国の緊急事態宣言を受けまして、一昨日の土曜日と昨日の日曜日に、与謝野町新型コロナ対策本部会議が開催されまして、町の対応について決定をしたところでございます。

4月25日から5月11日までの期間の町の対応につきまして、決定をしたということでございます。

学校教育の対応につきましては、高岡総括指導主事から、社会教育施設の閉鎖等につきましては植田課長からご報告をさせていただきたいと思っております。

(植田社会教育課長)

さきほど登山マラソンの関係の報告がありましたけれども、お配りしております行事予定表をご覧ください。こちらは、検討中ということで表示しておりますけれども、その後において登山マラソンは中止が決定されましたので、お知らせしておきます。

令和2年度もコロナで中止でしたので、2ヶ年続けて登山マラソンはコロナで中止ということになりました。

行事予定表です申し上げますと、教育長からも説明がありましたが、6月4日の教育フォーラムの中止に伴い、同日開催される予定でありました青少年健全育成協議会の総会も中止となっております。

両面刷り資料をご覧ください。緊急事態宣言に伴い休館、休止する公共施設一覧ということで、表が休館施設になっております。左側が体育館・グラウンド等ということで、体育施設は全て休館になります。

それから、右側に公民館、中ほどに文化施設がありますが、文化施設も全て休館ということです。

その他のところで、若者センターですが、そちらの管理は社会教育担当です。こちらも休館ということになります。

裏面に時間短縮する施設等ということで、制限をかけながら開館しているものであります。

教育委員会関係で申し上げますと、右側の図書館は開館しております。ただし、滞在時間を2時間以内に制限させていただくことと、閲覧席があるのですが、こちらは使えない状態とし、滞在時間を短くするというをしながら開館していくということでございます。社会教育のコロナ関係は以上でございます。

(高岡総括指導主事)

資料の「緊急事態宣言を踏まえた教育の対応」をご覧ください。

まん延防止等重点措置の対応と比べて、強められている対応については、下線を引いてありますので、そこを中心にご説明させていただきます。

1ページの感染リスクの高い教育活動。これについては、今までは、三密を避けながら実施も可能ということでしたが、この宣言期間中は一時的に停止をすることとなります。

合唱、調理実習とか、組み合う柔道のような実技については一時的に停止ということでござ

います。

なお、宿泊を伴う教育活動の修学旅行については、この間については、実施をしないということでございまして、江陽中学校、加悦中学校が5月の中旬、下旬に修学旅行を計画をしておりますが、現在延期の方向で検討をしているところでございます。

部活動ですが、これについては、「まん延防止等重点措置」期間と大きくは変わりませんが、平日、休日ともに2時間以内の活動ということと、中体連が主催する全国大会、あるいは近畿大会に繋がる大会については参加は可能。ただし、その大会の感染対策マニュアルに沿っての参加が必要です。

ただ、5月8日に計画をしておりました中学校の阿蘇海一周マラソン大会については、中止が決定しております。

「その他の活動」ですが、校外への教育活動、例えば、古墳公園に見学学習に行くというようなことにつきましても、この間については停止をするということでありまして、学校外の者が参加して行われる校内での活動。例えば、PTA総会ですとか、授業参観等については、この期間については中止をするということで提案をしています。

29日に予定をしておりました江陽中学校、橋立中学校、加悦小学校の授業参観も実施をしませんし、PTA総会も実施をしないので、30日に日程を変更して、平日の授業ということになるかと思えます。

その下段にあります「その他」のゴールデンウィーク中の過ごし方については、保護者に校長から依頼して、行動の自粛をお願いする方向で進むということでありまして。

(塩見教育長)

以上で町の考え方と教育委員会の考え方を提示いたしましたので、何かそれ以外でもご意見をいただきたいと思えます。

最初は入学式ことで何かあったらお願いします。

(岡田委員)

私は、石川小学校と橋立中学校の入学式に出席させていただいたのですが、可愛い小学生の入学式が滞りなく挙行されて良かったと思えます。在校生は限られた人数で、石川小学校はご両親が揃ってお見えの方が多かったような気がします、子どもたちも緊張の中、新しいスタートを切れたのではないかと思います。

橋立中学校に関しましても、在校生は限られた人数で入学式が滞りなく挙行されて、こんな中ですが、良い入学式が挙行できて良かったなと感じています。

(塩見教育長)

ありがとうございます。他にありますか。

(酒井委員)

私は加悦小学校に出席してもらいました。在校生が出席できないので、人数が少なく寂しい式典になるのではと思いつつ伺ったのですが、私は統合後の加悦小学校の式典に初めて出席させてもらったこともあり、児童数が増えているので、あまり「寂しいな」という気持ちはなかったのと、保護者の方からすると式典が見やすく良かったかなと思いました。そういうふうに前向きに捉えて、これはこれで良かったのかなというふうに感じました。式典は滞りな

く行われました。

(佐々木委員)

私は三河内小学校と加悦中学校に出席させていただきました。三河内小学校は、卒業生と同じ人数、入学生が入ってきたということで、例年と変わらない感じで実施できていますという話でした。

加悦中学校におきましては、統合した新加悦小学校になって、その卒業生が初めて入学するということで、校長先生の印象は、みんな同じ小学校から入学しているので、アイコンタクトもきちんととれるということで、入退場が例年より今年はきっちりできていたという印象だとおっしゃっていました。

(塩見教育長)

ありがとうございます。樋口委員

(樋口委員)

岩滝小学校の入学式に出席いたしました。

本当に可愛い入学生だったのですが、ご存知の方もいらっしゃると思うのですが、1年生に化学物質過敏症のお子さんがいらっしゃいまして、体育館にも入れないとのこと。別室の特別な場所で待機して、リモートで呼名して、タブレットを使って呼名された時に、「はい」というのが届くようにというご配慮をいただいたのですが、なかなか難しい。その声が私自身には聞こえなかったんです。

そういった配慮をされて、対応されていると思うのですが、これからの授業で学校現場としては多くの対応が必要になるのではないかと思います。

私たちが経験したことのないような症状をお持ちの児童がおられるので、注視していかなければならないと思いました。

(塩見教育長)

ありがとうございます。

(化学物質過敏症児童の対応について説明)

(塩見教育長)

医療とも連携をとりながら対応していかなければならないと思います。

それでは、別件でコロナウイルス等で対応をしておりますが、資料を見ていただき、質問等がございましたらお願いいたします。

(樋口委員)

時間短縮をする公共施設で、気になったところを2点説明をお願いします。

図書館は、町民の方が閲覧していただけるような対応だったので、岩滝の図書館でも端の方で本を読まれる方を拝見しました。対応が良い方向に進んでいると思ったのですが、今回、また閲覧が中止ということですが、これはどういった対応になるのですか。例えば、椅子を置かないとか、「閲覧できません」というような表示をするのか、どういった方法で中止ということ

を示されるのか教えてください。

(植田社会教育課長)

閲覧席の椅子が座れない状態になります。表示もさせてもらう予定です。2時間ということも、入口に表示をする準備をしておりますので、そういうことで周知をさせていただきたいと思っています。

(樋口委員)

借りられる人もいるので、できるだけサービスの低下がないようにしていただきたい。ご配慮をいただいていることと思いますので、頑張ってくださいと思います。

もう一点、お願いします。観光、レジャー施設の中で、※1で宿泊施設は営業しますということなのですが、これは宿泊申し込みをされているのは受けたから仕方がないという対応なのか、去年は宿泊も駄目だったと思うのですが、宿泊を今回はどういった判断で可能とされたのかを教えてください。

(植田社会教育課長)

宿泊施設に関しては、担当外なのですが、聞き及んでいる範囲では、今回、図書館の開館も国の要請で閉館しなくても良い施設に入っています。宿泊も同じように、閉館しなくても良いということで、すでに受けている予約だけではなく、新たな予約も受けられる状態というふうに聞いております。

(樋口委員)

わかりました。町独自の判断ではなくて、国の指針があって、その方針に基づいて判断しているということですね。了解しました。

(岡田委員)

緊急事態宣言に関連するのですが、小学校の運動会が、予定表では5月15日、他の小学校は5月22日の開催となっておりますが、密を避けたり、現状ではなかなか練習もできない状況だと思います。今の時点で結構ですが、予定通りに運動会は実施する予定なのでしょうか。

(高岡総括指導主事)

三河内小学校の15日開催については、先日、校長と協議し、延期をせざるを得ない状況であると考えております。本日学校内で協議のうえ、PTA役員とも相談をするということになります。22日の実施校については、今は経過を見るということになります。

(塩見教育長)

施設の閉鎖により「ジュニアスポーツ団体」も学校を使えません。「教育活動は除外です」と記載してありますが、これは閉鎖中も部活動をしたり、体育の授業をしたりしておりますので、誤解のないようにしたいということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

人の流れを制限していこうという大きな方針の中で、施設の閉鎖を実施したということですので、ご理解いただければありがたいというふうに思います。

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

議案第 1 号 議題といたします

議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて、与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、「議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について」は、一部改正については提案のとおり承認されました。

次に、議案第 2 号「与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」、議題といたします。提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第 2 号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第 2 号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第3号「与謝野町社会教育委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第3号 与謝野町社会教育委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第3号 与謝野町社会教育委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第4号「与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第4号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第4号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案第5号「与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(樋口委員)

年間の会議と視察の日程を教えてください。

(植田社会教育課長)

詳細については大江主幹からお答えしたいと思います。

(大江社会教育課主幹)

会議は原則として、年間2回お世話になっております。選出母体に応じて、各委員も図書館をある程度日常的に使っていただいていると思うのですが、委員の皆様全体で図書館の現状を視察するまでは行っておりません。担当より現状の報告をさせてもらっている状況です。ただ、図書館行政に加えまして、図書館のボランティア、校園長会選出委員等がありますので、多くの方は図書館の利用状況をご覧になっているかと思います。

(樋口委員)

ありがとうございます。

(塩見教育長)

それでは、「議案第5号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第5号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

まず、「与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部改正について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長)

本要綱につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、児童、生徒の活動や体験機会の減少を補う目的で令和2年度限りの要綱としていました。しかし、令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている事を鑑みた結果として、期限を延長するものとなります。本要綱附則第2項中にあります令和3年3月31日を、令和4年

3月31日に改正するものとします。報告第1資料につきましては改正後の要綱となります。令和2年度は6団体が本要綱による補助金を受けて事業を実施しており、具体的には蕎麦作り体験、新型コロナに負けるなバレーボール大会等の事業を実施しております。児童、生徒全体で185名の参加があったと報告を受けています。

(塩見教育長)

続きまして、「令和3年度事務分掌について」及び「令和3年度行事日程等について」、柴田教育次長が報告いたします。

(柴田教育次長兼学校教育課長)

事務分掌表については、職員がどの業務を担当をしているかを記載していますので、ご覧いただければと思います。行事予定表につきましても、お配りした後に中止等になった行事もあります。社会教育課長と高岡総括指導主事から報告がありましたが、5月の行事につきましては延期・中止を検討しており、加悦、江陽中学校の5月の修学旅行は延期が決定しております。また6月4日の教育フォーラムについては、教育長のご指示によりまして、KYTの有線テレビを活用した報告等を検討しているところです。

小学校の修学旅行については、延期の検討を行っています。その他の行事につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大等によりまして、中止、延期を検討する可能性が高いです。現在の予定ということでご理解をいただきたいと思います。

(高岡総括指導主事)

中学校の修学旅行ですが、加悦中学校は延期が決定。江陽中学校については検討中です。

(塩見教育長)

主な日程等を知っていただいて、町民の方々からのご意見等がありましたら事務局に伝えていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(柴田教育次長兼学校教育課長)

与謝野町社会福祉協議会の評議委員の選出について、協議をお願いしたいと思います。現在、任期中の佐々木委員は、6月で任期満了となりますので、新たに委員選出の依頼が来ております。どの様にさせていただければよろしいでしょうか。

(塩見教育長)

社会福祉協議会評議委員ですね。佐々木委員に引き続きお願いしたいのですがいかがでしょうか。

(佐々木委員)

分かりました。

(塩見教育長)

引き続き佐々木委員という事で、よろしくお願いします。
別件は他にありませんか。

(柴田教育次長)

丹後地域教育委員会連合会定期総会が５月１７日（月）に伊根町のほっと館にて、定期総会のみ３時開会予定で連絡がございました。コロナの状態によりまして再検討があるかも分かりませんが、予定の確認をさせていただきたいと思います。

次に、５月２８日（金）京都府市町村教育委員会連合会定期総会と研修会が、京都府総合教育センターで実施されます。こちらにつきましては、後ほど、ご予定を聞かせていただければと思っています。

(岡田委員)

私は府連合会の幹事をさせていただいており、京都府から連絡がありました。まだ、決定はしていない様ですが、中止かつ書面開催の方向でされておりますのでお知らせします。

(塩見教育長)

他にご質問・報告事項等はございますでしょうか。

(柴田教育次長)

今回の教育委員会議ですが、５月２４日（月）の午後２時からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(塩見教育長)

５月２４日（月）午後２時からで定例会をお願いします。以上で本日の会議を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前１０時３０分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和３年４月２６日（月）

午前９時３０分～

場 所：加悦保健センター２階農事相談室

日程第１ 会議録署名委員の指名

岡田委員 樋口委員

日程第２ 確認事項

会議録の確認

日程第３ 教育長の報告

日程第４ 審議事項

議案第１号 専決処分の承認を求めることについて

与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について

議案第２号 与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について

議案第３号 与謝野町社会教育委員の委嘱について

議案第４号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第５号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について

日程第５ 報告事項

報告第１号 与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金
交付要綱の一部改正について

日程第６ その他

- ・ 与謝野町社会福祉協議会評議員の選出について
- ・ 令和３年度事務分掌について
- ・ 令和３年度行事日程等について

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(与謝野町立公民館条例施行規則の一部改正について)

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 26 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩 見 定 生

提案理由

地区公民館の館長・主事及び管理運営者の取扱いを変更するため、与謝野町立公民館条例施行規則の一部を改正する必要があったところ、同規則の一部改正について教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第 2 号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり与謝野町立公民館条例施行規則の一部を改正することを専決処分する。

令和 3 年 4 月 1 日

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

議案第1号資料

与謝野町立公民館条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第31号）新旧対照表

現 行	改 正 案
○与謝野町立公民館条例施行規則 平成18年3月1日 教育委員会規則第31号 （趣旨） 第1条 この規則は、与謝野町立公民館条例（平成18年与謝野町条例第102号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （事業） 第2条 与謝野町立公民館（以下「公民館」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する目的達成のため、おおむね次の事業を行う。 （1） 定期講座を開設すること。 （2） 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 （3） 図書、記録模型、資料等を備え、その利用を図ること。 （4） 体育レクリエーション等に関する集会を開催すること。 （5） 各種の団体機関等の連絡を図ること。 （6） 施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること。 （職員の職務） 第3条 館長は、公民館の行う事業の企画、実施その他必要な事務を行い、館務を掌理する。 2 主事は、館長を補佐し、公民館の管理運営その他の事務をつかさどる。 （地区公民館長及び主事） 第4条 地区公民館長及び主事は、地区公民館設置区域住民の推薦した者と与謝野町教育委員会が委嘱し、地区公民館に関する管理運	○与謝野町立公民館条例施行規則 平成18年3月1日 教育委員会規則第31号 <u>改正 令和3年4月1教育委員会規則第4号</u> （趣旨） 第1条 この規則は、与謝野町立公民館条例（平成18年与謝野町条例第102号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （事業） 第2条 与謝野町立公民館（以下「公民館」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する目的達成のため、おおむね次の事業を行う。 （1） 定期講座を開設すること。 （2） 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 （3） 図書、記録模型、資料等を備え、その利用を図ること。 （4） 体育レクリエーション等に関する集会を開催すること。 （5） 各種の団体機関等の連絡を図ること。 （6） 施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること。 （職員の職務） 第3条 館長は、公民館の行う事業の企画、実施その他必要な事務を行い、館務を掌理する。 2 主事は、館長を補佐し、公民館の管理運営その他の事務をつかさどる。 （地区公民館長及び主事） <u>第4条 別表左欄に掲げる公民館の館長は同表右欄の地区公民館の館長を、同表左欄に掲げる公民館の主事は同表右欄の地区公民館</u>

営その他の事務を担当する。

(審議会)

第5条 与謝野町立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、館長の諮問に応ずるほか、おおむね次の事項について調査審議し、建議する。

- (1) 公民館の事業に関する事項
- (2) 公民館経営に関する必要な経費に関する事項
- (3) 各種団体機関との連絡調整に関する事項
- (4) 公民館の施設及び設備に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 審議会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

3 審議会の会議の運営は、与謝野町立公民館運営審議会会議規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第32号）に定めるところによる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

の主事を兼ねるものとする。

（地区公民館特任館長及び特任主事）

第5条 地区公民館に特任館長及び特任主事を置く。

2 地区公民館特任館長及び特任主事は、地区公民館設置区域住民の推薦した者を与謝野町教育委員会が委嘱し、地区公民館に関する管理運営その他事務を担当する。

(審議会)

第6条 与謝野町立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、館長の諮問に応ずるほか、おおむね次の事項について調査審議し、建議する。

- (1) 公民館の事業に関する事項
- (2) 公民館経営に関する必要な経費に関する事項
- (3) 各種団体機関との連絡調整に関する事項
- (4) 公民館の施設及び設備に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 審議会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

3 審議会の会議の運営は、与謝野町立公民館運営審議会会議規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第32号）に定めるところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

与謝野町立加悦地域公民館	与謝野町立算所地区公民館
	与謝野町立加悦奥地区公民館
	与謝野町立加悦地区公民館
	与謝野町立後野地区公民館
	与謝野町立与謝地区公民館
	与謝野町立滝地区公民館
	与謝野町立金屋地区公民館
	与謝野町立温江地区公民館
	与謝野町立明石地区公民館
	与謝野町立香河地区公民館
与謝野町立岩滝地域公民館	与謝野町立石田地区公民館
	与謝野町立弓木地区公民館
	与謝野町立男山地区公民館
与謝野町立中央公民館	与謝野町立三河内地区公民館
	与謝野町立岩屋地区公民館
	与謝野町立幾地地区公民館
	与謝野町立四辻地区公民館
	与謝野町立上山田地区公民館
	与謝野町立下山田地区公民館
	与謝野町立石川地区公民館

議案第 1 号資料 2

○与謝野町立公民館条例施行規則

平成 1 8 年 3 月 1 日

教育委員会規則第 3 1 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、与謝野町立公民館条例（平成 1 8 年与謝野町条例第 1 0 2 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 与謝野町立公民館（以下「公民館」という。）は、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 0 条に規定する目的達成のため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体機関等の連絡を図ること。
- (6) 施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること。

(職員の職務)

第 3 条 館長は、公民館の行う事業の企画、実施その他必要な事務を行い、館務を掌理する。

2 主事は、館長を補佐し、公民館の管理運営その他の事務をつかさどる。

(地区公民館長及び主事)

第 4 条 別表左欄に掲げる公民館の館長は同表右欄の地区公民館の館長を、同表左欄に掲げる公民館の主事は同表右欄の地区公民館の主事を兼ねるものとする。

(地区公民館特任館長及び特任主事)

第 5 条 地区公民館に特任館長及び特任主事を置く。

2 地区公民館特任館長及び特任主事は、地区公民館設置区域住民の推薦した者を与謝野町教育委員会が委嘱し、地区公民館に関する管理運営その他事務を担当する。

(審議会)

第 6 条 与謝野町立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は、館長の諮問に応ずるほか、おおむね次の事項について調査審議し、建議する。

- (1) 公民館の事業に関する事項

- (2) 公民館経営に関する必要な経費に関する事項
 - (3) 各種団体機関との連絡調整に関する事項
 - (4) 公民館の施設及び設備に関する事項
 - (5) その他必要な事項
- 2 審議会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 3 審議会の会議の運営は、与謝野町立公民館運営審議会会議規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第32号）に定めるところによる。
- （その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

<u>与謝野町立加悦地域公民館</u>	<u>与謝野町立算所地区公民館</u>
	<u>与謝野町立加悦奥地区公民館</u>
	<u>与謝野町立加悦地区公民館</u>
	<u>与謝野町立後野地区公民館</u>
	<u>与謝野町立与謝地区公民館</u>
	<u>与謝野町立滝地区公民館</u>
	<u>与謝野町立金屋地区公民館</u>
	<u>与謝野町立温江地区公民館</u>
	<u>与謝野町立明石地区公民館</u>
	<u>与謝野町立香河地区公民館</u>
<u>与謝野町立岩滝地域公民館</u>	<u>与謝野町立石田地区公民館</u>
	<u>与謝野町立弓木地区公民館</u>
	<u>与謝野町立男山地区公民館</u>
<u>与謝野町立中央公民館</u>	<u>与謝野町立三河内地区公民館</u>
	<u>与謝野町立岩屋地区公民館</u>
	<u>与謝野町立幾地地区公民館</u>
	<u>与謝野町立四辻地区公民館</u>
	<u>与謝野町立上山田地区公民館</u>
	<u>与謝野町立下山田地区公民館</u>
	<u>与謝野町立石川地区公民館</u>

議案第2号資料1

与謝野町立体育施設条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第42号)新旧対照表

現 行	改 正 案
(利用の申請等) 第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。 2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。 3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場又は旧与謝野町立与謝小学校体育館の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。	(利用の申請等) 第3条 条例第4条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の3月前から7日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。 2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。 3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場、旧与謝野町立与謝小学校体育館、旧与謝野町立岩屋小学校運動場又は旧与謝野町立岩屋小学校体育館の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。

議案第 2 号資料 2

○与謝野町立体育施設条例施行規則

平成 18 年 3 月 1 日

教育委員会規則第 42 号

改正 令和 2 年 6 月 1 日教委規則第 6 号

改正 令和 2 年 10 月 2 日教委規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、与謝野町立体育施設条例（平成 18 年与謝野町条例第 110 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第 2 条 与謝野町立体育施設（以下「体育施設」という。）の利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間

ア 屋外体育施設 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分(与謝野町立大江山運動公園施設及び与謝野町立算所地区社会体育グラウンドにおいては午前 8 時 30 分から午後 9 時まで)

イ 屋内体育施設 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 休業日

ア 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

イ その他教育委員会が別に定める日

(利用の申請等)

第 3 条 条例第 4 条の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用予定日の 3 月前から 7 日前までの期間内に教育委員会が別に定める申請書を提出しなければならない。ただし、緊急を要するもので教育委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、前項の利用を承認したときは、許可書を交付するものとする。

3 前項に規定する承認で旧与謝野町立与謝小学校運動場又は旧与謝野町立与謝小学校体育館の利用に係るものは、与謝野町に在住し、又は在勤する者でおおむね 10 人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 町が主催又は共催する行事に利用するとき。
- (2) 町又は区を単位とする公の団体が主催する行事に利用するとき。
- (3) 学校教育活動及び青少年の育成に関する行事に利用するとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用料の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用及び管理上の都合により利用の承認を取り消したとき。
- (2) 災害その他不可抗力の理由により利用できなくなったとき。
- (3) 利用者が6日前までに取り消し、又は変更を願い出たとき。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた体育施設の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為をしないこと。
- (3) 宣伝及び物品の販売、募金その他これに類する行為（事前に教育委員会の承認を受けた場合を除く。）をしないこと。
- (4) その他教育委員会が体育施設の管理上必要と認めて禁止する行為をしないこと。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、体育施設の利用に際し、その施設等を模様替し、又はこれらに設備等を付加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、体育施設等の利用を終わったとき（利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止されたときを含む。）は、直ちにその施設等を原状に回復し、清掃を行い係員の確認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 体育施設を故意又は過失によりき損又は滅失したときは、何人の行為にかかわらず損害額を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、教育委員会が別に定める。

(書類の様式)

第 10 条 申請書その他この規則に規定する書類は、教育委員会が別に定める様式による。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町算所地区社会体育グラウンド管理運営規則（昭和 62 年加悦町教育委員会規則第 1 号）、加悦町町民体育館使用規則（昭和 61 年加悦町教育委員会規則第 1 号）、岩滝町体育施設条例施行規則（昭和 56 年岩滝町規則第 4 号）又は野田川町立運動場等設置及び管理並びに使用料に関する条例施行規則（昭和 57 年野田川町規則第 9 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 2 年 6 月 1 日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部改正について

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和 3 年 4 月 2 6 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩 見 定 生

提案理由

旧与謝野町立岩屋小学校の体育施設を与謝野町立体育施設へ移管することに伴い、所要の改正を行うものである。

(別紙)

与謝野町教育委員会規則第 号

与謝野町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

与謝野町立体育施設条例施行規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「又は旧与謝野町立与謝小学校体育館」を「旧与謝野町立与謝小学校体育館、旧与謝野町立岩屋小学校運動場又は旧与謝野町立岩屋小学校体育館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

与謝野町社会教育委員の委嘱について

次の者を与謝野町社会教育委員に委嘱したいので、与謝野町社会教育委員に関する条例第 2 条により教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 4 月 2 6 日 提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

氏 名	選出母体等	備 考
石 倉 秀 紀	与謝野町社会福祉協議会	
小長谷 麻 美	与謝野町校園長会 (加悦小学校長)	

提案理由

与謝野町社会教育委員 坪倉 正明氏、小林 豊氏より辞任願があったため、その後任として上記の者を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、任期は前任者の残任期間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日）とする。

議案第 4 号

与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を与謝野町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、与謝野町立公民館条例第 5 条により教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 4 月 2 6 日 提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

氏 名	選出母体等	備 考
石倉 秀紀	与謝野町社会福祉協議会	
小長谷 麻美	与謝野町校園長会 (加悦小学校長)	

提案理由

与謝野町公民館運営審議会委員 坪倉 正明氏、小林 豊氏より辞任願があったため、その後任として上記の者を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、任期は前任者の残任期間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日）とする。

議案第 5 号

与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について

次の者を与謝野町立図書館協議会委員に委嘱したいので、与謝野町立図書館条例第 5 条により教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 4 月 2 6 日 提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

氏 名	選出母体等	備 考
前田 裕美	与謝野町校園長会 (かやこども園長)	
樋口 幸弘	与謝野町校園長会 (石川小学校長)	

提案理由

与謝野町立図書館協議会委員 和田 マリ子氏、堀 宏安氏より辞任願があったため、その後任として上記の者を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、任期は前任者の残任期間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日）とする。

報告第 1 号

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示について

令和 3 年 3 月 3 1 日付けで、別紙「与謝野町教育委員会告示第 3 号」のとおり「与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示」を行いましたので、報告します。

【改正理由】

標題の要綱については、令和 2 年度限りの時限要綱としていますが、令和 3 年度においても引き続き実施することとなったため、期限を延長する必要があるため、同要綱附則第 2 項中「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改めたものです。

与謝野町教育委員会告示第3号

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱（令和2年与謝野町教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和3年3月31日から施行する。

○与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付要綱

令和2年6月29日

教育委員会告示第13号

改正 令和3年3月31日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、町内のNPO法人やボランティアグループ等の民間団体(以下「地域団体」という。)が行う、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響により各種体験活動に参加する機会が減少した児童、生徒等を対象とした、好奇心を刺激するような体験活動等の事業に対して、与謝野町補助金等の交付に関する規則(平成18年与謝野町規則第37号。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、地域団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、地域団体には、次に掲げる団体を含まないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関わる団体
- (2) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付を受けることが不適当であると認められる団体

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、第1条に定める趣旨に沿って行われる活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げる事業を含まないものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 児童・生徒等の自由な参加を認めない、特定の者のみにより実施する事業
- (2) 特定の政治、宗教、思想等に関連した事業

(交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 地域団体の運営に係る経常的な経費
- (2) 地域団体の人件費

- (3) 個人給付的な経費
- (4) 食糧費
- (5) 備品購入費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交付対象経費として不適当と認められる経費
(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費の10分の10以内の額とする。

2 交付金の限度額は、20万円とする。

(交付申請及び決定)

第6条 交付金の交付の対象となる者のうち交付金の交付を受けて交付対象事業を行おうとする者(以下「交付事業者」という。)は、与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、その結果を与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(事前着手)

第7条 交付事業者は、交付金の交付決定前に事業を実施した場合は、交付金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届(様式第3号)を教育長に提出したときは、この限りでない。

(実績報告)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定を受けた事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は交付対象年度の3月31日のいずれか早い日までに与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金実績報告書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第9条 交付金の額は、前条の規定による実績報告により教育長が確定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金確定通知書(様式第5号)により交付対象者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第10条 教育長は、前条第2項の規定による交付金の額の確定通知の後、交付対象者からの請求により交付金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金概算払請求書(様式第6号)により交付金の額の確定前に交付金の支払を希望する場合は、第6条第2項の交付決定後に概算払をすることができる。

- 3 教育長は、前条第1項の規定により交付金の額を確定し前項の規定により概算払をした場合において、その額に満たない交付金が概算払として交付されているときは、その差額について与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金精算払請求書（様式第7号）により清算するものとする。
- 4 教育長は、前条第1項の規定により交付金の額を確定し前項の規定により概算払をした場合において、既にその額を超える交付金が概算払として交付されているときは、与謝野町子ども達の好奇心を育むプロジェクト支援事業交付金返還請求書（様式第8号）により、その差額の返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第11条 交付金の交付を受けた団体は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年5月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和3年5月24日（月） 1日間 至 令和3年5月24日（月）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安				
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 3 年 5 月与謝野町議会臨時会の議決を経 るべき議案に対する意見照会について 令和 2 年度与謝野町一般会計補正予算（第 9 号）専 決処分	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ なし
そ の 他	・ 令和 2 年度生徒指導に係る状況について ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年5月24日 午後2時00分から午後2時55分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

定刻になりましたので、令和3年度第2回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございます。

酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いしたいと思います。すが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ご確認いただいたということで、本会議終了後に署名をお願いいたします。

それでは、日程第3、「教育長の報告」に移ります。

早い梅雨入りとなり、今年は桜も早く開花しまして、3月にはすでに散っておりましたが、梅雨入りが5月のこの時期というのは、経験のない梅雨入りです。昨日は、久しぶりの五月晴れとなりました。年間を通して一番良い季節は5月だと思いますけれども、今年は趣きが違っております。

新年度がスタートして1か月半が経過いたしまして、この間、新型コロナウイルスの感染拡大が、特に変異ウイルスの拡大が深刻な状況でございます。京都府では4月12日から5月5日まで「まん延防止等重点措置」を発令しておりましたが、あまり効果が見られないということで、特措法に基づく「緊急事態宣言」を東京、大阪、兵庫、京都という1都2府1県に発令しまして、4月25日から5月11日までの期間としています。ゴールデンウィークの人流を制約していこうというものでございましたが、一定の成果は見られたものの、厳しい状況が打破できなかったということもございまして、当町においても感染者が見られ、地域でも多数の方が感染されたと思っております。皆様方のご承知の通り、福知山市でも多くの方が、児童や生徒も含めて発生しており、当地方は福知山市は生活圏でもあると

ということもあり、緊張しておりました。

そういう状況が日々生じている訳ですが、こうした中、京都府は緊急事態宣言の延長を要請し、5月31日まで延長することとなっておりますし、福岡、愛知、北海道、岡山、広島等の9都道府県が「緊急事態宣言」を国に要請しております。今日のニュースで、不確定ではありますが、延長するのではないかとということが報道されており、沖縄県と同じように6月20日まで延長されるかもしれないということでございます。

そういったことが日本の現状としては見られるということでございますけれども、各学校におきましては、やはり影響が必ずありまして、私たち教育委員会事務局職員、学校、こども園の校園長先生をはじめ、スタッフは土日も学校に勤務したりして、緊急事態に備えているというのが現状でございます。

そうした中、先ほども言いましたが、新年度がスタートして1か月半が経ちまして、各学校、こども園ともにコロナ対策の動向を踏まえながらの教育活動を展開しているということでございます。子どもたちも様々な意味でストレスを溜めているのではないかと考えております。

今後とも、新しい生活様式に則りまして、検温の徹底、手洗い、マスクの着用等はもちろんのこと、三密を避けていくことを念頭に置いて教育活動を展開していきたいと考えているところでございます。

各学校は当面、PTA総会とか、授業参観を中止しておりまして、書面会議等を実施しているようです。

また、こども園においては、交通教室や親子遠足を実施しておりますけれども、例年通りの開催は難しいところがあるようです。

小学校では、校外学習や運動会を工夫して実施する方針としており、各学校において日程等不透明な部分はありますが、当面は延期したり、例えば、学年別とか、体育の授業を使ったりとか、工夫をしながら運動会を実施しております。

プール指導につきましては、委員の皆様方もご承知の通り、近隣自治体のプールでクラスターが発生しておりまして、更衣の問題とか、プール内において2メートルの間隔を開けるという対策がありまして、今年はプール指導を見送ることに決定しておりますので、お知らせしたいと思います。

5月の中学校の修学旅行が延期、小学校は秋に延期している学校があるのですが、中学校も秋に延期しようという動きが出ております。

中体連の関係や部活動の関係で、野球の大会、バレーボールの大会、阿蘇海一周マラソンも全て中止となっております。

中間テストは予定通り実施しております。ホームページでもご覧になった方がいるかとは思いますが、校内陸上大会を中学校は開催するのですが、1年生の部、2年生の部、3年生の部といった形で、密集を避けていく取り組みでなんとか実施していきたいと考えているところでございます。

当面の課題ですが、新学習指導要領は、今年は中学校が全面実施の年です。来年から高等学校は実施されます。

小、中学校でいよいよ新学習指導要領を実施するのですが、難しいのはコロナ対策です。スムーズにいかない現状もあるのですが、GIGAスクール構想の対応も含めながら、新しい学習指導要領の考え方に沿って、進めていきたいと思っております。

小学校で外国語活動が始まってから数年間経過しておりますので、中学校にその子どもた

ちが進級しておりますので、その対応をどうしていくのかということに取り組んでいきたいと思ひますし、是非とも中学校区の小学校との連携を強化して、進めていきたいと思ひております。

資料にありますように、GIGAスクール構想への対応では、学校間、教師間の格差をなくすということを目標としております。学校によっては、スムーズに行く反面で、教師間によって差が出るということもなくしていこうということを目題としておりまして、先日も、加悦中学校と市場小学校のタブレットの使用状況について、教育委員会の職員が何名かで参観しました。子どもたちは喜んで使用してございましたけれども、市場小学校では、すでに授業で使っております。機会がございましたら、教育委員の皆様にもそのような状況を見ていただけたらありがたいと思ひております。どうしても、得手不得手がありますので、教師間でも差が出てくると思ひますけれども、そういったことのないように、頑張っていきたいと思ひております。

次の生徒指導上の課題ですけれども、後程、高岡総括指導主事から説明があると思ひますが、特に気にしておりますのは、不登校児童生徒の関係でございます、いわゆる長期欠席者、90日以上欠席の児童生徒が気になります。それが増加傾向であると思ひますので、この関係は、家庭との連携が必要であると思ひております。

薬物乱用教室も、近隣自治体の中学生が購入したという報道がありましたが、北部にも出回っているのではないかとということで、例えば、昨年度、高校生53人が補導されているのですが、そのうち31人は友人から薬物をもらったと言っていることを考えると、インターネットなどで簡単に手に入るのではないかとと思ひております。

こちらのほうも1学期中に「薬物乱用防止教室」の開催を各学校へ指示しておりますし、ぜひ、保護者との連携も忘れないようにということを目題しておりますので、お知りおきいただければと思ひます。

働き方改革につきましては、例年通りに取組んでおりますので、資料を見ていただけたらと思ひます。いろいろな支援員を配置しておりますので、それぞれ効果のある活用を指導しているところでございます。また、夏休みには業務休止日を盆の間を中心に、今年も設定いたします。クールビズの取り組みにつきましても、ご了解いただきたいと思ひます。

最後に、人権教育の推進がございましたけれども、インターネット上の人権侵害やいじめが多いということもあり、たいへん気にしております。インターネット上の問題と、コロナに関する風評被害が出ない様に指導していく必要があると考えております。

協議会の中でも話がありましたように、ジェンダーレスの問題等についても考えていかなければならない。学校でも制服の問題等が出てくるだろうというふうに思ひております。

以上で私の報告とさせていただきますが、何かご質問がございましたら、挙手にてお知らせいただければと思ひております。以上でございます。

[岡田委員]

運動会の中止連絡は、各学校からメルマガで発信されていて、「詳しいことは書面にてお知らせします。」と書かれていたのですが、学校によって「中止」と書かれていた学校と、「延期」と書かれている学校と分かれていたように記憶しています。

町全体で運動会は中止ではなく、各学校の判断に任せているのでしょうか。

[高岡総括指導主事]

5月22日に6つの小学校が運動会を予定していましたが、22日は開催できなくなりました。市場小学校だけが日にちを変えて運動会をそのまま実施されます。この場合は、延期です。

残りの5つの小学校は、運動会というのではなくて、体育の授業参観というような形で実施をされるので、その学校は運動会は中止というように書かれていたのかもしれませんが。

[塩見教育長]

他にありますか。

[樋口委員]

部活動における先生のご負担を軽減するために、部活動の指導を一般の方にもお願いしているという中で、今度はコロナ禍に入ってきているので、それに関して影響であるとか、人員配置が増えているとか、そういった変化があるようでしたら教えてください。

[高岡総括指導主事]

詳しい情報は掴んでいないのですが、文科省の提唱では、令和5年度あたりから外部コーチに全て移行したいという方向で進んでいて、実際に与謝野町の中学校でも外部コーチが入って指導をしていただいている学校もいくつかあります。ただ、なかなか人材がなくて、全てがそうになってはいないというのが現状ですけれども、この間、部活動がコロナ感染防止の関係で、実際に外部コーチがどれだけ入っているのかは掴めていません。

[樋口委員]

地域的にも人材が一番難しいことになると思うのですが、コロナ渦で、情勢がそうってきているのは感じます。教職員の働き方改革も絡んでくることでしょうし、その中で、生徒と先生の信頼関係の構築のしかたについても変化していくことに、注視していかなければならないと思っています。

[塩見教育長]

今、委員からもありましたように、各中学校ともに部活動指導員を募集しているのですが、なかなか人的なクリアができないという状況がありますので、苦慮しております。

今のところ、土日のどちらかは休みで、週に2日は、休みをとるように指導しておりますし、それでも、3年生にとってはたった1回しかない3年生ですので、なんとか各種大会に参加をさせてやりたいなということを思っております。

6月12日に丹後ブロック陸上競技大会がはごろも運動公園で開催されますけれども、多分、来賓は参加をしない、生徒と役員のみ参加する大会になるであろうと思っております。

[高岡総括指導主事]

現時点での修学旅行の延期について、決定していることについて報告します。

中学校ですが、加悦中学校、橋立中学校は6月14日から予定していましたが、変更して、橋立中学校は6月27日からの2泊3日で計画中です。加悦中学校は11月29日からの2泊3日に変更しました。江陽中学校はすでに9月29日からに変更しています。

小学校ですけれども、6校中5校が6月に計画しています。石川小学校以外は、6月の計

画で、なんとか実行したいということで、保護者説明会も行っているのですが、6月20日まで緊急事態宣言が延期になれば、町教育委員会の定めた基準では、京都府、あるいは目的地に「緊急事態宣言」が出ている期間については、修学旅行は中止するということとなっております。そうすると、小学校については延期をせざるを得なくなるのが今の現状です。

[塩見教育長]

特に小学校は、行先が大阪、奈良、京都方面ですので、実施は厳しいところがあるかもしれません。学校側も苦しみながらの判断を迫られているということでございます。

次に日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

初めに議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題にしたいと思います。

提案内容につきまして、柴田教育次長、そして植田社会教育課長が説明いたします。

(柴田教育次長及び植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

学校教育課と社会教育課から専決処分の説明がありましたけれども、何かご質問等がございましたら、よろしくお願いします。

(質疑なし)

それでは、「議案第6号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年5月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見照会について 令和2年度与謝野町一般会計補正予算（第9号）専決処分」について、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第6号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年5月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見照会について 令和2年度与謝野町一般会計補正予算（第9号）専決処分」については、提案のとおり承認されました。

次に、日程第5「その他」に入らせていただきます。

「令和2年度生徒指導に係る状況について」高岡総括指導主事が報告をいたします。

(高岡総括指導主事)

(高岡総括指導主事より資料に基づき説明)

(塩見教育長)

ありがとうございました。令和２年度の生徒指導の現状でございますけれども、何かご質問等がございましたら。

[岡田委員]

いじめの関係で、保護者同士の理解というところも大切な視点になると思うのですが、子どもに何かあった時は、先生が主になって対応していただけたらと思っております。保護者との対応となった時に、特に若い先生は、年上の保護者に対しての対応が難しいと思うので、そういう時に、他にアドバイザーとして入ってくださる方が付いての保護者対応になっていますか。

[高岡総括指導主事]

担任一人で、保護者からのいろいろな問い合わせとか、強い要望に対応するというのは難しい部分もあります。教務であったり、教頭が一緒になって対応している学校がほとんどです。説明についても、担任のみならず、生徒指導主任と一緒にいく学校もあり、最初から教頭と行くところもある。保護者の方も、学校の教頭のような管理職と話しても理解してもらえない場合もございますから、スクールカウンセラーとか、あるいは「まなび生活アドバイザー」等の方に入っていただき、保護者と話をしてもらうケースもございます。

[岡田委員]

若い先生は経験も少ない中で対応されるのですから、先生自身が自信を失ったり、対応が難しい時に、先生が倒れたりすることがないように、専門的な機関を使って、いろいろなフォローもしてあげてほしいと思います。

[佐々木委員]

問題事象件数のところで、低学年がすごく増えていますが、これは最近に見られる傾向ですか。それとも、前から低学年は多いのですか。

[高岡総括指導主事]

小学校の低学年の事象が増えてきたのは最近の傾向です。昨年度の増加は、同一児童の繰り返しが大きな要因です。解決に向けては、家庭との連携が必要となってきます。

[佐々木委員]

不登校の状況も含めて、低学年から問題事象が出現しているのは、こども園、保育所時代から小学校への繋がりが大事なのだと思います。昨年のこども園訪問で、こども園も小学校と連携を行っておられるという話をされていましたが、そういった取組をどんどん進めていったほうが良いという感想をもちました。

[高岡総括指導主事]

すべてではないですが、低学年の時期から３０日以上の不登校は、就学前の養育、親子関

係、愛着等にも要因があるのではないかと考えられます。ですから、課題解決に向けてのこども園等との連携はとても重要です。

[塩見教育長]

他にありますか。ありませんか。

それでは、次にその他です。事務局から何かありましたら。お願いいたします。

(柴田教育次長)

今回の教育委員会議ですが、6月25日(金)の午後2時からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(塩見教育長)

6月25日(金)午後2時から定例会をお願いします。以上で本日の会議を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後2時55分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和 3 年 5 月 2 4 日（月）

午後 2 時 0 0 分～

場 所：加悦保健センター 2 階農事相談室

日程第 1 会議録署名委員の指名
酒井委員 佐々木委員

日程第 2 確認事項
会議録の確認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 審議事項
議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年 5 月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見照会について
令和 2 年度与謝野町一般会計補正予算（第 9 号）専決処分

日程第 5 その他
・令和 2 年度生徒指導に係る状況について

議案第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年 5 月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見
照会について 令和 2 年度与謝野町一般会計補正予算（第 9 号）専決処
分

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育
委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項
について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを
報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 2 4 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

提案理由

令和 3 年 5 月与謝野町議会臨時会への提出議案に関し、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委
員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対す
る事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求める
ものである。

専決第 3 号

専決処分書

令和 3 年 5 月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見照会について 令和 2 年度与謝野町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について、町長から意見を求められたので、異議のない旨意見を申し出ることを専決処分する。

令和 3 年 4 月 3 0 日

与謝野町教育委員会

教育長 塩 見 定 生

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年6月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和3年6月25日（金） 1日間 至 令和3年6月25日（金）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安 指導主事 茂籠 のぞみ				
署名委員	委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔				
そ の 他	【傍聴者】 1名				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 3 年 6 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について ・旧桑飼小学校解体撤去工事請負契約の締結について ・令和 3 年度与謝野町一般会計補正予算（第 2 号）	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ なし
そ の 他	・ 京都府学力診断テストについて ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年6月25日 午後2時00分から午後3時38分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[塩見教育長]

定刻になりましたので、令和3年度第3回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思いを。本日は会議の傍聴を許可しましたので、報告しておきます。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ご確認いただいたということで、本会議終了後に署名をお願いいたします。

それでは、日程第3、「教育長の報告」に移ります。

今年は5月16日に梅雨入りし、いまだに梅雨という状況です。大変長い梅雨ということで、子どもたちにとっては、外で発散できる機会がないということもあります。非常に可哀そうに思えますけれども、コロナ感染の状況を考えますと仕方のないことでは無いかと思えます。緊急事態宣言が5月12日から31日、その後延長されまして、6月20日まで緊急事態宣言が発令されておりました。20日で解除になりましたが、続いて、まん延防止等重点措置が7月11日まで行われるということでございます。

皆様方をご承知の通り、京都府でも感染者が減ってきている状況ですので、後ほど担当者が説明いたしますけれども、社会教育、学校教育の対応についても変更を行っておりますので、ご確認いただきたいと思います。

ワクチン接種の状況も進んでおりまして、町の状況としましては、65歳以上の方で一回目の接種を終えられた方の割合は、60.7%です。対象者が8,038人のうち、4,876人ということで、二回目も接種された方は、2,707人ということですので、33%くらいの方が接種されたということでもあります。こう考えますと、これから後に64歳以下、50歳台の方が対象ということになっていきますので、ワクチンの接種によりコロナ感染症

が終息していけばいいなというふうに思っております。ただ、変異株のウイルスが非常に感染力が強いと言われておりますので、まだ安心できる状況ではないのかもしれませんが。

また、暑さも増してまいりましたので、子どもたちのマスクの着用については、柔軟に考えたうえで、感染症対策を行っていく必要があるだろうと思っております。登下校時、体育の時間、部活動の時間につきましては、状況に応じて、マスクを着用しなくてもいいということにしているところでございます。

また、学校内におきましては、一昨年度にエアコンの設置ができましたので、校舎内の温度管理は、良い状況にあるのではないかと考えておりますけれども、後ほど、その状況につきましてもお話しさせていただきたいと思っております。

小中学校の状況ですが、どうしても活動が制限がされておりますので、コロナ以前のような活動が不十分で、特に楽しみである校外学習ができないということがあり、中でも低学年はストレスがあるのだなというふうに思っております。

しかし、どの学校もタブレットを使った授業を実施しており、教育委員会の職員も小中一校ずつ見せていただきましたので、委員の皆様も、機会があったら学校の状況を見ていただければと思っております。

主なものとしては、小学校は田植えや花植え、交通教室、地域探検です。授業参観も制限を加えながら実施しているということです。それから、運動会も制限しながら実施しているということです。昨日は、加悦小学校、岩滝小学校で実施しましたし、山田小学校、石川小学校も終わりました。今度の土曜日が市場小学校です。各学校ともに感染対策を工夫しながら、家族の方々の応援などを制限されながら実施しているということでございます。

中学校につきましては、中間テストが実施されましたし、体力テストも実施しております。それから、校内陸上をやっておりますが、例えば、江陽中学校では学年ごとに、学年ごとに開催日を変更して校内陸上を実施したという報告を受けております。

部活動や生徒会活動も工夫しながら、各学校が実施しているということでございます。

部活動では丹後ブロックの中学校陸上競技選手権大会がありまして、この大会は上部大会に繋がる大会ということで実施しているところです。

ところが、協会関係が実施している大会は一切中止となりました。中体連で実施する府下大会、近畿大会、全国大会に繋がる大会は実施するということです。資料で記録を見ていただきたいと思いますけれども、コロナウイルス感染症対策で練習が不十分だったということもあり、記録は思うように残せなかったのではないかと考えています。

お手元の新聞記事ですが、三中学校の生徒会活動合同交流会を16日に開催しており、京都新聞社が取材に来てくれました。こういった活動は、中学生自身が、SNSの使用は、どうあるべきかとか、いじめ問題はどうかといったことを考えながら、いけないことはわかっているけれども、どうにもならないということを議論していった、より良い学校づくりに寄与していこうという取り組みをスタートしました。3中学校が交流しながら、年々、深めていこうということでございますので、参考までに見ておいていただきたいと思います。

特色ある学校づくりにおきましては、江陽中学校がNHK放送局が、午後6時30分に放送している「はてなりサーチ」という番組に応募しまして、今のサイクリングロードはかつて、何が走っていたのでしょうか？という内容でリサーチを行いまして、研究したという取組が取り上げられました。

橋立中学校は例年取り組んでいる与謝の海支援学校との交流会を実施したいということで

したが、コロナウイルス感染症の影響で、二学期に延期しました。

加悦中学校では、ちりめん街道をはじめとしたふるさと講話ということで、社会教育課の加藤主幹が加悦中学校に出向きまして、生徒に話をしたということでございます。

今後、学校をどのようにしていかなければならないかということですが、一点は、修学旅行をどのように実施していくかということがあります。

橋立中学校は、今度の日曜日に長崎、福岡に行く予定でしたが、秋に延期をしております。

山田小学校は24日、25日の予定でしたが、行先が関西ですので、9月に延期しています。

その他の学校も全て秋に延期しているところですが、ホテルを予約するのが難しいようです。

学校行事につきましては、制限を加えながら実施しているというのが現状です。

これからも実施方法を考えていかなければならないのが、音楽フェスティバルです。これは、声を出していかなければなりませんし、合奏していくこともありますので、去年は町有線テレビを使い、収録したものを放映しておりましたけれども、そういったことも今後検討していかなければならないだろうということころです。

加悦谷小学校の陸上記録会は、昨年と同じように、各学校において、分散のうえ実施してこうという形に決定しておりますので、お知らせしておきます。他の学校と競っていくことは大事なことと思いますけれども、ご理解いただきたいと思います。

進路指導の充実ということでは、これも進路説明会が合同では開催できませんでしたので、現在、高校から各中学校に出向いてもらい進路指導の話をさせていただいているという状況です。中学校3年生にとっては、いよいよ受験となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さきほども申し上げましたけれども、「まん延防止等重点措置後」の対応につきましては、学校教育、社会教育ともに担当者からご説明させていただきます。

教職員の働き方改革につきましては、今も取り組んでおりまして、特に退勤が遅い教職員については、校長が面接指導しているところでございます。学校の業務停止日は8月10日から16日までです。この期間は学校は休止日ということにしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、私からの現状についての報告とさせていただきます。

[高岡総括指導主事]

学校教育に関わる「まん延防止等重点措置後」の対応ですけれども、6月21日から7月11日まで、三段階に分けて、段階的な教育活動の再開ということで、修学旅行を例に挙げますと、6月21日から7月2日までは、宿泊を伴う活動については中止する。7月3日から宿泊を可能にするというように、段階を分けて進めています。6月21日に計画していた山田小学校、6月27日に計画していた橋立中学校については、修学旅行を延期したということです。

修学旅行については、教育委員会で、その判断基準を定めているわけですが、京都府教育委員会が定めた基準に従って、与謝野町の実情に合わせ提示しております。

部活では、6月21日から7月2日までは、学校内だけの活動で、2時間以内ということです。7月3日から、対外試合、交流試合、練習試合を可能とする。ただし、2校程度で、100名以内ということです。2校程度で100名にならない場合は、複数校でも可能とい

うことで、中学校の校長と相談のうえ決定をしています。

7月11日からは、その制約がとれますので、7月21日から開催予定の丹後管内の総合体育大会は、実施できるということですが、今後のコロナウイルス感染症の状況によっては、観客数を制限するというようなことが考えられます。昨年もバスケットは対策を講じていましたけれども、生徒1人に対して、保護者1名のみの観戦可能ということでしたので、そういった対応は今後も実施するものと思います。

非常事態宣言下の運動会は全て延期等の対応を行っております。明日の市場小学校で全ての小学校が終了いたします。無観客とした学校もありましたので、全て町有線テレビが収録をして、放映を見ていただくということです。

秋の小学校陸上大会につきましても、各校での開催を行い、小学校の駅伝大会についても、去年と同様に二回に分けての実施。音楽フェスティバルについては、各校開催で町有線テレビの収録番組を放映という形で、今年度は実施するということです。以上です。

[塩見教育長]

社会教育はどうですか。

[加藤主幹]

社会教育施設ですが、「まん延防止重点措置」期間は、施設を閉じていました。現在は通常どおり開館しております。消毒等の感染防止対策に関しては、従来通り適切に実施しています。以上です。

[塩見教育長]

それでは、私からの報告等に何かご質問等がございましたら、お願いします。

[岡田委員]

三中学校の生徒会活動合同交流会は嬉しいスタートで、今後、クラブ活動やいろいろなことで、生徒自身で課題に直面していることを話し合って、解決していったら良いなと思います。

ワクチン接種のことでお聞きしたいのですが、今は65歳以上が対象ですけれども、対象年齢が下がっていったって、先生方も接種が受けられるようになると思うのですが、その場合、普段の授業日にワクチン接種をする場合は、欠席扱いにならずに、お休みを取ってできるのか。

また、子どもたち自身も保護者の同意があればワクチン接種ができるようになると思うのですが、今後、そういう場合は欠席扱いになるのか、次の日に熱が出たりすることもあると思うのですが、それはどういう対応になるのか教えてください。

[柴田教育次長]

教職員の先生方ですけれども、接種をされる日については専免（職務専念義務免除）の取扱いになります。また、次の日に体調不良等でお休みをされる場合も専免になります。

[高岡総括指導主事]

児童生徒につきましても、出席停止扱いです。ワクチンを受けた次の日に副反応がある、なしに関わらず、発熱等で休む場合は出席停止の扱いができるということです。

[塩見教育長]

別件はありますか。

[酒井委員]

2点お伺いします。1点目は、ワクチン接種の件ですけれども、近隣の町で話題になっていましたけれども、一定年齢以下の子どものワクチンの接種に関しては、集団接種のようなことをする可能性があるのか。具体的なことは進んでいないと思うのですけれども、何かお考えがあればお伺いします。

2点目ですけれども、大学入試の教科から英語の導入が完全になくなるという件ですが、この数年で学習指導要領が変わるということで、入試では導入できないだろうということになったようなのですが、学校現場で英語指導について混乱がないかということです。

[柴田教育次長]

子どもたちのワクチン接種ですけれども、ファイザー製のワクチンについては12歳以上の子どもたちも打てるということで、実際に与謝野町では、65歳以上の方のワクチン接種が終了して、第二段階では60歳から64歳までの方と、12歳以上の基礎疾患をお持ちの方の接種を優先的に行うということです。基礎疾患を持っている子どもたちは、希望すれば接種することとなっています。

こちらについては、基礎疾患をお持ちの方なのですが、集団接種も可能ということですので、基礎疾患を持っておられるので、基本的には「かかりつけ医」と相談していただくことになりますので、個人接種が多いと思います。けれども、例えば、北部医療センターが「かかりつけ医」の方は、今は個別接種が行われていないので、町の集団接種を受けていただく形になります。集団接種の他には、与謝野町に相談していただいて、町立国保診療所か、個別医院を紹介していく形になりますので、具体的に子どもたちに打っていく可能性があるということになります。

また、全体的な今後の接種の方針ですけれども、今のところは保護者の方の同意と同伴が必要になりますので、基本的には土日の接種が考えられるのですけれども、個別接種も集団接種もどちらも視野に入れて与謝野町は準備をしていくという形です。報道によると文科省等の方針では個別接種のほうが望ましいということなので、「かかりつけ医」を中心に子どもたちは接種をしていくだろうという考えです。

学校を会場としての集団接種を行うということは、今のところは考えていないということになります。

[高岡総括指導主事]

そのことについてしっかりと学校と協議をしたわけではないのですが、大学の入試内容が変わろうと、小学校でここ数年で作りに上げてきた授業方法を変えとか、中学校で考え、指導してきた内容を変えるということにはならないと思います。

例えば、話すこと、聞き取ること、それが入試の内容にならない場合でも、社会に出れば必然として求められる力ですし、その力が無いと通用しないという今の現状で言うと、教える内容を変えるというのではなくて、そのことは大事にしながら、今後も進めていかなければならないと思いますので、そういった話を小中学校の担当者や校長としていかなければならないと思います。

[塩見教育長]

入試問題の影響は大きいですから、今後とも注視していこうと思います。
それでは、別件はありますか。

[佐々木委員]

先日、子どもの小学校で授業参観がありまして、4年生の授業でタブレットを使用されてい
ました。その使用方法ですが、子どもたちが直接使うのではなくて、先生が使用されていたの
ですけれども、算数の図形を描く場面で、子どもたちが図形を描くところを先生が撮影され、
その様子をモニターでリアルタイムで出力されていました。そういった使い方を拝見してきま
した。

[塩見教育長]

様々な場面で、タブレットの使用方法について見ていただきたいと思います。

[樋口委員]

地域の保護者の方から、「熱中症の危険がある状況で、子どもがマスクを着けたままで下校し
ていた。コロナ禍における学校でのマスクの着用についてどう指導しているのか」という疑問
をいただきました。熱中症に対応した臨機応変なマスクの着脱が、子どもたちまできちんと伝
わっていないところが見受けられました。コロナも怖いのですが、熱中症も怖いのです。熱中症
も命に関わることでありますので、その指導が不十分だったということはありませんので、教育委
員会事務局に連絡のうえ対応していただいたことを報告させていただきます。

[高岡総括指導主事]

委員がご指摘の通り、体育の授業、あるいは登下校においては、必ずマスクを下さいとい
う指導はしていません。

状況に応じて臨機応変な対応ということです。2月に大阪において、体育の授業時にマスク
をしていて、死亡するといった事案もありましたので、今回のご指摘を受ける前から、体育の
授業、あるいは登下校については、必ず着けなさいという指導ではなくて、適宜、対応してく
ださいという指示文書を出しておりました。

今回も、再度、そういった連絡をいただきましたので、その対応について、あらためて文書
を発出するとともに、学校には適切な対応をするように指導をさせていただきました。

マスクを付けたまま体育を行うというのは、呼吸が困難な場合も想定されますので、学校で、
場面や状況に応じ、適切な活動をしているということでございます。

[樋口委員]

万が一のことがあってはいけませんので、徹底をお願いしたいと思います。

[塩見教育長]

これからも暑い日々が続いてきますので、子どもたちの登下校、また、体力テストなど、様々
な場面で配慮をしていかなければならないと思っております。

[高岡総括指導主事]

さきほどの大阪の事例もありましたので、文部科学省が「熱中症対応マニュアル」を作成しており教育委員会に届いています。これを基に、現在「京都府版」を作成されておられますので、それらを参考に「与謝野町版」を作成のうえ、各学校に提供する予定です。

文部科学省のマニュアルは早期に周知することとしています。

[塩見教育長]

内容が保護者に伝わるように徹底してほしいと思います。

食中毒も注意する必要がありますので、併せて周知することいたします。

次に日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

初めに議案第7号「専決処分の承認を求めることについて、令和3年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について」を議題にしたいと思います。

はじめに旧桑飼小学校解体撤去工事請負契約の締結について柴田教育次長及び社会教育課加藤主幹が説明いたします。

(柴田教育次長及び社会教育課加藤主幹から資料に基づき提案理由等説明)

[塩見教育長]

説明がありましたけれども、何かご質問等がございましたら、よろしくお願いします。

[樋口委員]

アスベストについては、誰もが敏感になる物質ですので、町民の皆様であったり、地域の皆様にこういった形でご理解いただくことが重要ではないかと思います。

区を通じて住民の方にお伝えする形をとられるのですか。

[柴田教育次長]

保育園の保護者の方には、既に一度、保護者説明会を開催させていただきました。コロナ禍であったので、集まっていただくことが難しいかと思われましたので、事前に資料を保護者全員の方に配らせていただいて、事前に質問を受け付ける形をとりました。当日に参加いただいた保護者は4名でした。

また、地域住民の方につきましては、請負業者の調整が済み次第、地域説明会を開催させていただきます予定としております。

[樋口委員]

ありがとうございます。

[塩見教育長]

別件はありますか。

[酒井委員]

次長の説明の中で、入札が2度不調に終わったとの説明がありました。

その影響で与謝の園の建設が遅れるという説明がありましたので、こども園の新園舎を建設する今後の予定においても何か変更があるのであれば、教えてください。

[柴田教育次長]

まず、こども園の建設につきましては、こども園はグラウンドに設置することで、工事を進めていますので、桑飼小学校の解体工事による影響はないということでございます。

北星会が建設をされる予定の与謝の園ですけれども、この影響で、当初よりも工事が3ヶ月程度遅れますので、与謝の園の工期も3ヶ月ずれこむということになり、たいへんご迷惑をかけていると思っております。

解体工事が終わりましたら、桑飼小学校の校舎が建っていた土地の発掘調査が必要になりますので、その発掘調査の期間によっては、3ヶ月の遅れについても前後するということになります。

発掘調査の期間等については、加藤主幹から説明をお願いします。

[加藤主幹]

北星会さんのスケジュールでは、着手に余裕を持っておられたようなので、解体工事の遅れによる影響は少ないようです。この事情により一番影響を受けたのは発掘調査でございます。建設課と協議しまして、解体工事の工期中でも安全になった部分から調査に入っていくこととしております。最初に職員室と体育館から解体するので、その解体が終わったら、調査を開始し、順に追いかけてながら調査を進めていくという形にならざるを得なくなったという状況です。

その中で心配なのは、解体現場に私たちが入るので、そのあたりで危険なことがなければいいと思っております。請負業者も嫌がるのではないかとこの心配もしています。

[岡田委員]

アスベストのことも注意していただきたいですが、工事車両の交通量も注意をお願いします。、大きなトラックが入ってくるでしょうから、事故とか、騒音とかも十分に注意して工事を進めていただきたいと思います。

[柴田教育次長]

岡田委員がおっしゃるように、交通量のほうも気にしています。約6千トンの廃材が出るということです、単純に10トントラックだったら600台の出入りになるということになります。ご迷惑をかけないということにはならないと思いますので、交通整理員等を配置しまして、なるべく安全確保に努めたいと思っています。

[塩見教育長]

別件はありますか。無いようでしたら次に移ります。

つづきまして、令和3年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）柴田教育次長及び社会教育課加藤主幹が説明いたします。

（柴田教育次長及び社会教育課加藤主幹から資料に基づき提案理由等説明）

[塩見教育長]

ありがとうございました。何かありますか。

[酒井委員]

学校用サーバーなのですけれども、通信量の容量が足りないのだと思うのですけれども、これは毎年かかるリース料ですか。何年間かかるリース料なのですか。

[柴田教育次長]

このリース用サーバーの金額については、7月から3月までのリース料になりますので、9ヶ月分のリース料になります。来年からは12ヶ月分のリース料で、通算で5年間のリース契約になります。使用料には、機種 of リース料だけではなくて、機種の管理費用と、設定料も含まれています。

[酒井委員]

今までから学校用のサーバーをリースしていたものを、良い物に変えたということですか。

[柴田教育次長]

ウィンドウズアップデート用のサーバーを新たに設置するというものです。

[塩見教育長]

それでは、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて、令和3年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

[塩見教育長]

挙手全員でございます。よって、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて、令和3年6月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について」は、提案のとおり承認されました。

[塩見教育長]

次に、議案第8号「与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について」を議題とします。提案理由等について 社会教育課 加藤主幹 が説明いたします。

(社会教育課加藤主幹から議案に基づき提案理由等説明)

[塩見教育長]

何か、ご質問等はございますか。

[岡田委員]

三河内郷土資料館は古い物がたくさんあって、子どもたちが学習に使用していると思うのですが、コロナの影響で利用率はどうなっていますか。

[加藤主幹]

三河内の郷土資料室の発端は、三河内の郷土史研究会の太田典礼さんがリーダーだったんです。彼が集めたものを町が引き継いだのですが、昭和30年代を基調とした居間であったり、台所であったり、田の道具や織物の道具を集めているということです。

週に二日間、土日だけ開館しています。祝日は休館しています。利用者の大半は小学生以下です。小学生か幼稚園、保育園、もしくはもっと小さい子どもたちでございまして、コロナ感染症の無かった2年以上前の話をしますと、合併当初は年間900人くらいの利用者だったのですが、現在は、300人から200人程度に減っています。三河内の子どもの減少と比例しています。三河内小学校の子どもがすごい勢いで減りましたので、その絡みもあり、利用者も減っています。中学生になると来なくなります。小学生は校区外に出ないという約束があるので、利用は三河内の子どもだけです。年間200人から300人ということですが、あとは学校の授業です。3年生の授業のカリキュラムに「昔の暮らし」という授業があります。年間4校ほど3年生が授業で使うというのが今の資料室の現状でございまして、利用状況につきましては以上でございまして。

[塩見教育長]

他にありますか。

[塩見教育長]

それでは、議案第8号「与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

[塩見教育長]

挙手全員であります。よって、議案第8号「与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程第5「その他」に入らせていただきます。

「令和3年度の京都府学力診断テストについて」を議題とします。茂籠指導主事が報告をいたします。

(茂籠指導主事から資料に基づき説明)

[塩見教育長]

何か、ご質問等はございますか。

これを参考に、秋の学校訪問等で精査していただいて、話をしていただければと思います。

〔酒井委員〕

良いか悪いかは別として、与謝野町の子どもがテスト慣れしていないということはないのですか。例えば、都市部ではテストを受ける機会が多くて、与謝野町の子どもはテストを受ける機会が少ないということはないのですか。小学校でもテストはありますし、中学校でも定期テストはありますが、定期テストはある範囲の中から出るので、引き出しはそこにある。でも、学力診断テスト等は、今まで習った全てのことが範囲になると思うので、知ってはいるけれども、どの引き出しから出すのか、わからないという意味の、テスト慣れしていないということはないのですか。

〔茂籠指導主事〕

都市部と当町での「テスト慣れ」については、定かではありませんが、小中学校でのテストは、多くがその単元の学習を終えての「まとめテスト」です。委員のご質問にあるように、初めて見る問題でも長文を読んで回答する問題でも今まで学習した内容を基に自ら問題を解決する力も求められています。そのための読解力もしっかり身に着けることが求められています。学校では、そうした事も踏まえた学習計画や応用発展等で学習も計画していくことが大切だと思います。

〔酒井委員〕

私が思ったのは、例えば、数学で一次関数の問題と書いてあったら、一次関数の問題だと思って、それを何かに当てはめればいいのかと、そもそも文章に書いてあって、それが関数の問題だとすらわからないところの、コツみたいなものはある程度、経験を積まないとわからないところがある。例えば、学力診断テストと同じようなものを何回か受ける機会があった子どもと、そういう機会が少なかった子どもは、そのコツのところでは差が出たりするのでは？と思ったので、他の学校がどうなのかかわからないのですが、全然わからないということで自信をなくすのはかわいそうだと思う。その部分がわかればできるはずなのに、その機会が少ないのでできないのはかわいそうだと思います。点を取ることが目的ではないので、それが良いわけではないのですけれども、そういう部分があるのではないかと思います。

〔塩見教育長〕

他にありますか。

〔樋口委員〕

結果の数字が高いのに越したことはないと思うのですが、この数字だけで一喜一憂する必要はないと思います。これから、どういうふうこれを基に伸ばしていけるかということ、現場の先生であったり、私たちがどう捉えていくかということの資料としてありがたいと思います。

[高岡総括指導主事]

この結果をどのように分析するのかということ、そしてどのように授業改善に生かしていくのかということが大切です。

[塩見教育長]

それでは、その他です。事務局から何かありましたら、お願いいたします。

[柴田教育次長]

今回の教育委員会議ですが、7月1日(木)の午前11時からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[塩見教育長]

7月1日(木)午前11時から定例会をお願いします。以上で本日の会議を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後3時38分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和 3 年 6 月 2 5 日（金）

午後 2 時 0 0 分～

場 所：加悦保健センター 2 階農事相談室

日程第 1 会議録署名委員の指名

岡田委員 樋口委員

日程第 2 確認事項

会議録の確認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 審議事項

議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年 6 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会
について

- ・旧桑飼小学校解体撤去工事請負契約の締結について
- ・令和 3 年度与謝野町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 号 与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について

日程第 5 その他

- ・京都府学力診断テストについて
- ・今後の予定について

議案第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年 6 月 与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見
照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育
委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項
について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを
報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 5 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩 見 定 生

提案理由

令和 3 年 6 月 与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委
員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対す
る事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求める
ものである。

専決第 4 号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 26 日

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

別紙

令和３年６月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に 対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、令和３年５月２４日付３与総第２０６号で意見を求められました令和３年６月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- １ 旧桑飼小学校解体撤去工事請負契約の締結について
- ２ 令和３年度与謝野町一般会計補正予算（第２号）

以上２件について、意義ありません。

工 事 概 要

1. 工 事 名 旧桑飼小学校解体撤去工事
 2. 工事場所 与謝野町字明石地内
 3. 工事内容 解体建物概要

	棟名	構造	階数	延べ面積
1	校舎棟	R C 造	2 階	1, 483. 30 m ²
2	本館棟	R C 造	1 階	383. 81 m ²
3	屋内運動場棟	R C 造	1 階	468. 56 m ²
4	倉庫	S 造	1 階	64. 00 m ²
5	渡り廊下	S 造	1 階	37. 53 m ²
6	鳥小屋	W 造	1 階	10. 73 m ²
7	ポンプ室(プール)	C B 造	1 階	9. 43 m ²
8	自転車置場	S 造	1 階	9. 64 m ²

その他 プール、建物基礎、アスファルト舗装、雨水排水枟、コンクリート側溝、ネットフェンス、植樹

4. 契約事項

- (1) 工事請負額 1 8 0 , 3 5 3 , 8 0 0 円
 請負工事価格 1 6 3 , 9 5 8 , 0 0 0 円
 消費税相当額 1 6 , 3 9 5 , 8 0 0 円
 (2) 契約の方法 指名競争入札
 (3) 工 期 令和 4 年 1 月 3 1 日
 (4) 契約保証金 1 8 , 0 3 5 , 3 8 0 円 (契約金額の 1 0 % 以上)
 (5) 前 金 払 契約金額の 4 0 % 以内の額

5. 工事費の財源内訳

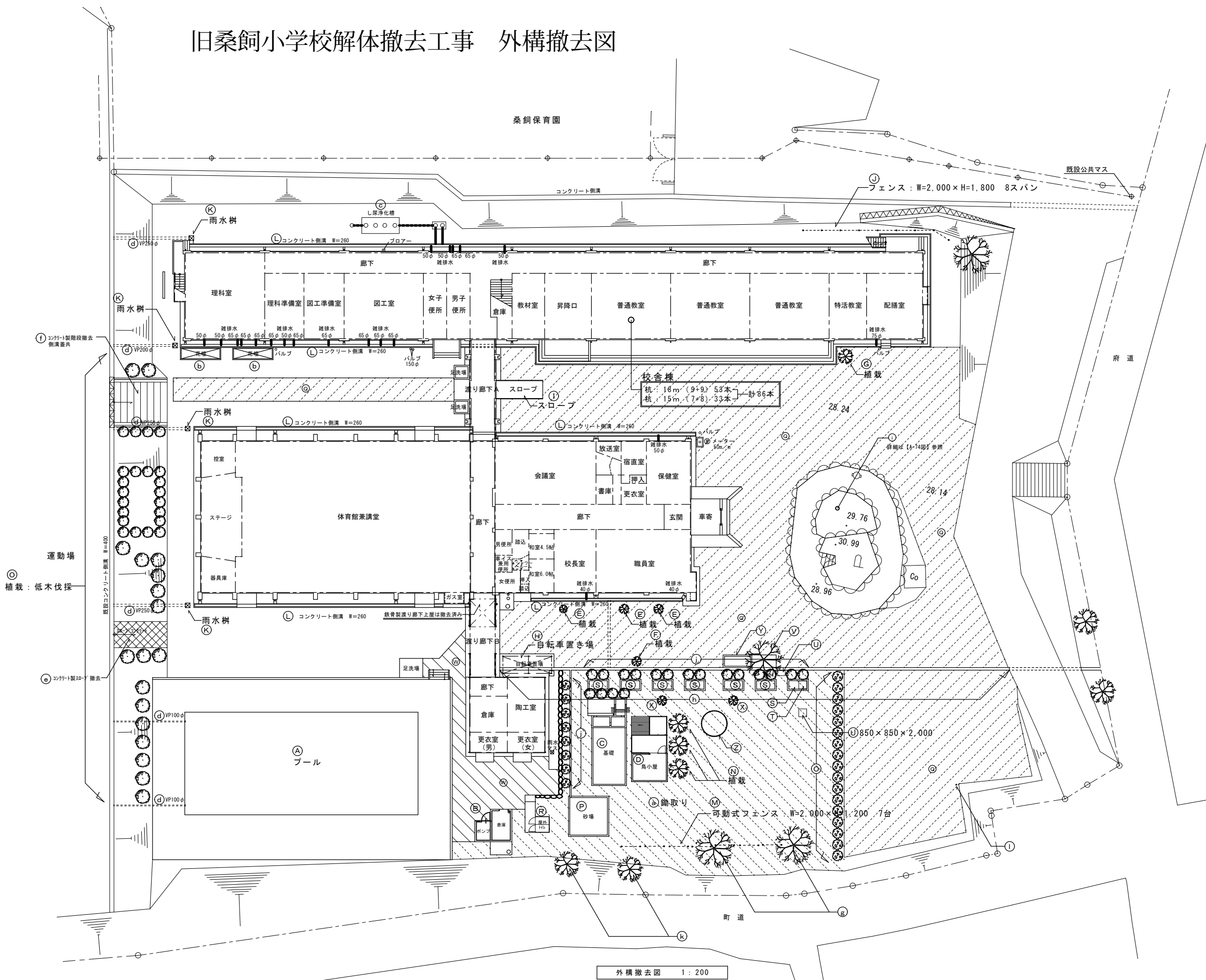
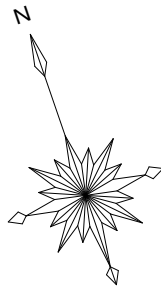
(単位：円)

項 目	区 分	金 額	摘 要
財源内訳	起 債	0	
	そ の 他	180, 353, 000	地域振興基金
	一般財源	800	
合 計		180, 353, 800	

6. 入札参加業者

砂後建設株式会社	安田建設株式会社
石本建設株式会社	山城建設株式会社
株式会社きしべ建設	以上 5 者

旧桑飼小学校解体撤去工事 外構撤去図



外構撤去内容		
符 号	仕 様	数 量
A	プール撤去	1.00か所
B	プールポンプ小屋 撤去	1.00か所
C	基礎 撤去	1.00か所
D	鳥小屋 撤去	1.00か所
E	植栽：H2.0×C0.2×W2.0程度 撤去《伐採・伐根》	3.00本
F	植栽：H3.0×C0.2×W2.0程度 撤去《伐採・伐根》	1.00本
G	植栽：H6.0×C0.5×W4.0程度 撤去《伐採・伐根》	1.00本
H	自転車置き場 撤去	1.00基
I	スロープ 撤去	1.00か所
J	フェンス：W=2,000×H=1,800×8スパン 撤去	1.00か所
K	雨水樹 撤去	4.00か所
L	コンクリート側溝：W=260 撤去	
M	可動式フェンス：W=2,000×H=1,200 撤去	7.00台
N	植栽：H8.0×C0.5×W6.0程度 撤去《伐採・伐根》	3.00本
O	植栽：低木伐採	53.00株
P	砂場 撤去	1.00か所
Q	アスファルト舗装 撤去及び真砂土埋戻し	約1,440㎡
R	屋外トイレ（参考品番：㈱ハマネット TU-2P2J）	1.00か所
S	花壇：C8150 2段積 W2.25×D1.20程度 撤去	7.00か所
T	百葉箱 850×850×2,000 撤去	1.00か所
U	モニュメント 撤去	2.00か所
V	植栽：H8.0×C1.2×W8.0程度 撤去	1.00本
W	コンクリート舗装 撤去及び真砂土埋戻し	約90㎡
X	植栽：H2.0×C0.2×W2.0程度 撤去《伐採・伐根》	2.00本
Y	花壇：3,100×1,350(300φ 石積み)程度 撤去	1.00か所
Z	花壇：花壇レンガブロックの60 40個程度 撤去	1.00か所
a	鉤取り及び塀内敷き均し、転圧 H0.3程度	約684㎡
b	花壇：4,400×1,300(コンクリート製 100φ×H200)程度 撤去	2.00か所
c	浄化槽(57人槽) 撤去	1.00か所
d	排水管(VP100φ～250φ) 撤去《側溝取付部は砂砂仕舞》	6.00か所
e	コンクリート製x0-7 撤去及び真砂土埋戻し	1.00か所
f	コンクリート製階段 撤去及び真砂土埋戻し	1.00か所
g	植栽：H8.0×C0.9×W10.0程度 撤去《伐採・伐根》	2.00本
h	コンクリート側溝：W=250×H=400×L=55,000 撤去	55.00m
i	築山 撤去《但し、移設設置及び別途移設あり》 詳細は【A-74図】参照	1.00式
j	植栽：低木伐採	30.00株
k	植栽：H5.0×C0.3×W5.0程度 撤去《伐採・伐根》	2.00本
l	街灯撤去（H=5,000程度）	1.00本

令和 3 年度

一般会計補正予算（第 2 号）資料

（教育委員会 所管分）

一般会計補正予算（第2号）： 教育委員会 補正予算資料

■予算額推移表（歳出）

学校教育課分

単位 千円

款	項	目	科目名称	現額	当初	第1号 補正	第2号 補正	説 明
教育費	教育総務費	事務局費	職員人件費	52,969	54,342		▲ 1,373	・ 職員の異動によるもの
教育費	教育総務費	教育振興費	教育振興費一般経費	18,073	16,298		1,775	・ メールマガジン通信料 383千円 ・ 学校用サーバ リース料 1,392千円
教育費	小学校費	学校管理費	職員人件費	9,362	13,203		▲ 3,841	・ 学校用務員 正職員 1 名減によるもの
教育費	小学校費	学校管理費	小学校管理運営事業	144,942	143,992		950	・ 岩滝小学校 特別支援教室修繕 （化学物質過敏症対策） 950千円
教育費	小学校費	教育振興費	小学校教育振興事業	4,753	3,549		1,204	・ 修学旅行キャンセル料等補助金 1,204千円
教育費	中学校費	学校管理費	職員人件費	6,520	2,579		3,941	・ 学校用務員 正職員 1 名増によるもの
教育費	中学校費	教育振興費	中学校教育振興事業	4,768	3,026		1,742	・ 修学旅行キャンセル料等補助金 1,742千円

社会教育課分

教育費	社会教育費	社会教育総務費	職員人件費	64,919	66,541		▲ 1,622	・ 職員の異動によるもの
教育費	社会教育費	文化財保護費	文化財保護・活用事業	37,370	37,300		70	・ 旧尾藤家住宅調査報告書印刷製本費 55千円 ・ 運搬料 15千円
教育費	社会教育費	図書館費	図書館管理運営事業	22,448	22,156		292	・ 図書館加悦分室エアコン修繕 292千円

■予算額推移表（歳入）

社会教育課分

単位 千円

款	項	目	科目名称	現額	当初	第1号 補正	第2号 補正	説 明
国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	社会教育費補助金	4,993	4,345		648	・ 国宝重要文化財等保存整備費補助金 648千円
府支出金	府補助金	教育費府補助金	社会教育費補助金	2,730	3,038		▲ 308	・ 重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金 ▲308千円 ・ 土曜日の教育支援体制等構築事業補助金 ▲826千円 ・ 地域で支える学校教育推進事業補助金 ▲290千円 ・ 子どものための地域連携事業補助金 1,116千円

議案第 8 号

与謝野町立三河内郷土資料室運営委員の委嘱について

次の者を与謝野町立三河内郷土資料室運営委員に委嘱したいので、与謝野町立三河内郷土資料室運営委員会設置要綱第 3 条により、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 5 日

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

住 所	氏 名
三河内	太田 亙
三河内	武田 眞太郎
幾地	安岡 孝子
三河内	藤井 透

(委員会の設置)

本委員会の設置は、与謝野町立三河内郷土資料室条例第 4 条第 3 項「教育委員会は、資料室の運営方針を策定するために、運営委員会を置くことができる。」により設置する。

(委員の任期)

委員の任期は、与謝野町立三河内郷土資料室運営委員会設置要綱第 5 条「運営委員会の委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」により、委員の任期は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 3 0 日まで。

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年7月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				臨 時 会	
開会場所	与謝野町役場加悦庁舎 2階 第2会議室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和3年7月 1日（木） 1日間 至 令和3年7月 1日（木）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安				
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 9 号 与謝野町教育委員会教育長職務代理者の指名について	同意

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ なし
そ の 他	・ 野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育のあり方検討委員会の報告書【提言書】に対する町の対応について」 ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年7月1日 午前11時00分から午前11時25分まで
- 2 場 所 与謝野町役場加悦庁舎 2階 第2会議室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

ただいまから、令和3年度第4回与謝野町教育委員会会議を開催いたします。本日の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございます。

酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【両委員とも了承】

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に日程第2「審議事項」に入らせていただきます。

初めに議案第9号 「与謝野町教育委員会教育長職務代理者の指名について」を議題といたします。

提案理由等について、柴田教育次長が説明いたします。

【柴田教育次長から議案に基づき提案理由等説明】

[長島教育長]

ただいま説明がありましたように、教育長職務代理者は教育長が指名することと法律により規定されておりますので、私から指名をさせていただきます。

教育長職務代理者につきましては、これまでのご経験と実績に基づき、岡田委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

岡田委員ご承認いただけますでしょうか。

【岡田委員承認】

それでは、議案第9号 「与謝野町教育委員会教育長職務代理者の指名について」提案のと

おり同意される方は挙手をお願いいたします。

挙手全員であります。

よって、議案第9号 「与謝野町教育委員会教育長職務代理者の指名について」は、提案のとおり同意されました。

次に、日程第3「その他」に入らせていただきます。

「野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育のあり方検討委員会の報告書【提言書】に対する町の対応について」植田社会教育課長が報告いたします。

【植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明】

[岡田委員]

一旦白紙ということですが、今後のスケジュールが分かれば教えていただけますか。

[植田社会教育課長]

内部調整中という事でお答えしますが、町長の方針を出されています様に、「白紙の状態から住民の皆様方と対話を重ねる」となっています。今、調整の目安に挙がっていますのは、令和4年12月頃で、対話に1年半～2ヵ年程度かかる見込みであり、住民の皆様の意見を聞いて進めていきたいと考えており、企画財政課が主管課となって担当する予定をしています。令和4年12月頃は、総合計画の後期基本計画を策定する時期であり、その時期を目安として解決する考えを持っています。今後、進め方に対して議会の了解も必要であると考えています。

[岡田委員]

野田川認定こども園が前市場保育所で運営されており、施設が狭く十分な保育が行いにくい事、保護者の方が車で一度に送迎する際に駐車場が非常に狭いとお聞きしました。現時点において、特に0から1歳児の子どもが年齢の大きな子どもに場所を占領されている印象も受けました。施設面の不足がある現状において、今後の対応をどの様にお考えでしょうか。それと給食センターも異物混入が数年前にありまして、老朽化が進んでいる状態です。異物混入の際に対応をしていただいたのですが、更に今後の方針を給食センターと協議して考える事はできないのでしょうか。

[植田社会教育課長]

行政側が作った計画を住民の方に了解が得られなかった経緯があります。町から同様に案を出せるかどうか難しいという反省がありまして、白紙の状態から行こうとしています。その中で給食センターは別であるとするのは難しいという感想を持っています。

[岡田委員]

野田川認定こども園も現状、そのままになるのかと思います。こども園の園長と話し合いを

重ねながら、不便が無い様にできる限りの事をして欲しいと思います。

〔植田社会教育課長〕

現在の市場にあります認定こども園は、岡田委員が言われた様な課題を認識している様です。先日、子ども子育て会議の中でも同様の意見が出ていました。町が計画している新しい認定こども園を早期に望まれている保護者の方もたくさんおられますので、それらを踏まえた上で進捗管理をしていく事になるかと思っています。現状の課題解決については、新しい認定こども園とは別に対応をしていくべきであると考えています。

〔樋口委員〕

以前、私は野田川地域の問題については、できるだけ町民の皆様の意見を伺って欲しい発言をさせて頂きました。限られた予算、人口の減少を考えた上での対応で、丁寧に説明をする必要があると考えます。前回の案が町の方から提案され、町民の一部から反対意見を含め、多様な意見をいただいて、現在の状況になりました。その中でも現状認識と方針の説明が欠けて不十分であり、ご理解がいただけなかったと反省しております。住民の皆さんの理解の上で、町民の皆様の意見をいただく必要があるかと思っています。反対派の意見というものは強固なものがあり、これまでに使用する事ができていた施設が無くなる事に対しての抵抗感は十分理解できるのですが、無償で使い続ける事が可能であるのか、これからの時代のことと町が1つになった事を踏まえた上で考えて、丁寧に説明をしていく必要があると思います。

〔植田社会教育課長〕

議論するまでに判断の物差しが合って無かったと思います。物差しを合わせる事ができなければ、話を進める事は難しいかと思われます。塩見教育長から町の財政が厳しいと話をしていただき、職員は殆どがその認識を持ってると思われますが、住民の方と共有ができていなかったのが失敗だったかと思われます。その議論を行わないと同じ結論になってしまい、10・20年後の方が困る危惧を行政側も持っています。

〔酒井委員〕

野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育という一括りになっております。岡田委員もおっしゃったのですが、特に社会教育施設を利用されている方の反対の声が大きかったと思われます。その一方で保育施設の関係で言いますと、早急に施設を作ってより良い環境で子育てをしたいという事もあるかと思っています。総合計画として1つの大きな方針は必要かと思われるのですが、片側を止める事で反対側も計画を止める事は、より良い教育・保育を提供する趣旨の意にそぐわないのかと思います。計画内容は大事なのですが、進め方も丁寧な説明、意見を言いにくい方からもどの様に意見を伺うのか。大局に立った上での判断は必要ですが、柔軟性を持った対応も必要と思います。それから教育委員会の関係でお伺いしたいのは、先ほど給食センターの話がありました。岩滝小学校と給食との兼ね合いも出てくるのかと思いますが、そこについては今後の方針と計画があれば教えていただきたいです。

〔柴田教育次長〕

給食センターの改築に伴いまして、岩滝小学校の自校給食についてもセンター化の方針を打ち出しました。学校給食あり方検討委員会へ提案を行ったときのご意見としては、委員会とし

で結論を出すのでは無く、岩滝小学校の保護者の方と十分に相談、説明をしていただきたいという事でした。岩滝小学校の保護者の方と説明会を2回程度実施しております。すべての保護者が給食センターへ移行することにご理解をいただいている訳では無いため、施設が新しくなるタイミングで再度説明を行い、ご理解をいただく方向で検討している所です。

[佐々木委員]

社会体育施設を利用されている方の意見があった様に、子ども子育て会議の意見も町民の意見だと思いますので、その意見を尊重していただき、こども園のあり方を検討していただきたいと思います。

また、噂話程度ですが、岩滝小学校の保護者の方からは、数年後に岩滝小学校も給食センターに移行するであろうという認識でおられるという意見も聞いています。

[柴田教育次長]

給食センターのアンケート調査結果としてましては、6割程度は止むを得ないという回答があったかと思います。説明の内容が行き届いていない実感がありまして、アレルギー対応が十分にできないための反対意見、手作りでは無い給食への反対、食育ができない等の反対意見もあり、確かに自校給食の様には対応できないかと思われませんが、食育については給食センターに配置している栄養教諭を各校へ送っての指導が行え、新しい施設になればアレルギー対応も今以上に対応する事が可能となりますので、その辺りを丁寧に説明をしていく必要があると考えています。

[岡田委員]

自校給食の方が良いことは、保護者の方々の共通の認識ではありますが、橋立中学校に行くセンター給食になるという意識があると思いますので、丁寧な説明をしていただければ、ご理解いただけると考えております。

[長島教育長]

他にありますか。ありませんか。

それでは、次にその他です。事務局から何かありましたら。お願いいたします。

【柴田教育次長より次回、教育委員会議の日程調整中】

[柴田教育次長]

次回の教育委員会議ですが、7月29日（木）の午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。おつかれ様でした。

午前11時25分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和３年７月１日（木）

午前１１時００分～

場 所：役場加悦庁舎２階 第２会議室

日程第１ 会議録署名委員の指名
酒井委員 佐々木委員

日程第２ 審議事項
議案第９号 与謝野町教育委員会教育長職務代理者の指名について

日程第３ その他
・野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会の報告書（提言書）に対する町の対応について
・今後の予定について

議案第 9 号

与謝野町教育委員会教育長職務代理者の指名について

与謝野町教育委員会教育長の職務代理者に関する規則（平成 30 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 2 条の規定により、次の者を教育長職務代理者に指名したいので、同意を求める。

令和 3 年 7 月 1 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

記

教育長職務代理者 教育委員 岡田 三栄子

対話で拓くまちの未来

第102回令和3年6月与謝野町議会定例会が閉会しました。会期中には、町の懸案事項でありました「野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方」について、今後の方向性を示すとともに、多くの議員の皆さまからも関連のご質問をいただいたところです。

令和2年7月に設置した「野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会」では、本件について大所高所から熟議を重ねていただきました。その結果、住民の皆さまへ提案させていただきました幼保連携型認定こども園の設置と社会教育施設の再編・統合も含む計画（案）について、計画立案段階において、より多様な住民参加による検討が必要であったと強くご指摘をいただきました。私はこの指摘を真摯に受け止めます。

現在、私たちの町は、少子化により社会で働ける人口が減少し、税金を納めていただける人が減っていく一方で、高齢者の割合が増え、扶助費など社会福祉面での支援費用が増大しています。これらを要因の一つとして、町の財政に余裕がなくなり、すべての公共施設を維持するだけの費用を捻出することができなくなっている状況です。また、道路や橋梁等といった社会基盤設備も同様に老朽化が進んでおり、関連の維持更新費用も膨大になると見込んでおります。

このような厳しい状況であったとしても、子どもからお年寄りにいたるすべての住民の皆さまが生き生きと暮らすことができると同時に、これから産まれてくる子どもたちにとっても希望の持てる持続可能なまちであり続けなければなりません。そのためには、今を生きる私たちがオール与謝野で現実に向き合い、知恵を出し合い、対話を重ねなければならないと、あらためて認識いたしました。

そのためにも、現計画案を一旦提案前に戻すことが必要と判断いたしました。そのうえで、年齢・性別・居住地・肩書などに関係なく、多様な方々にご参画いただき、白紙の状態から皆さまとともに対話を重ね、一緒に方向性を見出していくことを決心いたしました。

人口増加時代から人口減少時代へと移り変わったことで、まちづくりの根幹を見直さなければならなくなりました。その変化に向き合い、真に持続可能なまちづくりへの一步を踏み出すために、住民の皆さまと対話による豊かなまちづくりへのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和3年6月18日 与謝野町長 山添 藤真

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年7月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和３年７月２９日（木） 1日間 至 令和３年７月２９日（木）				
出席者数	委員 ５名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安 指導主事 杉本 淳				
署名委員	委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	なし	

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ なし
そ の 他	・ 学級満足度調査から見られる状況や課題について ・ 与謝野町文化財保存活用地域計画等について ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年7月29日 午前9時30分から午前11時25分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和3年度第5回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。はじめに、6月25日開催の会議録について確認をお願いいたします。

[酒井委員]

一部文言の修正をお願いいたしました。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会で承認・署名をいただくことといたします。

つづきまして、7月1日開催の会議録について確認をお願いいたします。

[樋口委員]

発言者の修正をお願いいたしました。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会で承認・署名いただくことといたします。

それでは、日程第3、教育長の報告に入らせていただきます。

東京オリンピックでの選手の活躍に大きな感動を連日もらっているところですが、東京のみならず全国的に変異株、デルタ株による第5波の猛威がまさに避けられない状況にあると、今まで以上の危機的な状況を想定する必要もあるのではないかと案じています。

参考としてになりますが、与謝野町の全体のワクチン接種の状況としては、町内の13歳

以上の在住者が接種対象者で7月20日現在で1回目は約50%、2回目は約30%という状況と聞いています。幸いにして、教職員につきましては、接種が進んでおり、希望をする職員は接種可能という状況になっています。

しかしながらワクチン接種の遅れの影響を強く受けているのが、保護者の年代ではないかと思われます。直近の府内の状況を見ましても、感染者の割合は50歳代以上よりも50歳代未満、特に兄・姉の年代である10歳代・20歳代の割合が増えてきているという大変心配な状況がございます。

町内においても、この7月の間にも家族の感染による心配な事案もございました。若年者へのワクチン接種に遅れが生じている現状を踏まえると、しばらくはこの状況が今後も続くものと思われます。

さて、学校の様子でございますが、昨年度は春の臨時休業の関係で夏季休業は19日間という短さでありました。今年は例年どおりの形で夏季休業中に入ることができましたが、20日の終業式は、各校園ともに新型コロナウイルス感染予防に加えて熱中症警戒アラートも発表されており、熱中症対策の観点からも、体育館の換気やソーシャルディスタンスの徹底や時間短縮を図ったり、さらには分散しての実施や放送での実施など、それぞれに苦慮していただきながらの終業式でございました。

中体連主催の丹後ブロック中学校総合体育大会も、7月下旬に感染予防に最大限留意した形、炎暑・酷暑の中、熱中症対策に留意していただきながらお世話になったところでございます。上部大会がなくなった昨年度とは違いますが、昨年度同様にこれまでの活動に大きな制限が課せられ続けた3年生にとっては非常に厳しいものであったと思います。

資料を用意していますので御覧ください。直近の7月2日までは原則校内のみで2時間以内の練習、3日から2校程度での練習試合が可能となり、ようやく12日からが通常の活動となりました。そのような状況でございましたが、管内3中学校の生徒の活躍については、団体では江陽中学校がサッカーで優勝しました。江陽中学校は見事府大会出場となりました。また、同じく江陽中学校はバスケットボール女子とソフトテニス女子で準優勝、橋立中学校がバレーボールと女子卓球で準優勝となりました。個人では女子卓球で橋立中学校の選手が優勝の栄誉に輝いております。彼女含めて3中学で多くの選手が今週に開催されている府大会に出場してくれています。健闘を祈りたく思います。また、総体でのそれぞれの部の戦績については、別紙資料のとおりでございますが、加えて、昨日にたけびしスタジアム京都（西京極）で開催された府大会の陸上女子低学年4×100mリレーで橋立中学校が見事準優勝となったという嬉しい報告もあります。

それでは、個別の件として私から皆様方に3つ御報告をさせていただきます。

1つ目は、気象警報発表への対応についてです。7月9日（金）の9時55分に大雨警報が発表されました。校長会会長との協議等も行い、給食を食べた後の速やかな下校という最終的な判断といたしました。雨雲レーダーでの動きの確認や防災安全課への照会や京都气象台への電話を入れながらの対応でした。

結果として下校時間帯には雨はほとんど降らずということでありましたが、この件については今後に向けての再確認・整理が必要であると考え、14日（水）に校長会役員と意見交換・協議をいたしました。その場では、当然として警報発表がなされたら、安心安全の確保を第一として速やかな下校準備を整えていくことが基本であると御確認をいただきました。なお、この件につきましては、8月4日の校園長会での確認とともに、2学期初めに保護者宛文書にて基本原則の確認と下校の際には給食が食べられない場合もある

ということを周知することといたします。この後に高岡総括指導主事より説明をいたします。

2つ目は、熱中症対策についてであります。丁度、20日の終業式あたりは炎暑・酷暑が続く、本年度から全国的に運用が開始された熱中症警戒アラートの発表が続きました。今回、事務局で熱中症予防対策のガイドラインを作成いたしました。これも後ほど、高岡総括指導主事より説明をさせていただきますが、8月4日の校園長会で周知を図ります。また昨日にお開催された組合教育委員会にて保護者への周知や運用面での難しさも指摘していただいております。

最後3つ目ですが、現在、各高校のオープンキャンパス参加の最中かと思われます。この時期は希望から現実的な志望となっていく大切な時期でございます。そのための適切・丁寧な情報提供と指導助言が求められます。当然として指導する側の正確な知識も必須のこととなります。特に高校側の新たな動き、専門学科の特色についての十分な把握と理解の上での指導が必要となります。また、小学校においても中学校受験をする児童がおります。これらの点についても8月4日の校園長会議で校園長にお願いすることとしています。

夏休み期間中、園児・児童・生徒が安心安全に過ごし、全員が元気に登校できることを心より願い、私の報告とさせていただきます。以上でございます。

続きまして、高岡総括指導主事から補足説明をお願いします。

[高岡総括指導主事]

それでは、二点ほど報告させていただきます。

まずは、教育長から報告があった通り、学校活動時間内に警報が発表されれば、午前でも午後でも子どもの安全を第一に考えて、授業をただちに打ち切り下校をすることとしております。その際、午前中であれば、給食が食べられない場合がありますので、そのことについては保護者に周知をしたうえで、給食費の徴収は行わないこととしております。

警報発表時の状況によっては、子どもたちをすぐに下校させられない状況もあります。その場合については、保護者と連携をとりながら学校待機、あるいは保護者への迎えの依頼という場合もあります。それぞれの学校で対応が違いますが、どちらにしても、メール等を使って、あるいは電話連絡を行って周知を徹底するということについて、次回の校長会で提案しようと思っています。

二点目の、学校における熱中症予防対策ガイドラインにつきましては、6月に文部科学省からガイドラインが作成されて、7月の中旬に京都府教育委員会から府立学校宛てにガイドラインが通知されました。その二つのガイドラインを基にして、与謝野町教育委員会のガイドラインを作成し既に学校に周知をしました。このガイドラインに基づいて、学校それぞれにガイドラインの作成の依頼をしてあります。

例えば、昨今の地球環境では、気温が35℃以上になることが頻発に起こるのではないかと思います。5ページの一冊右側の表ですけれども、体育などの運動は原則中止。屋外や体育館での活動は中止又は活動時間を短縮するということで、指数が31になった場合は、活動を全て中止ということではあるのですが、中止ができない活動、あるいは大会等もございますので、まずは、活動時がどんな状況なのかを把握して、実施をする場合は、それに見合った工夫、配慮をする。休憩時間をとるとか、水分の補給をするとか、活動場所を変えるとか、そういった部分の判断を担任一人一人に徹底をしながら進めていくということであります。

組合教育委員会でも、教育委員会で活動を中止する時の基準を設けることが必要ではないかという意見が出ています。

ページ左側の暑さ指数を計る測定装置というのは、既に学校のほうで購入をして、いろいろな場面で計測してもらっているところです。まだ全ての学校に設置済みであるかどうかは、わからないのですが、学校の予算の中で購入していただいて、測定していただくということにしていきたいと思っています。プールで測定するとか、グラウンドで待機する時に測定するとか、朝に一回測定したらいいというものではなくて、その都度測定して、その状況を踏まえて対応していくということになると思います。

[長島教育長]

ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

[酒井委員]

警報発表時のマニュアルについてですが、これまでから各校ごとマニュアル的なものがあったのか、あるいは、そういったマニュアルが今まではなくて、新たに保護者に通知するように作られるのか、説明していただきたいのが一点です。

もう一つは、熱中症の件ですが、この測定器は、どこかに設置をしたら設置したままのものなのか、可動式で動かすものなのかを教えてくださいたいです。

[高岡総括指導主事]

警報が発表された時の対応マニュアル的なものは、既に全ての学校にございます。保護者に周知もしていて、例えば、朝の7時までに警報が出ていたらこうしてください、8時半までに警報が解除された場合は、こうしてくださいと、午前中に出れば、基本的には帰宅するという方針での、対応ガイドラインはあります。

ただ、今回の対応は、学校も教育委員会も非常に迷いました。雨雲レーダーを確認したところ、12時から13時くらいまでは雲は来ない。そして、給食を喫食させたいという思いがあって、校長会役員と相談しながら、7月9日は、そういった判断をしたのですが、その後に、教育長とも相談し、近隣の市町の対応も聞き、基本的には、警報が発表されれば、安心安全を第一に考えて、下校させるべきだったということです。

今回は周知の徹底という形で、再度、保護者へ給食が食べさせられない場合もあることを徹底ということで、このような提案をさせていただきました。

それから、WBGTの装置は、これは設置をしておいたらいいというものではありません。その都度、その場所へ移動して測らないと、朝の10時と11時では状況が変わってきますので、体育をする前にその場で測る。水泳をする前に水泳のプールで測るというものです。

[酒井委員]

ありがとうございます。いずれの場合も、何かがあってからではなく、事前に対応をされるということは、良いことだと思います。

[高岡総括指導主事]

ただ難しいのは、この基準に沿って教育活動を進めていくと、7月の体育、あるいはプールなどはできない。プールサイドは、すぐに35℃以上になってしまいますし、そこは早めの

手だてを打つということになると思います。

それから、今年から熱中症アラートとが前日に発表されます。これは警報のように、発表されたら自宅待機をしろというものではなくて、熱中症になるリスクが高いですよというものなので、熱中症アラートが出た場合は、最大限の配慮をしないと活動ができないということになると思います。

[岡田委員]

暑さ指数が高く、体育の授業で体育館等の気温が高い場合は、体育を中止して、他の教科を実施し、後日その体育の授業と入れ替えるということではできると思うのですが、具体的には、そういった場合は、どういう対応をされるのかを教えてください。

[高岡総括指導主事]

体育の授業ができない場合は、時間割を変更して、授業数が不足しないように、後日時間割を変更していくことになりますし、例えば、日数がなくて、どうしても今日にせざるを得ないという場合には、活動をしながら、活動の中身を考えていく。休憩をたくさんとるとか、水分をたくさんとるとか、子どもたちの状況を聞くとか、野球の試合であれば必ず休憩を入れるとか、今回の中学校の部活大会につきましても、そういった状況を踏まえながら、外でやる競技につきましても、ソフトボールなら、3回が終わったら5分間の水分補給の時間をとるとか、そういう対応をしております。

[佐々木委員]

熱中症の件ですが、体育などの授業以外で、例えば、休み時間や昼休み等の時間も、子どもたちには外や体育館で遊ばないようにといった指導になるのでしょうか。

[高岡総括指導主事]

当然、授業だけではなくて、休み時間の時でもそうです。今日は暑いので外には行かないで、教室で活動しなさいとか、外に行って遊ばない様にといった指示は出さないといけないと思います。

その時は、教師もグラウンドに出て、子どもの状況を把握する。子どもたちは、20分の休み時間でも思いきり遊びます。しんどいのを忘れて遊んだりしますから、そういった場合には、子どもの状況を見る教師等の目が必要だと思います。

[佐々木委員]

子どもたちは、そう言っても聞かない場合もありますので、そこは、しっかりと徹底していただきたいと思います。

[高岡総括指導主事]

学校における熱中症対策を保護者にも周知する必要があると思いますので、それも次回の校長会で指示をしたいと思っています。

[佐々木委員]

警報が発表された場合でも、給食を食べてから下校するのは、保護者はとても助かると思

います。急な下校だと、保護者の予定も変わってしまうので、特に低学年の子どもが帰ってくるになると、親も急いで帰らないといけないと思います。

先日の対応は、雨雲の動きを把握して、給食を食べてから帰る措置をとってもらえて、すごくありがたかったと思います。

他の市町ではそういう判断ではなかったため、保護者の方がとても困っておられる様子でした。状況によって、判断していただけると保護者は助かるのではないのでしょうか。

[高岡総括指導主事]

7月9日は、給食を食べてから下校させましたけれども、小学校の低学年だと帰れない環境がある。待ち受けの人がいない。帰っても鍵が開かない。最終的に、小学校で一番遅かった児童は、午後5時です。

その児童については、学校で待機をさせて、教員がついて、宿題をさせながら、午後5時に保護者に迎えに来てもらったということがあります。

こういった対応も行っておりますので、全ての児童生徒を一斉に下校させるということではなくて、特に小学校においては、そういった対応についても事前に周知しておいて、保護者に連絡をしながら、帰せない状況であれば、学校でそういった対応をしていく。その場合、給食を食べずに帰したから、その子だけが昼食をとれないというわけにはいけないので、そういった場合に配慮をしながら、佐々木委員が言われた通り、個別の対応も行いますし、状況を把握しながら、児童生徒に寄り沿う対応になると思います。

[長島教育長]

その日は、いろいろな要素、要因を考えて判断を行いました。子どもの安心安全が第一なのですが、家に帰っても鍵が開いていないとか、昼の食事のこともですし、小学校低学年の児童への配慮をどうすべきかということを勘案する中で、最終的に給食を食べてから帰るということといたしました。

結果として、雨雲の動きに救われたのが幸いだった。10回のうち1回でもそうでない結果であれば、取り返しのつかないことになりますので、あの後、それぞれの判断に至った経緯について事務局で意見交換をさせていただいて、原理、原則の整理が必要なのではないかとということで、校長会の役員とも話をさせていただきました。

結果、保護者に周知をしておかないと、保護者が次に同様のケースの時に困られるので、周知は絶対に必要であろうということで、文書を出させていただくことになりました。

[岡田委員]

保護者の方に周知していただいて、警報発表により下校した時には、緊急用の食事の置き場所や、何か食べるものがあったら、それを食べたらいいというところまで、家庭で子どもたちと話し合いをしてもらえるようお願いしたり、保護者に対してもその対応について、理解をしてもらえるようにする必要があるのではないのでしょうか。

すぐに帰宅出来る親ばかりではないので、遠くへ出張に出かけていて帰れない場合もあるでしょうから、そういう場合は、保存食を食べること等について、常日頃から子どもとのコミュニケーションをしっかりとっていただいて、ご家庭での理解を深めていただけるように、周知徹底をしていただきたいと思います。

[樋口委員]

帰れない子どもがいたという点が気になったのですが、個々の対応をしていただけたことがありがたいと思いますし、現場の先生方は大変だと思うんです。一人一人の状況を見極めて、子どもの家庭状況までを把握した上での対応だったと思うので、大変だったと思います。ご苦労ではありますが、今後も対応をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

もう一つは、熱中症対策で35℃以上なら体育は中止というのは簡単なことなのでしょうけれども、そういうわけにはいかないということで、プールのそばで測るとすぐに35℃以上になってしまうと思います。プールなら、水に入ればいいということでは無いとの説明をいただいたのですが、ある程度、日陰に入るとか、休憩を随時とるということは、現場の先生の判断になると思うのですが、中止の判断は難しいと思うんです。担任の先生一人で、今日の体育はやめるという判断は、若い教師であれば、特に判断が難しいと思います。そこで決断されるのは誰なのかということですが、一人に決断を任せてしまうのではなく、みんなと相談して、状況を冷静に見ることが重要ではないかと思います。

そこは、どのように判断をされるかということが決まっているのであれば、教えていただきたいです。

[高岡総括指導主事]

担任は、教頭や教務主任と相談して決めるのが良いだろうと考えます。実施するという判断も、実施できないという判断も含めて、一人だけで決めるのではなくて、学校の責任者も含めて決めるのが一番良いだろうと思います。

[樋口委員]

子どもたちの安全を第一に考えていただいていると思います。今後ともよろしくお願いします。

6月29日の教育委員会議の終了後に、大雨が降り、車まで行けないので、佐々木委員と雨が止むまで元気館の軒先で雨宿りをしていた時に、中学生の男の子がスロープのところに「雨宿りさせてください」と言って入ってきました。雨がすごい勢いだったのですが、雷もかなり鳴っていたので、子どもたちも危険を感じて入ってきたと思うのですが、そのあたりの判断はすごく難しいと思うんです。警報発表で、すぐに帰りなさいと言われた先生もおられたでしょうし、雨雲レーダー等を見て判断されたと思うのですが、そのあたりの難しさ、帰宅を指導する難しさというのはあると思うのですが、そのあたりについて留意されている点とか、苦労されている点があれば、お聞かせ願いたいと思います。

[高岡総括指導主事]

小学校も中学校でも、警報が発表された場合の下校の際には、全ての児童生徒に、付き添いをしたり、その後の点検活動にまわり、校長に報告をしています。そのことは徹底をしないといけないと思います。

確かに、急に雨が降ってくる場合もありますから、そういった時の指導をしておかないと、無理やり家まで帰るのではなくて、きちんと判断をして、お話しがあったように、雨宿りをしなさいという指導も子どもたちにしておく必要があると思います。

[樋口委員]

急な雷だったので、子どもたちも飛び込んできたのだと思うのですが、その子どもたちの礼儀正しさに感心した一幕でした。

[高岡総括指導主事]

小学校低学年あたりは、そういった判断ができない場合があるので、集団下校で帰りますけれども、そういった時には教師がついて帰ることが必要ではないかと思います。

[長島教育長]

気象警報、熱中症ともに、これから頻発し、対応を迫られる部分は共通していると思います。事前の指導を徹底したいということでございます。

[樋口委員]

気になるのは、身近でもゲームがすごく流行っていて、時間を問わずゲームをすることによって、特に2学期から学校に来られなくなったりする子がいるという話も聞きますので、学校でも注意はされていると思うのですが、そのことについての配慮とか、指導されている点がありましたら、教えてください。

[高岡総括指導主事]

この後、学級満足度調査の報告をいたしますが、コロナ禍ということも子どもたちの状況に大きく影響しています。樋口委員からありましたとおり、9月1日の始業式の日、年間で自殺者が一番多い日となっています。それから、文科省の資料では、自殺者の数は、4月から7月までの全ての月で、去年の数を上回っています。一昨年から去年では、年間100人増えていますが、そういった要因は、コロナの影響もあるのではないかと思います。

今回の校長会では、夏休み中の気になる児童・生徒へのアプローチ、状況把握、特に不登校の子どもたちに、何らかの形で、家庭訪問や電話連絡を行ったりしながら、状況把握を2学期に向けた取り組みにしてほしいということは、毎年、学校には依頼をしております。

[長島教育長]

他にございますか。

次に、日程第4「その他」に入らせていただきます。

「学級満足度調査から見られる状況や課題について」、杉本指導主事が報告いたします。

(杉本指導主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

学級満足度調査から見られる状況や課題についての説明でした。委員の皆様も、児童生徒の心のあり様、学校の様子についての認識を改めて感じていただくところがたくさんあったと思います。何かご質問等がございましたらお願いします。

[岡田委員]

大人でもコロナ禍において不安がり、いつまでこの状況が続くのか、あと1か月で終わると言われれば、頑張れると思うのですが、子どもたちも家庭に帰っても、親御さんの収入が

変わってきたり、いろいろなことがあって、子どもも感じているのかなと思いますし、一番感じたのは、家庭との連携が大事で、先生方だけでは難しく、特に生活リズムの乱れなどをご家庭で配慮していただいて、しっかりと朝に起きて、食事をとるという生活リズムをご家庭で作っていただくしかないので、家庭との連携が大事だなと思います。

説明していただいた、「ありがとう」、「嬉しかった」、「助かった」というのは、私のように歳が大きい者でも、誰かに「ありがとう」、「助かった」と言われると嬉しいので、子どもたちでも、「助かった」と言われたら、もう一度してみようという前向きな気持ちになるのだろうと思います。

どんな小さなことでも、例えば、コップを一つ持ってきてくれたことに対しても、「ありがとう」、「助かった」と言われれば、子どもはどんなに嬉しいかと思いますので、そういう小さなことを積み重ねていただいて、子どもたちに安心感とか、学校は良いところだという思いを持つ手立てにしていっていただけたらと思います。

また、ご家庭でも洗濯物を取り込んでくれて「助かった」と言えば、子どもはまたやろうと思うし、家庭と連携し、家庭でも「ありがとう」とか、「助かった」ということを、特にコロナ禍で子どもの気持ちが沈んでいる中ですから、そういう声かけをしていただきたいと思います。保護者にも取り組んでいただくように発信をしていただいて、学校と家庭と地域の全部で子育てをしていく必要があると思いました。

先生方は大変でしょうけれども、ご家庭との連携を密にとっていただきたいと思います。

[長島教育長]

貴重なご意見をありがとうございます。

杉本指導主事から何かご意見はございますか。

[杉本指導主事]

ありがとうございます。「そうならいいな」という思いでお聞きしておりました。

一方では、与謝野町の場合、困難家庭もたくさんありますので、学校が、いわゆるプラットフォームという最後の砦として、家庭ですべきことではあるのですが、ヒントや手掛かりになる具体的なことを発信して、家庭でそれならできるという気持ちに、学校がうまく、関係性の中で、生徒の良好な養育環境を整える発信をいけるかなというふうに、課題を各学校にお願いしようと考えています。まさにキャンペーンを図るという思いです。

[酒井委員]

コロナ禍の状況ですので、子どももストレスがたまる。ストレスのはけ口を探そうとした時に、いじめに繋がらないかというところが気になります。そこは学級の傾向もあると思うのですが、そこは担任の先生などに配慮していただきたいと思います。

ネットニュースなどを見ると、最近はオリンピック出場の大坂なおみ選手への誹謗中傷が酷いのです。女子サッカーが負けたことについてもそうですし、コロナが関係なくはないのではないかと思います。他にすることがないから、ストレスが溜まって、はけ口とする。そういうことが子どもたちにも起こるのではないかと気になります。

担任の先生には、いじめが起らない様に十分に気をつけていただきたいと思います。

[杉本指導主事]

お伝えさせていただいた夏季休業中の各校における研修の中で、満足度調査の一人一人の回答傾向が細やかに出ております。その中で、居心地の良い学級、学校生活に関する質問項目の中で、耐え難い暴力を振るわれているとか、嫌なことを言われるとか、仲間から無視をされているとか、休み時間に一人ぼっちになってしまうとか、班作り、グループ作りの時に一人になってしまうとか、学校に行きたくないとか、そういう項目があるんです。それに対して、小学生は4段階、中学生、高校生は5段階で回答します。

したがって、夏季休業中の各校における研修は、学級全体がどんなタイプかということも踏まえます。どんな手立てをうてば改善していくかという論拠とします。ただ、それ以上に重要なのは、今、ご指摘のあった、いじめとか、不登校に関して、今、お伝えしたような項目から個人個人の内面を可視化すると見えてきますので、そこによって個別の対応なり、面談なり、家庭訪問などで課題の改善に努めます。

働き方改革と言われたら厳しいですが、困難な学級を変えていった教員は家庭訪問を徹底的にしています。保護者と繋がって、子どもを真中に据えての話をしますので、そういった動きを具体的に、2学期、または休業中に早速、動き出していくというところまで、一人一人のいじめや不登校に繋がらない、いわゆる未然防止であります。未然防止の段階で止めたいんです。早期発見、早期対応。ここに行くと、時間も労力も神経も磨り減るほど使いますので、未然防止という状況の動きを与謝野町内でとっていくために、今、ご指摘のあったいじめの視点でも、細かく分析して、アセスメントで子どもの内面の状態を可能な限りリアルに把握していくという研修を組んでもらう予定です。既に済ませている学校もあるかと思います。

[佐々木委員]

気になったのは、2学期に向けてというところで、夏休み期間中に子どもたちが会う機会がほとんど無いということです。ラジオ体操も中止で、プールもない。親子行事も夏休み中は行わないというように、夏休みにラジオ体操などで出会って、「今日一緒に遊ぼう」というふうになったりすると思うんです。その機会が奪われてしまっているところが、2学期になってからも、会わなかったら話しぶらいこともあるのではと思ひまして、そのフォローをいかにしていったらいいのかと、親の立場として感じたところです。

[樋口委員]

小学校で問題行動が2.2倍に増えているということがありますが、問題行動にはいろいろな種類があるのですけれども、この問題行動がここで増えているというところが感じられたら、教えていただきたいです。

[高岡総括指導主事]

以前の教育委員会で、少し紹介をさせてもらいましたが、立場の弱い子ども、支援が必要な子ども、支援学級に入っている子どもたちが関わっていることが多かったり、教室での対教師暴力が大きいです。

そういった子どもたちは、コントロールすることに課題があったり、いろいろなことを乗り越えられずに、攻撃的な行動に出てしまうというのは、去年の事象から見ると、小学校低学年あたりで事象が増えてきている。

中学校は、それほど事象としては増えていません。
今年の４月から７月の傾向でも、支援が必要な子どもたちの事象が多いです。

[長島教育長]

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。
５分程度の休憩をさせていただきたいと思います。

(休憩)

[長島教育長]

続きまして、「与謝野町文化財保存活用地域計画等について」、社会教育課 植田課長が報告いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

文化財の保存活用地域計画についてでございます。
委員の皆様からご質問等があれば、お願いします。

[酒井委員]

この計画は教育委員会で作成するものですね。その計画を実施するうえで、議会の承認が必要であるということだと思えるのですけれども、文化庁の認定が必要なのですか。

[植田課長]

文化庁の認定が必要ということになっています。
都道府県は策定義務があって、必ず作ることにしています。市町村は努力義務ですので、作る団体と作らない団体があるのですけれども、与謝野町は作っていくということです。

[酒井委員]

文化庁の確認が必要であり、承認されなければ完成しないのですか。

[植田課長]

そうです。議会の議決をもらっても、文化庁とやりとりをしている中で手が入ると、修正が必要になりますので、今の段階では正式申請ではないんです。４月からやりとりをしながら進めている段階で、文化庁にこれで提案するというものを８月末を目途に出す予定です。

[樋口委員]

作成されるに当たっては、それだけの労力も費用もかかると思うのですが、作成するとそれだけのメリットがあるのですか

[植田課長]

この計画作成に当たっては、文化庁から補助金の交付があります。昨年までは、その補助金を交付を受け作成してしまして、本編の部分は１００ページくらいで、その後の文化財の

資料の部分がそれ以上のページ数になっていまして、それを大学の先生方をお願いして、と積み上げているので、長い時間がかかっています。

[長島教育長]

他にありますか。ありませんか。

それでは、次にその他です。事務局から何かありましたら。お願いいたします。

[柴田教育次長]

それでは、私のほうから日程調整をさせていただく前に、二点のお願いと報告です。

一点目は、今年度も教育委員の学校訪問につきまして、10月から11月の日程で実施をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次回の8月の教育委員会議までに日程調整をさせていただきたいと思います。

二点目につきましては、町の施策としまして、クアハウス岩滝の利用促進という形で、与謝野町内の小学生の全児童を対象にクアハウスの無料券7枚綴りを配っています。

町長の思いとしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために小学校のプールが中止になったり、夏休みのPTAプール開放もできないということで、プールに入れないということもありますし、この機会に水泳に親しむことができない児童について、クアハウスのプールを使っていただき、友達や親子の触れ合いの場としていただけたらという思いで配っているものでございます。

次回の教育委員会議については、8月30日（月）の午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。おつかれ様でした。

午前11時25分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

与謝野町文化財保存活用地域計画について

1 目的

人口減少社会において、文化財の確実な保存を行っていくためのマスタープランであり、アクションプラン

2 経過と予定

- ・平成 28 年度に歴史文化基本構想策定事業として着手
- ・文化財保護法の改正に基づき、令和 2 年度からは文化財保存活用地域計画作成事業へと変更
- ・今年度に文化庁認定（12 月）を受ける予定
 - 8 月末 1 次審査のために文化庁へ提出
 - 9 月議会 議会へスケジュール等を説明
 - 12 月議会 条例設置
- ※ 計画期間は 6 年間。期間終了後は、その都度、計画を見直し、再申請

与謝野町文化財保存活用地域計画

・ 丹後国・与謝野町の歴史文化を守る・活かす・伝える -

目 次

I 施策編

序

例言

序章 計画の作成にあたって

- 1 計画作成の背景と目的
 - 1-1 計画作成の背景
 - 1-2 文化財・歴史文化を守り伝える意義
 - 1-3 計画作成の目的
 - 1-4 歴史文化の共通した広域圏の取り組み
- 2 与謝野町の行政計画と文化財計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の進捗管理と事業評価の方法

第1章 与謝野町の概要

- 1 自然的・地理的環境
 - 1－1 位置・面積
 - 1－2 地名
 - 1－3 地形・地質
 - 1－4 気候
 - 1－5 植物相・動物相
- 2 社会的状況
 - 2－1 人口動態
 - 2－2 行政体の変遷
 - 2－3 財政状況
 - 2－4 産業構造
 - 2－5 土地利用
 - 2－6 交通体系
- 3 歴史的背景
 - 3－1 はじめに
 - 3－2 古代
 - 3－3 中世
 - 3－4 近世
 - 3－5 近代

第2章 与謝野町の文化財の概要と特徴

- 1 与謝野町の指定等文化財の概要と特徴
 - 1－1 指定等文化財
- 2 与謝野町の未指定等文化財の概要と特徴
 - 2－1 未指定等文化財

第3章 丹後国・与謝野町の歴史文化の特徴

- 1 歴史文化を俯瞰した特徴
- 2 歴史文化のそれぞれの特徴
 - 特徴A「風土が可視化した伝説伝承文学」
 - 特徴B「忘却の記録が復元する地域像」
 - 特徴C「日常の暮らしの文化」
 - 特徴D「自然景観と感性の文化活動」
 - 特徴E「つながる地域と人・モノ・情報」

第4章 文化財の把握調査

- 1 既存の文化財の把握調査の概要
 - ・既存調査一覧（表）
- 2 文化財の把握調査の課題
 - ・調査の進捗状況（表）
- 3 文化財の把握調査実施の方法の方針
- 4 文化財の把握調査実施の体制

第5章 文化財の保存・活用に関する方針

- 1 文化財の保存・活用に関する現状と課題
- 2 文化財の保存・活用に関する理念・基本方針
 - 2-1 保存・活用に関する理念
 - 2-2 保存・活用に関する基本方針
- 3 文化財の保存・活用に関する方針

第6章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

- 1 関連文化財群について
 - 1-1 関連文化財群の目的
 - 1-2 関連文化財群の設定の考え方
 - 1-3 関連文化財群及びその保存活用計画の課題・方針
 - 1-4 各関連文化財群の概要
 - カテゴリA 風土が可視化した伝説伝承文学
 - ・ストーリーA1 丹後の鬼の伝承と異界の扉
 - カテゴリB 忘却の記録が復元する地域像
 - ・ストーリーB1 いにしへの王「原丹後王統譜」
 - カテゴリC 日常の暮らしの文化
 - ・ストーリーC1 丹後ちりめん300年、絹が織りなす機屋文化
 - ・ストーリーC2 丹後与謝野の氏神祭、神輿渡御と屋台巡行
 - カテゴリD 自然景観と感性の文化活動
 - ・ストーリーD1 名勝「天橋立」の美、心が語る文学・芸術
 - ・ストーリーD2 名峰「大江山」の裾野、蕪村が観た与謝の景観
 - カテゴリE つながる地域と人・モノ・情報
 - ・ストーリーE1 鉄道王国丹後と舞鶴軍港

2 文化財保存活用区域について

2-1 文化財保存活用区域の目的

2-2 文化財保存活用区域の設定の考え方

2-3 文化財保存活用区域及びその保存活用計画の課題・方針

2-4 各文化財活用保全地区の概要

区域A 国重伝建「ちりめん街道」を中核とした区域

(三河内・算所・加悦・後野・金屋)

…主要な構成物件は、歴史的町並み・祭り・城郭

区域B 国史跡「蛭子山古墳」を中核とした区域

(石川・明石・温江・後野)

…主要な構成物件は、弥生集落・弥生墓・古墳・信仰・伝承

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

1 文化財の保存・活用に関する措置

2 関連文化財群及びその保存活用計画の措置

3 文化財保存活用区域及びその保存活用計画の措置

4 歴史文化遺産の目的と考え方

4-1 丹後国歴史文化遺産

4-2 与謝野歴史文化遺産

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1 文化財の保存・活用の推進体制

2 体制整備の方針

第9章 文化財の防災・防犯

1 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

2 文化財の防災・防犯に関する方針

3 文化財の防災・防犯に関する措置

4 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

Ⅱ 資料編

1 文化財一覧

2 文献一覧

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年8月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和３年８月３０日（月） 1日間 至 令和３年８月３０日（月）				
出席者数	委員 ５名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安 社会教育課 主幹 加藤 晴彦 学校給食センター 所長 増田 靖彦 学校教育課 課長補佐 堀口 義雄				
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 3 年 9 月与謝野町議会定例会の議決を 経るべき議案に対する意見照会について ・令和 3 年度与謝野町一般会計補正予算（第 3 号） ・令和 2 年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第 1 1 号 令和 4 年度使用与謝野町立小学校教科用図書の採択について 議案第 1 2 号 令和 4 年度使用与謝野町立中学校教科用図書の採択について 議案第 1 3 号 与謝野町指定文化財の諮問について	承認可決 承認可決 承認可決 承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・なし
報告事項	報告第 2 号 与謝野町立学校給食センター運営委員会部会設置要綱の一部改正について
そ の 他	・新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の対応について ・今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年8月30日 午前9時30分から午前11時2分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和3年度第6回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。何かございますでしょうか。

(異議なし)

ご確認いただいたということで、本会議終了後に署名をお願いいたします。

日程第3の教育長報告に入らせていただきます。レジュメを用意しておりますので御覧ください。まず、はじめに春の臨時休業の影響で小中学校が8月20日からの始業となった昨年度の2学期とは違って、各園、各学校ともに例年どおりのスタートとなりました。本町では、こども園が27日金曜日に始業となり、小中学校は本日が始業式、2学期の始まりとなっています。しかしながら、園児・児童生徒そして私たちを取り巻く状況には、今までにない厳しさを感じるところであります。

コロナ禍が始まった1年半前、感染が深刻さを持たない当地域の私たちは、当事者意識のないままに臨時休業そして緊急事態宣言の荒波に翻弄されていきました。あれから1年半が経過し、私たちは紛れもない当事者として、そして感染予防及び対応現場において、今までにないくらいの危機に直面している当事者としてここにいます。変異株であるデルタ株による第5波の猛威は、またも想定外のものとなっています。この後、本町の対応等について話させていただければと思います。

このような厳しい状況の中ですが、私たちを元気・勇気づけてくれたのは、開催の是非はございましたが、オリンピックや現在開催されているパラリンピックでの選手の活躍、そして本町の子どもたちの活躍でありました。夏の府大会においては橋立中学校が陸上競

技女子低学年4×100mリレーで準優勝し近畿大会に出場しました。なんと府大会では優勝チームとわずか0.01秒差でした。この快挙については、皆様と喜びたく思います。また、本町中学校卒業の高校生の活躍にも目を見張るものがございました。加悦中学校卒業で宮津天橋高校1年の生徒が、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）重量挙げ女子59kg級でジャークとトータルで見事優勝、日本一に輝きました。江陽中学校卒業で同じく宮津天橋高校1年の生徒は、女子70kg級でスナッチ、ジャークそしてトータルの全てで見事優勝、日本一の栄誉に輝いています。同校の女子は、団体でも全国2位の栄誉に輝いています。この他にも本年度のインターハイには、橋立中学校卒業の女子生徒が宮津天橋高校からボート競技、江陽中学校卒業の峰山高校男子生徒が陸上競技で出場を果たしています。園、小中学校でしっかりと育てて送り出してくれた子どもたちが頑張ってくれていることを、同様に皆様と喜びたく思います。

それでは具体的には大きく2点、報告させていただきます。1点目は、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。20日に京都府に9月12日を期限とする4度目となる緊急事態宣言が発令されました。これに対応する形で、京都府教育委員会は府立高校に8月29日までの教育活動全般への厳しい制限・条件を課した事務連絡を発出しました。具体的な内容としては、一部の例外的な対応を除いて部活動を含めた学校のすべての教育活動を停止し、生徒を登校させないという厳しいものでした。本町としては、緊急事態宣言の発令に基づく本町の対応や感染状況、そして宮津市教委や京丹後市教委との意見交換を踏まえて、府教委からの事務連絡にある趣旨を踏まえるが、より一層感染防止に徹底を期しながら従来からの教育活動を執り行うこととしました。

しかしながら、その後わずか数日で、本町を含めて丹後地域全体の園児、児童生徒にも、都市部で起きている変異株・デルタ株を主とする感染拡大、第5波の兆候が見られるという局面に入ったものと思われる状況となりました。特に事態の厳しい京丹後市は、その状況を踏まえて、23日月曜日から府立高校への事務連絡と同様の対応に入られました。この京丹後市の対応を踏まえて、町の防災安全課、宮津市教委とも協議・意見交換を行いました。本町教育委員会、組合教育委員会としましては、町長と最終的な協議を行った上で、23日月曜日に臨時校長会を開催し、先の府教委からの事務連絡にありました内容で、24日火曜日より29日の日曜日まで教育活動を停止することとしました。その後、府立学校には26日付で文書が発出され、8月30日以降は、一層の制限を教育活動に求めるとい、具体的には時差登校や短縮授業、半日授業の実施、授業のみに限定するという非常に厳しいものでありました。この通知を踏まえて事務局から発出したのが資料として用意をさせていただいたものです。本町としての対応の詳細や影響につきましては、私の報告の後に、高岡総括指導主事より資料に基づき補足説明をしてもらいます。

いずれにしても、最近の京丹後市内の中学校や近隣の府立高校での感染拡大の状況のみならず、本町での状況も同様で、保護者や兄弟姉妹の感染により濃厚接触者として特定されPCR検査に入っていくという事案が日に日に増えてきている状況にあります。過日23日の臨時校長会では、まず第一に明らかに今までとは違う状況にあること、児童生徒の安心・安全・命へのリスクが高まっているという危機感の確認と、その意識の共有をお願いしたところです。そして、今までにないくらいの児童生徒の安心安全を第一としたリスク管理、リスクマネジメントをお願いしたところです。

今後は様々な教育活動において、感染状況を踏まえた上で、諸行事の実施の可否・是非についての厳しい判断を迫れることが続く想定されます。いずれの場合においても、園

児・児童生徒の安心安全を第一として、心のケアに留意しながら学びの保障に努めればと考えています。なお、感染若しくは濃厚接触となり療養や自宅での待機となった児童生徒への学びのさらなる保障を進めるために、ネット環境が整っていない状況にある児童生徒へのWi-Fiルーターを貸与できる体制をようやく整えることができました。

2点目は、コミュニケーション能力・スキルの育成についてであります。当地域においても集団内の関係性、集団での位置づけも固定されがちで、ともすれば自分自身に自信が持てない、自己肯定感を高めることができない児童生徒の存在という課題があります。これらの課題に対処するために、本町においては、心理検査である学級生活満足度調査（Q-U）を平成26年度からは年2回実施し、同年度に各校に活用推進委員会を設置し、検査結果の分析そして導き出された知見を学校運営や学級経営の改善に取り入れてきました。この取組の最終目標は、指導法の改善により児童生徒一人一人の自己肯定感を高め社会的自立に繋げていくということだと思います。これらの目標・理念に近づくために、コミュニケーション能力・スキルの育成のために、演劇的手法にもチャレンジしていければと考えています。具体的には豊岡市に開設された兵庫県立芸術文化観光専門職大学の学長である劇作家・演出家として有名な平田オリザさんのお力を得て進めたいと考えています。近日中にお出会いして今後の進め方について御相談ができればと思っています。

その他となりますが、本日の議題には、7月末にお世話になりました教科書採択の御承認や専決処分、指定文化財、給食センターに係る件など、沢山の議題がございます。限られた時間でございますが、御協議をよろしくお願いいたします。

高岡総括指導主事から補足説明をお願いします。

[高岡総括指導主事]

今、教育長から報告がありましたとおり、緊急事態宣言下の9月12日まで、府立校の通知及び本町の警戒レベルが引き上がったという現状を踏まえて、教育活動については授業のみの実施ということで通知を発出しております。それ以外の特別活動、体育祭でありますとか、部活動でありますとか、文化祭等については、12日までは実施をしないということで延期をさせていただいております。

ただ、9月13日になれば、0が100になるというような見通しはございませんので、校長先生方には、9月いっぱいは何らかの形で規制がかかるだろうということで、9月に予定していた修学旅行、小学校で言うと校外学習、中学校の体育祭の全てを10月以降に延期することで計画の立て直しをしております。

通知文の2ページ目に、具体的なリスクの高い学習活動等の具体例がありますが、例えば、距離のない形での合唱とか、リコーダー、あるいは柔道のような組み合うような形の活動、また、狭い場所での理科の実験等についても、この間については実施しないということで通知を発出しております。具体的な教育活動については以上です。

それと併せて、教育長からもありましたとおり、ICT教育、タブレットを活用した学習補償も実施をしないといけない状況があります。

[長島教育長]

日程第3教育長報告に係りまして、高岡総括指導主事より補足をいただきました。新型コロナウイルス感染症拡大に係る部分で、いろいろな報告を行いました。

ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

[高岡総括指導主事]

補足いたします。始業式は各校実施しております。ほとんどの学校が放送による始業式、あるいは、事前に校長の言葉をビデオに撮ってテレビで流す方法。ただ、小規模校であったり、修学旅行の延期や体育祭の延期などを、校長自ら子どもたちの顔を見ながら話をしたいという学校については、間隔をとりながら実施をしているということでもあります。

[柴田教育次長]

教育委員会事務局でも、学校での密対策ということで、他に何か手を打つ策がないかということで検討いたしまして、加悦小学校の児童がスクールバスで通っておりますが、28人乗りのマイクロバスにはほぼ定員の状態で乗っていますので、密を避けるように、スクールバスの増車ができないかということで、現在小学校と調整を行っております。

財政担当課にも、財政的な面で、バスの借上げや運転士の増員ということで経費が発生しますので、現在調整をしております、調整ができ次第バスを増便したいと考えております。

[長島教育長]

本町のスクールバスについてでございました。ご質問等があれば、お受けしたいと思えます。ご意見でも結構です。

[樋口委員]

重量挙げの生徒の活躍のことですが、コロナ禍の中で一人の生徒に対して、サポートであるとか、周りの付き添いがすごく制限されている中で、頑張って活動されているということを知っています。

貸出し用のWi-Fiルーターは何台程度を用意されているのか、足りる数を用意していたかなければならないのですが、今のところはどれくらいですか。

[柴田教育次長]

Wi-Fiルーターの設置につきましては、委員がおっしゃるように、全ての子どもたちに対応できたらいいのですが、財政的な問題で、全ての児童生徒にお配りするのは難しいと考えております。

当面の対応としましては、感染をされた児童生徒の他、濃厚接触者になって、PCR検査の結果、陰性の判定が出ても、2週間は自宅待機をしていただかなければならないということです。その児童生徒に、できればオンラインで、いろいろな課題を届けたり、健康観察をできるような形がとれないかということで考えています。

また、事前に自宅でのインターネット環境を調査したところ、9割近い家庭で環境が整っているということですが、携帯電話のテザリングを利用しておられるご家庭で、携帯電話が自宅にない状態、例えば、携帯電話を持っておられる家族が自宅におられないような状態も含めると、約2割程度の方のご家庭で、環境が整っていないと思われます。

今のところは、緊急的に5台を確保している状態ですが、状況を見ながら必要に応じて整備ができればと考えています。

[長島教育長]

第5波が訪れる前にこの話をされていて、2割から15%くらいの子が何らかの形でネットに制限があるという話を受けていますので、その子たちが濃厚接触者になる確率、そして、家に環境がないということで、一度に10台や20台が出ることはないだろうと想定していたのですが、この猛威の中では臨時休校的なことも想定しなければならない。ガイドラインも出ているので、私たちが想定していたよりも非常に厳しい場面が訪れると思います。次の段階に向けての準備、整理というものが必要になると感じております。

[樋口委員]

もちろん、そういったことがないことを願っているのですが、教育長がおっしゃったように、一斉休校になり、8割の方が自宅でオンラインでできると伺っていても、スタートした時に繋がらない、やり方がわからない、繋がるはずだったけれどもこの機器では繋がらないということがあり得ると思います。だから、どのタイミングで実施するかというのは難しいと思うのですが、家でできることは事前におこなないと、いざ休んで、繋がらない生徒が何人も出てくるようでは不均等になってしまいますので、そのあたりはご配慮を願いたいと思います。ご一考ください。

[岡田委員]

オンライン通信が家庭でできない場合は、近くの公民館などと連携して、何人かで公民館で通信ができるような環境も考えていかないと、今後、休校になる可能性もありますから、事前に対応をして、公民館なり、近くの施設を借りられるか、その施設が対応ができるかを調べていただいて、何かあった時には全員が漏れなくオンラインの授業が受けられる状況になるように、一人もとに残しがないように配慮していただきたいと思います。

[長島教育長]

ありがとうございます。濃厚接触者に特定された児童生徒は、自宅から動けないので、インターネット環境が無い児童生徒には個別の対応が必要だと思います。臨時休校になった場合、濃厚接触者以外の子は、基本的に自宅待機なのですが、岡田委員が言われるように、公民館などに集まって、そこで何らかの手立てを打つということは方法論として考えられると思うので、事務局で検討をさせていただきます。

[酒井委員]

臨時休校の件ですけれども、近隣でも休校になっているところがあると思うのですが、その時に一番の問題になるのは給食だと思います。そのあたりで、休校になった場合のことは考えておられますか。

[柴田教育次長]

休校の時の給食ですけれども、今のところは町で手を打つことができないのが現状です。一年前の休校の時も、町長から給食を届けることができないかを検討するように指示がありましたが、給食センターで作ったものを個別に届けるというのは不可能ということですし、取りに来ていただくということは、休校時においては難しいということです。

また、学童保育のほうに給食を届けることができないかを検討するように指示がありました。

が、一部の児童だけに給食を提供するというのも行政的には課題があるだろうということで、実現できなかった経過があります。

また、町内全域で子ども食堂等の事業を行っている団体はないので、こちらも対応できないということで、現状では難しいと考えています。

[酒井委員]

方法的に厳しいという理解でいいですか。現実的に難しいというよりは、制度上、そういうことはできないということですか。

[柴田教育次長]

行政の対応として難しいです。

[長島教育長]

次に日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

初めに議案第10号「専決処分の承認を求めることについて、令和3年9月与謝野町議会議定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について」を議題にしたいと思います。提案理由等について 柴田教育次長及び植田社会教育課長が説明いたします。

(柴田教育次長及び社会教育課加藤主幹から資料に基づき提案理由等説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたら、よろしくお願いします。

[酒井委員]

江陽中学校の机と椅子を更新したという話でしたが、江陽中学校の机と椅子というのは、教育委員会の中でも話に挙がっている通り、古い物を使われているので、使い勝手が悪そうだなと思いながら見ていましたので、更新の経過について詳しく教えてください。

[柴田教育次長]

江陽中学校の机につきましては、委員もご承知の通り、全て木製ということで、特に天板の部分の老朽化が進んでいるということです。消毒をする場合、消毒液が染み込んでいたり、天板が深く削れているので、十分な消毒ができないということで、コロナ対策交付金を活用させていただいて、更新をさせていただきました。新しいものに買い替えたということです。

[酒井委員]

これは特定財源のようなので、それで買い替えができると思ったのですが、ちょうどいいタイミングだと思いました。

以前、桑飼小学校で、古い机などを地域の方に譲ることがあって、江陽中学校の机も興味がある方がいるのではと思っていたのですが、そういうことは考えられていますか。

[柴田教育次長]

江陽中学校の机につきましては、現在のところ一般の方への配布は考えておりません。
今のところは、解体をして、処分する方向で、岩屋小学校に保管している状態です。

[樋口委員]

図書館のことでお聞きします。コロナ禍の中で貸し出し日数や冊数を増やしていただいていることはありがたいと思います。

その中で、コロナウイルスの対策事業の中で図書を1,300冊買われたということですが、これは、毎年、新しい本を購入しているものにプラスして、この1,300冊をコロナ事業として更新されたのかをお聞きします。

コロナ禍の中で、図書館の利用状況が気になるので、今はその数字の把握は難しいかもしれませんが、コロナ禍の状況で図書館がこういった役割を果たしたのかというのは、今後、精査する必要があると思っています。

[植田社会教育課長]

例年、図書室には300万円の書籍購入費が与えられていますので、その分は例年通りに購入させていただきました。今回の1,300冊というのは、追加ということなので、令和2年度だけの特別扱いだと思っています。

図書館の利用状況ですけれども、資料の14ページに図書館の利用状況を掲載しております。対前年度比の数字がないのでわかりにくいのですが、図書館の利用人数自体は年間で9,330人にご利用いただいております。元年度の数字だと9,208人ということで、コロナ禍であっても、利用者数はあまり増えていない。

ただ、本の貸出し冊数ですが、10万2504冊ということで貸し出しがあるのですが、その前の年は13万冊でしたので、借りていただくのは少し減っているのですけれども、状況としては、それほど変わらず利用していただいているということです。

余談なのですが、去年の緊急事態宣言時には、図書館も最初は閉めるということでしたが、その後につきましては、図書館は極力開けるといふうに移行していきまして、今の緊急事態宣言でも図書館だけは開けさせていただいております。それ以外の公共施設については臨時休館とさせていただいているので、図書館を利用いただくには制限を設けさせていただいて、できるだけ短時間で借りていただくということと、中の閲覧席は今も利用できない状態にさせていただいています。そういう対策をしながら、本の貸し出しは継続したいと思っていますので、それについては決算でもそういう数字が出てきているということです。

[樋口委員]

説明されたとおり、数字が伸びているかという問題ではなくて、こういった利用が難しい中でも来館していただいて、本来ならゆつくりと本を読んでもらえるようなスペースも今は閉鎖されているので、そういった中でもご利用いただいていることは、需要があるということだと思います。

その中で対応していただいていると思いますので、いろいろとご苦勞もあると思いますが、今後ともよろしく願います。

[長島教育長]

それでは、議案第１０号「専決処分の承認を求めることについて、令和３年９月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって、議案第１０号「専決処分の承認を求めることについて、令和３年９月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について」は、提案のとおり承認されました。

[長島教育長]

次に、「議案第１１号 令和４年度使用与謝野町立小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

提案理由等の詳細を柴田教育次長兼学校教育課長が説明いたします。

(柴田教育次長兼学校教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

[長島教育長]

それでは教科ごとに確認をさせていただきます。

(教科ごとに確認。意見なし。全教科、異議なしで全員が挙手)

[長島教育長]

それでは、議案第１１号について、提案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

[長島教育長]

挙手全員であります。よって「議案第１１号 令和４年度使用与謝野町立小学校教科用図書の採択について」は、提案のとおり可決されました。

[岡田委員]

小学校の教科書につきましては、一昨年度に十分協議して採択したことを申し添えます。

[長島教育長]

次に、「議案第１２号 令和４年度使用与謝野町立中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

提案理由等の詳細を柴田教育次長兼学校教育課長が説明いたします。

(柴田教育次長兼学校教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

[長島教育長]

それでは教科ごとに確認をさせていただきます。

(教科ごとに確認。意見なし。全教科、異議なしで全員が挙手)

[長島教育長]

それでは、議案第12号について、提案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

[長島教育長]

挙手全員であります。よって「議案第12号 令和4年度使用与謝野町立中学校教科用図書採択について」は、提案のとおり可決されました。

[岡田委員]

小学校と同様に中学校につきましても、協議会において調査員の方の説明を十分に聞き、採択したことを申し添えます。

[長島教育長]

続きまして、議案第13号「与謝野町指定文化財の諮問について」を議題とします。

提案理由等について 植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長及び社会教育課 加藤主幹から議案に基づき提案理由等説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等はございますか。

六地蔵の梵字というのは、上の丸いものですか。

[加藤主幹]

はい。上の丸い二つの文字です。専門家の先生は真言系の文字だとおっしゃっていたのですけれども、その道の方曰く、そのようです。

[樋口委員]

説明を受けただけでも歴史を感じるような話ですが、これは文化財保護委員会のほうに町の教育委員会として諮問をお願いすることを審議しているわけですね。それはどのくらいの期間で答申していただけるのかを教えてくださいましたらありがたいです。

[加藤主幹]

できれば9月中に答申を出していただく予定であります。専門家による調査は以前から着手していただいておりますので、専門の先生方にはあらためてお願いをする形になっていきます。10月の教育委員会議では、答申の内容をお示しする予定です。諮問から答申・告示まで最短の2か月半くらいを想定しています。

[樋口委員]

事前にそういった資料をお渡しして、すでに対応していただいているとのことですね。

[長島教育長]

それでは、議案第13号「与謝野町指定文化財の諮問について」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

[長島教育長]

挙手全員であります。

よって、議案第13号「与謝野町指定文化財の諮問について」は、提案のとおり承認されました。

[長島教育長]

次に、日程第5、「報告事項」に入らせていただきます。

報告第2号「与謝野町立学校給食センター運営委員会部会設置要綱の一部改正について」
学校給食センター 増田所長が報告いたします。

(学校給食センター増田所長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[岡田委員]

経理部会の校長先生の人数を2人から3人に増員するのは、何か理由があって増員されたのでしょうか。

[増田所長]

設置要綱の改正につきましては、最近ですと令和2年4月1日に、岩屋小学校の休校、与謝小学校、桑飼小学校の閉校に伴って改正をして、運営委員会の人数がもともと11人だったのですが、それを8名に振り分けるところだったのですが、学校長分の8名にならず、7名だったということで、今回、改正を行ったものです。

[柴田教育次長]

お手元の資料の2ページのところに、それぞれの部会の内訳を記載させていただいております。

ます。所長のほうから説明がありましたように、それぞれの委員の方につきましては、部会に分かれていただく形になっています。献立部会、経理部会、調査研究部会という三つの部会がありますので、それぞれの部会に校長先生の担当を分けていただいているのですが、当初はお二人で運営をさせていただく予定で要綱を作っておりましたが、校長先生が8名おられるということですので、今回、部会のほうを充実させていただくということで、2名から3名に増員をさせていただいたということでございます。

[岡田委員]

全学校の校長先生が、どこかの部会に入るという考えでよろしいですか。

[柴田教育次長]

委員のおっしゃる通りです。1名の先生が部会に入っていただくことができていなかったのも、全ての校長先生に入っていただくことが必要だという形で、今回、改正をさせていただいたということでございます。

[岡田委員]

組合の先生は入っていますか。

[柴田教育次長]

入っておられます。

[長島教育長]

「その他」事務局から何かありましたら説明等をお願いします。

[柴田教育次長]

今回の教育委員会議については、9月24日（金）の午後2時からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

事務局から何かございますか。

[柴田教育次長]

10月から11月にお世話になる学校訪問の日程調整をさせていただいて、なるべく早く日程を提示させていただきたいと思いますので、ご予約いただきますようお願いします。

[樋口委員]

学校訪問が中止になるということはないですか。

[柴田教育次長]

今のところ、昨年と同じように、教室に入っていくことは避けて、廊下のほうから見ていただくということですし、感染状況が広がるようであれば、校長の面談だけでもお世話になればと考えております。今後の状況に応じて、委員の皆様とご相談させていただきた

いと思います。

[岡田委員]

タブレットをどのように使って授業を進められているのかを拝見できたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。おつかれ様でした。

午前 11 時 2 分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和 3 年 8 月 3 0 日（月）

午前 9 時 3 0 分～

場 所：加悦保健センター 2 階農事相談室

日程第 1 会議録署名委員の指名
酒井委員 佐々木委員

日程第 2 確認事項
会議録の確認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 審議事項
議案第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年 9 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき
議案に対する意見照会について
・令和 3 年度与謝野町一般会計補正予算（第 3 号）
・令和 2 年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定に
ついて
議案第 1 1 号 令和 4 年度使用与謝野町立小学校教科用図書
の採択について
議案第 1 2 号 令和 4 年度使用与謝野町立中学校教科用図書
の採択について
議案第 1 3 号 与謝野町指定文化財の諮問について

日程第 5 報告事項
報告第 2 号 与謝野町立学校給食センター運営委員会部会設置
要綱の一部改正について

日程第 6 その他
・新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の対応について
・今後の予定について

議案第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年 9 月 与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見
照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 30 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和 3 年 9 月 与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第 4 号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 2 4 日

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和３年９月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に 対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、令和３年８月２０日付３与総第４１３号で意見を求められました令和３年９月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 令和３年度与謝野町一般会計補正予算（第３号）
- 2 令和２年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について

以上２件について、意義ありません。

議案第 1 1 号

令和 4 年度使用与謝野町立小学校教科用図書の採択について

令和 4 年度使用与謝野町立小学校教科用図書について、別紙のとおり採択するものとする。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

令和 4 年度使用与謝野町立小学校教科用図書

種 目	発行者の番号・略称
国 語	3 8 光 村
書 写	3 8 光 村
社 会	2 東 書
地 図	4 6 帝 国
算 数	6 1 啓林館
理 科	6 1 啓林館
生 活	6 1 啓林館
音 楽	2 7 教 芸
図画工作	9 開隆堂
家 庭	9 開隆堂
保 健	2 東 書
英 語	2 東 書
道 徳	2 東 書

議案第 1 2 号

令和 4 年度使用与謝野町立中学校教科用図書の採択について

令和 4 年度使用与謝野町立中学校教科用図書について、別紙のとおり採択するものとする。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

令和 4 年度使用与謝野町立中学校教科用図書

種 目	発行者の番号・略称
国 語	3 8 光 村
書 写	3 8 光 村
社会（地理的分野）	2 東 書
社会（歴史的分野）	2 東 書
社会（公民的分野）	2 東 書
地 図	4 6 帝 国
数 学	4 大日本
理 科	6 1 啓林館
音 楽（一 般）	2 7 教 芸
音楽（器楽合奏）	2 7 教 芸
美 術	3 8 光村
保 健 体 育	2 東 書
技術・家庭（技術分野）	2 東 書
技術・家庭（家庭分野）	9 開隆堂
英 語	2 東 書
道 徳	2 3 2 廣あかつき

議案第 13 号

与謝野町指定文化財の諮問について

与謝野町文化財保護条例第 5 条 3 項により、下記物件の与謝野町指定文化財に関して与謝野町文化財保護委員会に諮問する。

令和 3 年 8 月 30 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

記

名称 ・ 阿知江峠部神社の宮殿
 ・ 三縁寺墓地の石造六地藏像

提案理由

与謝野町にとって重要な文化財で与謝野町指定等文化財とする価値があるかを諮問するものである。

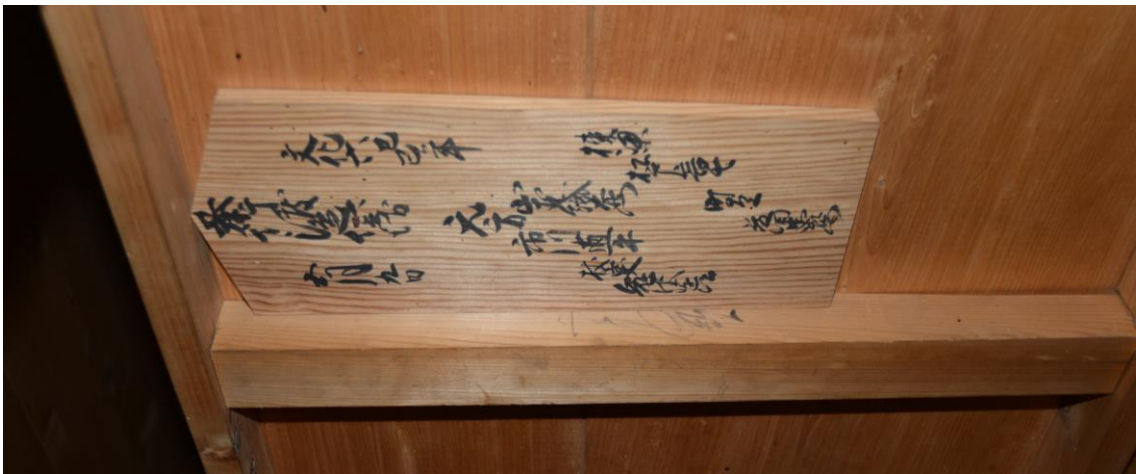
与謝野町文化財後条例 第 2 章 町指定有形文化財
(指定)

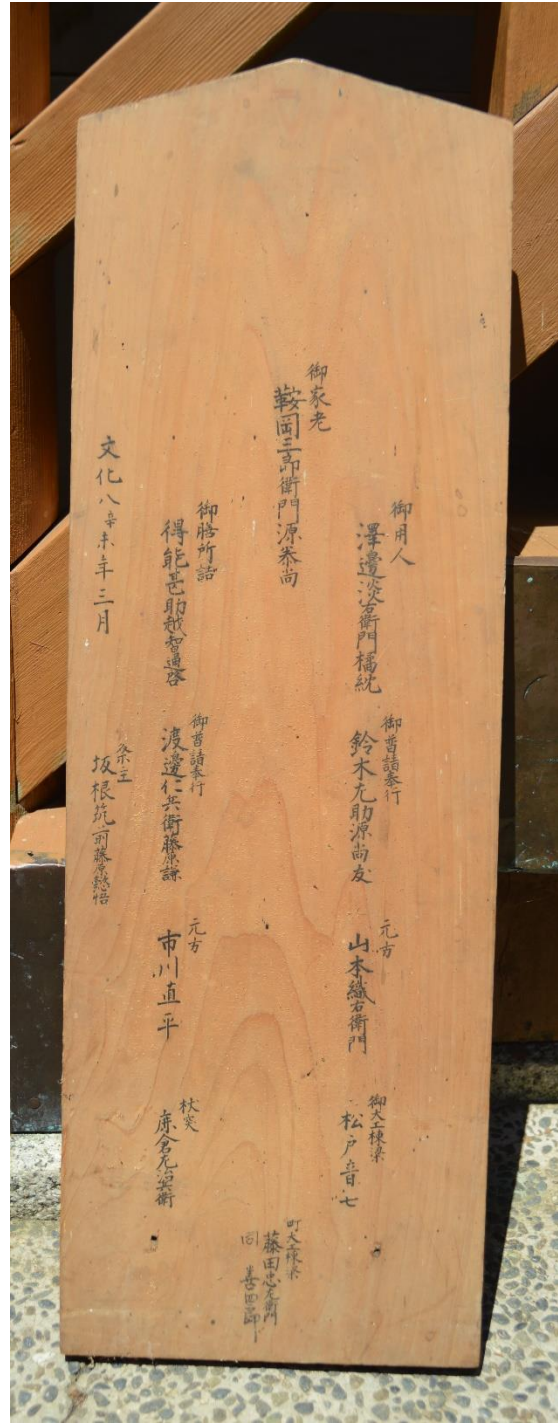
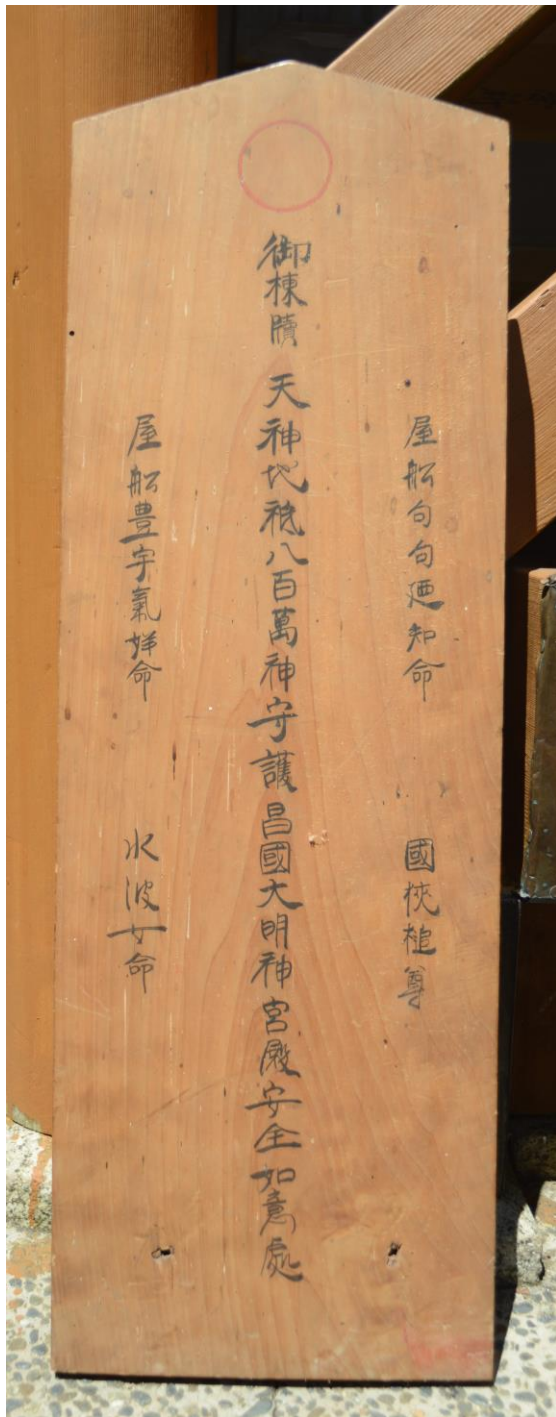
第 5 条 与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、町の区域内に存する有形文化財(法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第 7 条第 1 項の規定により京都府指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、町にとって重要なものを与謝野町指定有形文化財(以下「町指定有形文化財」という。)に指定することができる。

3 第 1 項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ与謝野町文化財保護委員会(第 48 条を除き、以下「委員会」という。)に諮問しなければならない。

阿知江部神社の宮殿







御棟牘

阿知江岬部神社宮殿 如意安全唐

抑此宮殿宮津之御城主松平伯耆守援御城并壹之
御神殿即昌國明神御社也至當御神靈遠他所賜
被為遷宮而已空社與相成於是當所產土神御社餘
程及舊弊已可致再建折柄其何強候空社雖不在可
庶幾所村中一意評議之上隨時宜敷終以不日而於
御社遷此地再建而以如表奉永安置者也云爾
茲時明治四年未年十二月十四日

里正 安達嘉助
保正 石田清在衛門
同 坂根真七

古話人
大内伊在衛門
安達仁右衛門
太谷助在衛門
年番山本清太郎
山本定在衛門
坂根元在衛門
石田嘉實衛門

三縁寺墓地の石造六地藏像



報告第 2 号

与謝野町立学校給食センター運営委員会部会設置要綱の一部を改正する訓令について

令和 3 年 7 月 2 7 日付けで、別紙「与謝野町教育委員会訓令第 1 号」のとおり「与謝野町立学校給食センター運営委員会部会設置要綱の一部を改正する訓令」を公告しましたので、報告します。

【改正理由】

経理部会の構成人数（学校長）を 2 人から 3 人に増員するため、改正したものです。

与謝野町教育委員会訓令第 1 号

与謝野町立学校給食センター運営委員会部会設置要綱の一部を改正する訓令
を次のように定める。

令和 3 年 7 月 2 7 日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町立学校給食センター運営委員会部会設置要綱の一部を改正する
訓令

与謝野町立学校給食センター運営委員会部会設置要綱（平成 1 8 年与謝野町
教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号ア中「2 人」を「3 人」に改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 7 月 2 8 日から施行する。

与謝野町立学校給食センター運営委員会部会設置要綱

平成18年3月1日
教育委員会訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、与謝野町立学校給食センター条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第26号）第6条第2項の規定に基づき、与謝野町立学校給食センター運営委員会部会（以下「部会」という。）の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会及びその事業)

第2条 部会及び部会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 献立指導部会 献立及び給食指導に関すること。
- (2) 経理部会 給食費及び物資の購入に関すること。
- (3) 調査研究部会 学校給食の調査研究に関すること。

(部会の構成)

第3条 部会は、与謝野町立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員のうちから次の者をもって構成する。

- (1) 献立指導部会
 - ア 学校長 2人
 - イ 学校給食主任 8人
 - ウ PTA会長 2人
- (2) 経理部会
 - ア 学校長 3人
 - イ 学校給食主任 4人
 - ウ PTA会長 3人
- (3) 調査研究部会
 - ア 学校長 3人
 - イ 学校給食主任 4人
 - ウ PTA会長 3人
 - エ 養護教諭 2人
 - オ 学校薬剤師 2人

(部長及び副部長)

第4条 部会に、部長及び副部長を置く。

2 部長及び副部長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部長が招集する。

(報告)

第6条 部会の審議決定事項は、運営委員会会長に報告する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部長が部会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月26日教委訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する

附 則 (令和3年7月27日教委訓令第1号)

この訓令は、令和3年7月28日から施行する。

与謝野町立学校給食センター運営委員会部会設置要綱（平成18年与謝野町教育委員会訓令第4号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（部会の構成） 第3条 部会は、与謝野町立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員のうちから次の者をもって構成する。 （1） （略） （2） 経理部会 ア 学校長 <u>2人</u> イ 学校給食主任 4人 ウ PTA会長 3人 （3） （略）	（部会の構成） 第3条 部会は、与謝野町立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員のうちから次の者をもって構成する。 （1） （略） （2） 経理部会 ア 学校長 <u>3人</u> イ 学校給食主任 4人 ウ PTA会長 3人 （3） （略）

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年9月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和3年9月24日（金） 1日間 至 令和3年9月24日（金）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 総括指導主事 高岡 弘安				
署名委員	委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	なし	

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ なし
そ の 他	・ 生徒指導上の問題事象・いじめについて ・ 教育委員学校（園）訪問について ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年9月24日 午後2時00分から午後3時10分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和3年度第7回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

[樋口委員]

一部文言の修正をお願いいたしました。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会で承認・署名いただくことといたします。

日程第3の教育長報告ですが、簡単なレジュメを用意していますので御覧ください。

朝夕に過ごしやすさを感じるとともに、加悦谷にも秋の色合いが日増しに強くなってまいりました。本日は、公私ともにお忙しい中を第7回の教育委員会会議にお集まりいただきまして、感謝を申し上げます。

現下の問題、コロナ禍については、この後にこの間の状況や対応についてご報告させていただきますが、9月上旬をピークとして諸種のことがございましたが、現在は落ち着いているという言葉は語弊がありますが、全国的な感染状況の動きに沿った感がいたします。

それでは私からの報告を大きく2点させていただきます。1点目は児童生徒の活躍です。夏の運動部の活躍については8月の会議にて報告させていただきましたが、今日は文科系の活躍についてです。京都府吹奏楽コンクールで橋立中学校が銀賞の荣誉に、江陽中学校は銅賞を獲得しています。そして第43回の「少年の主張 京都府大会」では加悦中学校の3年生が入選、橋立中学校の3年生が佳作に輝いています。内、加悦中学校の3年生は昨日に開催された府大会において応募総数5,385名の中から選ばれた発表者16名の中に入り、京都府教育委員会教育長賞を授与されています。これは3番目にあたる賞のようです。病と

闘うおじいさんのことを書いたものですが、本当に素晴らしい人の痛みがわかる優しい思いにあふれた作品でした。

2点目は新型コロナウイルス感染症への対応についてです。まず、この間の具体的な感染状況についてですが、個々の部分については議事録から削除をお願いしたと思いますが、家族が感染や濃厚接触者となり、または本人の発熱等でPCR検査を受ける児童生徒が激増したのが8月下旬から9月上旬でした。

続いて、感染事案への学校の対応についてですが、国、府からのガイドラインに従い、臨時休業や学級閉鎖の措置を決めました。個々の対応については議事録からの削除を同様にお願いします。なお、自宅待機中の学習については、中学校ではタブレット端末を活用しオンラインで教室と生徒宅を結んで授業配信や交流をしていると聞いております。小学校においては、学校休業中はポスト・インの形での学習課題の配布という形で対応されたと聞いています。またオンラインでの学びの保障ということが強く求められていますが、当町の状況を申しますと、中学校が先行して取り組んでいる準備している状況であります。小学校につきましては学校間の進捗に差があること、そして低学年の児童の活用についてはなかなか難しい部分があるかと思います。なお、オンラインを行う上で大きな課題であった家庭のインターネット環境・Wi-Fi環境ですが、何らかの制限がある割合は、15～20%と想定していますが、Wi-Fiルーターを町から貸与する体制を整えることができました。

先週16日の校園長会議で校園長には、本町の感染状況の改善が見られるものの、12歳以上の児童生徒へのワクチン接種が進む状況があると言えども、まだまだ緊急事態宣言下の厳しい状況には変わりがないということ。ちなみに9月21日現在で12歳以上15歳未満の1回目の接種率は46.4%、2回目は0.7%です。15歳以上20歳未満は1回目は56.3%、2回目は32.1%のようです。引き続き園児・児童生徒の安心・安全・命へのリスクが高いという危機感の確認と、その意識の共有とリスク管理、リスクマネジメントを強く指示しました。

さらに今後も様々な教育活動において、感染状況を踏まえた上で、諸行事の実施の可否・是非についての厳しい判断を迫られることが続くものと想定されるが、いずれの場合においても、園児・児童生徒の安心安全を第1として、「心」のケアに留意しながら学びの保障に努めることも指示しました。

最後にその他になりますが、本日の議題は、1学期の問題事象やいじめの報告、10月になりましたら学校訪問を委員の皆様にはお世話にさせていただきます件などがございます。よろしく願いいたします。

ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

[樋口委員]

加悦中の生徒が「少年の主張 京都府大会」において、素晴らしい賞をいただいたという件ですが、例年12月に子ども発表会が開催され、お話を聞いていて、本当に子どもたちの感性と、それを発表する力というのがついてきたことに感心しました。それがこういう形で実になっていることに、大変感心しました。

これからも、一人一人の子どもたちの気持ちを素直に出してもらえることを望んでおります。

[長島教育長]

ありがとうございます。後で読んでいただけたらと思うのですが、おじいさんが病気で、闘病生活を繰り返す中で、手術を受けて、体に障害が増えていくけれども、また元気になっていくということを繰り返しながら、ゲームに例えて、マリオおじいさんという表現をしていて、すごく中学生らしい感性ですし、こういうふうに見れるのだなという素晴らしさがわかる作品でした。また皆様にも見ていただけたらと思っております。

[岡田委員]

ワクチンのことなのですが、12歳以上の子どもがワクチンを接種できるようになったのですが、アレルギーなどの事情があって打てない子どもに対して、いじめだけでなく、疎外感を持たなくてもいいような配慮を先生方はしてくださっていると思うのですが、いろいろな子どもたちがいろいろな状況で頑張っているということを示す良い機会でもあるので、みんなで助け合って、打てない子どもに対しては、どのように接してあげることが、感染を防ぐためのみんなの役割なのかということ、教育の一環として指導していただきたいです。児童生徒の100%が打てることはあり得ないと思いますので、いろいろな児童生徒がいることを子どもたちにわかってもらって、人権に対する意識が高まったら良いと思います。

[高岡総括指導主事]

確かに、大切な視点です。実際に子どもたちが自宅待機をして、既に自宅待機をしている時から、オンラインで繋がりながら、コロナで休んでいるということも含めて、人権についても指導をしています。

山田小学校についても、校長、管理職、担任で、6年生の授業が始まる時には、その視点での話をした上で授業を進めることになっているので、ワクチンを受ける、受けないにつきましても、話題になっておりますけれども、確かに受けられない子どももいますので、それについては人権の視点を踏まえた指導をしてもらっております。

[酒井委員]

ワクチン接種状況について、もう一度教えてください。

[長島教育長]

12歳以上15歳未満ですが、1回目が46.4%。2回目が0.7%です。

15歳以上20歳未満は、1回目が56.3%。2回目が32.1%です。

他にございますか。

次に、日程第4「その他」に入らせていただきます。

「生徒指導上の問題事象・いじめについて」、高岡総括指導主事が報告いたします。

(高岡総括指導主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[岡田委員]

いろいろな家庭環境の子どもたちもいるでしょうし、今までは部活で発散して、みんなで一緒に仲良く楽しいこともできたことが、今の状況ではできなくなったこともあるのではと思いますけれども、高岡総括指導主事の説明で、不登校の原因分析が必要で、きちんと分析した後での指導が好ましいと言われた時に、先生方は大変お忙しく、今はICTの授業も増え、外国語の授業も増えて、先生方も大変で、実際には一人一人の分析をする時間が難しいと思うのと、担任だけではなく、客観的に見る目が必要になった時に、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの方に入っていて、そういう方を増やすというのは難しいのでしょうか。

先生だけでの対応はたいへんでしょうし、現在も何校かに一人はそういった方を配置していただいているのですけれども、各学校に常時、一人は配置するなどの配慮が必要だと思います。コロナの関係もあって、子どもたちや先生方も疲弊した感じが読み取れるので、どうでしょうか。

[高岡総括指導主事]

確かに、おっしゃる通り、問題解決をする時に、担任一人では対応できない事案が多いです。SSWとか、まなび生活アドバイザーとか、時には医師に入ってもらって、専門的な指導をしてもらうことが必要になっています。

京都府教育委員会のSSW等は、コロナの関係も含めて、ずいぶんとプラスをしてもらっています。ただ、学校はもっと来てほしいということなので、実際に行っていて、学校の教育相談部会等で協議をしてもらっていますし、トライアングルでもSSC、SSWに来てもらって、月に1回は研修会を持って、そこで学んだことについては、トライアングルの職員が各学校に行って、聞いたことを伝えてもらうことをしてもらっていますが、専門的な指導をもらわないと、できないこともあります。努力はしてもらっています。

[岡田委員]

これだけいろいろな事象が起きてきて、全員に同じ対応ができるのならいいけれども、一人ずつ、その子の家庭環境や性質から考えていくと、ケースバイケースで、いろいろな対応を迫られると思うので、先生もたいへんだと思います。先生が倒れられても困りますし、そのあたりは配慮をしていただいているのですが、今後は教育委員会からもSSC、SSW等の派遣について特別な配慮を要望します。

[高岡総括指導主事]

命に関わるような問題が出てきたら、ドクターやSSCの示唆をいただかないと、学校だけでは難しいです。指導はできるのだけれども、反対に、子どもが私のことをわかってもらえないというふうになったりしますので、一人一人に合った専門的な指導が必要になっています。

[長島教育長]

他にご質問、ご感想はありますか。

[樋口委員]

定期的な会議以外にいじめの問題で保護者の方と先生方の協議が2件確認されたという説明があったのですが、これはこういった形で会議が招集されたのかが気になります。例えば、保護者のほうから相談したいと言われたパターンと、先生が事象を把握されて、いろいろなことを対応するにあたり、保護者のみなさんとお話をされたパターンでは、根本が全く違う気がするので、把握されていることがあったら教えていただきたいです。

[高岡総括指導主事]

今2件の話をしましたけれども、どちらも学校としては掌握している問題です。学級経営の中で少しトラブルがあって、報告はするのだけれども、保護者の方から納得していただけない。あるいは、教師に対する不信。担任に言うのだけれども、なかなか通じないということもあって、実際には、担任の先生が保護者のほうから学校として説明してほしいという話もあって、招集する。学校が全く知らないということではなくて、取り組みはしているけれども、保護者からの要望があったというのが2件です。

[樋口委員]

事象は把握はされていて、しっかりと対応されていると思うのですが、そこがなかなか難しいところですね。一部の児童生徒の問題なのに、先生のほうから言ってしまうとクラス全体の問題になり、話が大きくなってしまうことも考えられるので、その「さじ加減」はかなり難しいと思うのですが、保護者からの訴えがあってから対応するというパターンが一番避けなければならないと思いますので、学校現場の先生方にはご配慮をいただいていると思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

小学校でタブレットを使ったオンラインでのいじめがあり、少し前ですが、中学生の女の子が、SNSや携帯を使いたいじめを受けての悲しい事件があったということもあって、これからはこのような理解しにくいことが増えてくると思うのですが、気になったのは、学校で使っている端末を使ってそういったことがあったというのは、こういったソフトウェアが入っていて、そのようになってしまうのかが気になります。ソフトやアプリケーションには害はないと思うんです。道具をどう使うかの問題だと思うのですが、町で子どもたちに配布されたアプリケーションは、全国で標準的なアプリケーションが入っているということでしょうか。

どこの学校でも、全国で一律に同じアプリケーションが入っているのか、町独自で、機種にもアップルやマイクロソフトといった種類があると思うのですが、アプリケーションの内容にも各地の特色があるのか、そのあたりを教えていただけたらありがたいです。

これからも、端末やICTを使って、子どもたちがいろいろな考えを持って、いろいろな挑戦をしていくのはいいと思うのですが、良からぬほうに挑戦することもあり得ますので、これからの話を確認させてください。

[高岡総括指導主事]

ありがとうございます。町田市のほうで学生が自殺をしたということで、事務局の中でも議論をした部分があります。

[柴田教育次長]

まず、町田市の例で言うと、メッセージをやり取りするチャット機能を使った事案で、他

人のIDを使用した、なりすましという形で事件が起こったものと理解しています。端末を使っていれば、個人を特定できる状態ではあったのですけれども、他人のIDでなりすまして悪口等を送ったということだと思います。なぜそれができたかと言うと、全員が同じパスワードを設定していたということであると思います。

与謝野町の現状はどうかと言うと、町田市と同じ状態です。IDについては、それぞれの学校で名前と出席番号の組み合わせですとか、出席番号等のIDにしていますので、例えば、〇〇君のIDが名前と出席番号であれば、その出席番号と名前を組み合わせることでIDを特定できます。また、パスワードは個別に設定すると、先生の管理が出来ず、特に低学年だと、パスワードを忘れた時に多くの作業が必要となるため、パスワードはみんな同じパスワードを設定しています。町田市の例もIDがわかれば、なりすまして悪口が書ける状態だったと思うのですけれども、与謝野町の現状は、町田市と同じ管理をしていますので、なりすまして、メッセージ機能を使っただけの同じいじめ事例は想定できる状態です。

チャット機能については、委員がおっしゃったように、OSの区分やアプリケーションで変わるのであるけれども、与謝野町については、京都府で統一のアップル社の標準的なアプリケーションを使っていますので、それを使って、同じようなことが起こる可能性は十分にあるということです。

[高岡総括指導主事]

チャット機能がついているアプリケーションがあるのかを確認したのですけれども、チームズと言うマイクロソフト社のアプリケーションがありますけれども、会社からチームズのチャット機能に制限をかけることができるので、与謝野町のタブレットではチャット機能は使えないと担当から聞きました。ただ、次長が言いましたように、悪意を持ってやれば、なりすましの可能性はあります。

いずれのことをやっても、未然防止のために何ができるのか、そこのモラルの教育をしないと防ぎようがないので、大事なものは情報モラルの教育だと思います。

[酒井委員]

IDとパスワードとおっしゃったのは、何をするためのIDとパスワードですか。

[柴田教育次長]

チャット機能を使う場合でしたら、生徒の誰かを判断するために、それぞれの生徒にIDを振っています。パスワードについては全て一緒なので、本来は個別にパスワードを設定すべきだと思うのですけれども、管理上の問題で、今は全て同じパスワードを使っています。

[酒井委員]

パスワードというのは、端末を開くためのパスワードということですね。

なりすましというのは、その端末を勝手に使ってやったということですか。

[柴田教育次長]

それも有り得るのですけれども、タブレットのIDを変更して使用することもできると思います。

[酒井委員]

I Dさえわかってしまえば、パスワードはあってないに等しいので、機械そのものにはI Dが紐づけられていないのですか。その機械のI Dを勝手に変えられるということですか。

[柴田教育次長]

そうです。

[樋口委員]

さきほども申し上げましたが、小学校高学年とかがゲームをしている姿を見ていたり、子どもたちの会話を聞いていると、何をしゃべっているのかわからないことがあったりするので、そういった面では、子どもたちは興味がある分だけ、いろいろな方向に進む可能性があるのですけれども、それも一つの才能や素質だと思うんです。さきほどおっしゃったように、悪い方向に行くか行かないかというのは、周りの大人がモラルを伝えていくことが大切になってきますので、それこそ日進月歩で、先生方も大変だと思います。担当の方も大変だと思いますけれども、よろしくお願いします。

[長島教育長]

他にご質問等がありますか。

[酒井委員]

質問というより、注意しなければならないと思うことなのではございますけれども、コロナが始まってから、いろいろなことの原因をコロナにしがちと言うか、例えば、いじめが増えたのはコロナが原因だというふうに、確かに、関係がなくはないと思うんです。子どものストレスもたまえると思うのですが、そういうふうに考えてしまうと、違うところの原因を見落としてしまうのではないかと思います。そのあたりは冷静になる必要があると思います。

2点目なのですが、SNSの件なのではございますけれども、SNSについての指導がされる時に、どういうふうに指導がされるのですか。例えば、実際には、知らない人についていくのはやめましょうとか、知らない人に声をかけられたらどうするかという指導をするのではございますけれども、T w i t t e r などでは知らない人ばかりになりそうで、そういったことについて、学校でこういった具合で指導がされているのかを教えてください。

[高岡総括指導主事]

いわゆるSNSの危険性は、知らない人と繋がったらこんな危険性があって、こんな展開になるとか、あるいは、このようなどころに入るとこんなことになってしまうというような、情報機器の持つ良さではなく、影の部分、学校としては、専門家に来てもらってお話をしたり、低学年であれば、簡単にわかる話をして、こんな危険性があるという話をします。

例えば、そんな話をしても、実際には知らない人と繋がる、あるいは、知らない人と出会うケースはないではございますけれども、不登校の子どもたちが話をしている。相手が学生ではないかもしれないという話はしますけれども、あるいは、さきほど申し上げた自殺サイトというのは、いとも簡単に見つけてしまって、入ってしまって、情報を得てしまう。小学校の低学年でも、見てはいけないようなサイトを開くこともありますから、中心はネットの持つマイナスの部分を中心に指導をしているのではございますけれども、それだけでは子どもたちのマイナ

スの部分を抑えられないというのが事実です。

[酒井委員]

矛盾していると言うか、これからの時代のことを考えると、ネットを詳しく使えるようになってほしいという思いと、それを使えるようになるとそういったことが起きてくるという兼ね合いを学校でどう指導されるかというのは、非常に難しいと思います。

例えば、不登校の子どもは、もしかすると、そういうところでの繋がりがその子にとっての支えになっているかもしれないわけですね。一律にそういうところには危ない人がいるとか、どこまではしてはいけないという線が引きにくいと思います。

[高岡総括指導主事]

4月にタブレットが入って、7月、8月まで、持ち出しとか、オンラインについて、教育委員会としては懸念ばかりが頭にあって、何もかも中止にしていました。持って入ることも中止していました。オンラインで使うことも中止していました。でも、それではなかなか進まないということで、学校でのそれぞれの発達段階に合った情報モラルに関する指導をもらい、オンラインと持ち帰りのOKを出したのは一月前からです。そうすることによって、不登校の子どもたちや、やむを得ず休まなければいけない子どもたちに学校がタイムリーに授業を流すことをしています。

これをほとんどの子どもたちに広げていくとなると、やり方を探って、繋がって、増やしていくことになるでしょう。実際に、子どもたちが別室でタイムリーに授業を見たりしているわけで、使い方によっては、本当に効果のある使い方ができます。ただ、反対に、さっき言ったように、子どもたちはいとも簡単に使いますから、全ての画面を教師が把握していても、そこを乗り越える子どもたちもいますから、学校の教師としては悩むところでございます。

[佐々木委員]

さきほどからSNSが話題になっているのですけれども、私もすごく気になっていまして、確かに、今は与謝野町ではチャット機能は使えないが、不登校や別室授業をしている子にとっては、チャットでなら意見が言えるかもしれないというメリットを考えると、もしかしたら、導入されていくかもしれない。その時にどうするかという問題が出てくると思うのですけれども、今はT i k t o kがどうこうと聞きます。子どもたちはどんどん進化していて、私たちのわからないところで、SNSを活用している。生徒に伝えるようなことを保護者の方にも伝えて、気をつけてもらう。自分の子どもたちが何をしているか把握してもらう啓発も必要だと思いました。

それと、低学年のことが気になっていて、やはり保、幼、小の連携が必要だと感じます。小学校1年、2年になって、急激にそうなるわけではないだろうから、保育園、こども園の段階から連携をとっていくべきだと強く感じました。

[高岡総括指導主事]

コロナのせいにするわけではないのですけれども、弱い子どもたちには影響が出てくるだろうと。だから、1年生、2年生、3年生の事象の多さであったり、不登校は小学校1年生、2年生、3年生の割合が高いというのは、小学校での問題でもありますけれども、就学

前を含めての問題なのだろうと思います。就学前のことも掌握した上での取り組みをしていないと、改善は図れない気がします。おっしゃるように、繋がっているようなので、それと併せて、お父さん、お母さんと一緒になって、学校と歩調を合わせた取り組みにしていかなないと、なかなか子どもは変わらないと思っています。

[岡田委員]

子どもたちは発達途上で、人間性の部分を高めていくことによって、相手が嫌な思いをしていることもわかるでしょうし、コロナのせいにするわけではないのですけれども、いろいろな経験をすることが少ないのだと思います。楽しいことも少ないですし、友達と遊ぶことも少ないでしょうし、子どもたちが健やかに人間性を高めていくことによって、SNSでもそういうことは良くないということがわかると思います。いろいろな言葉で先生が接していただいて、子どもの人間性を高めていくしか方法がないと思います。子どもたちに善悪のモラルをしっかりとわかってもらう指導をしていくことが一番の近道だという気がしますし、佐々木委員がおっしゃったように、保、幼との連携で、小さい時にここまではしてほしいということを掘り下げていって、しっかりと保育園、幼稚園の間にしてほしいと思います。

[長島教育長]

これも教育の本質に関わる部分だと思います。幼、小、中、高の連携で、王道を追求していくしかないのだと思います。それは学校だけではなくて、佐々木委員がおっしゃったように、学校の取り組みを保護者のほうにしっかりと伝えていく。同じ目線で携わってもらうという観点は大事だと思います。

他にはよろしいでしょうか。

「教育委員学校（園）訪問について」、柴田教育次長が報告いたします。

（柴田教育次長から資料に基づき説明）

[長島教育長]

他にありますか。ありませんか。

それでは、次にその他です。事務局から何かありましたら。お願いいたします。

[柴田教育次長]

今回の教育委員会会議については、10月25日（月）の午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。おつかれ様でした。

午後3時10分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和３年９月２４日（金）

午後２時００分～

場 所：加悦保健センター２階農事相談室

日程第１ 会議録署名委員の指名
岡田委員 樋口委員

日程第２ 確認事項
会議録の確認

日程第３ 教育長の報告

日程第４ その他
・生徒指導上の問題事象・いじめについて
・教育委員学校(園)訪問について
・今後の予定について

令和3年度 与謝野町教育委員会学校訪問 日程一覧表

月	日	曜日	学 校 名	備 考
10	6	水	石川小学校	
	7	木	岩滝小学校	学校給食試食(自校)
	12	火	三河内小学校	
	19	火	山田小学校	
	20	水		午後:丹後地教委連研修会(宮津市)
	21	木	市場小学校	終了後:中央公民館にてセンター給食の試食
	26	火	かやこども園	
	28	木	かえでこども園	
	案... 25(月)、27(水)、29日(金)のいずれかで、教育委員会議			
11	2	火	のだがわこども園	
	9	火	加悦小学校	
	11	木	加悦中学校	
	15	月	江陽中学校	
	17	水	橋立中学校	※組合教育委員による訪問

※ 訪問時間は、9:30～12:00 (こども園は11:00まで)

① 加悦小学校、岩滝小学校は学級数が多いため 9:00 ～ 12:00

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年10月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議	・	区	分
				定 例 会			
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久		
会議日程	自 令和３年１０月２５日（月） 1日間 至 令和３年１０月２５日（月）						
出席者数	委員 ５名 出席						
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代						
欠席委員							
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 主幹 加藤 晴彦 総括指導主事 高岡 弘安 指導主事 茂籠のぞみ						
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代						
そ の 他	【傍聴者】 なし						

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 1 4 号 与謝野町文化財の指定・登載に係る諮問について	承認

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ なし
そ の 他	・ 全国学力・学習状況調査に係る結果について ・ 与謝野町立岩滝体育館改修工事の概要について ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年10月25日 午前9時30分から午前10時45分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和3年度第8回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

[樋口委員]

一部文言の修正を事務局へ事前をお願いいたしました。

[長島教育長]

一部修正意見がありましたので、ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会で承認・署名いただくことといたします。

日程第3の教育長報告ですが、簡単なレジュメを用意していますので御覧ください。最初に、はじめにですが、めっきり朝夕に冷気を感じるとともに、加悦谷にも秋の色合いが日増しに強くなってまいりました。本日は、公私ともにお忙しい中を第8回の教育委員会会議にお集まりいただきまして、感謝を申し上げます。

この10月からは教育委員の皆さんによる園・学校訪問が始まっております。お忙しい中をお世話になり恐縮ですが、委員の皆様より忌憚のない御意見をいただき、校園長の先生方だけでなく教職員が町民目線、住民目線、地域目線で学校を見詰める、または見詰め直す機会ではないかと考えています。2か月間にわたる長丁場の中盤に差し掛かってきていますが、引き続きよろしくお願いいたします。

2の報告事項ですが、(1) 児童生徒の活躍につきましては、2学期は行事の秋でございますから、今まさに延期していた行事や活動が目白押しというところかと思います。各校園とともに感染予防に最大限に留意する形で、全ての教育活動を実施していただいております。こども園では、昨年度と同様に運動会を縮小して開催するなどの工夫を加えて行事を実施し

ていただいております。

小学校では陸上記録会が今年も各校にて実施され、各種の体験授業やマラソン大会や学習発表会などの取組も進めていただいているところです。来る16日の土曜日には、駅伝競走大会が阿蘇シーサイドパーク周回コースを使用して開催され、資料にありますように学校総合順位で岩滝小学校が優勝、市場小学校が準優勝をはじめとして町内の小学校が健闘してくれました。

中学校では、延期された体育祭、文化祭や職場体験学習などについても感染予防に最大限留意しながら始めていただいています。また小学校と同じく16日の土曜日には丹後ブロック中学校駅伝競走大会が昨年に続き峰山総合運動公園周回コースにて開催され、男子では江陽中学校が大会新で優勝し、橋立中学校は準優勝、加悦中学校は10位、そして女子は橋立中学校は準優勝、江陽中学校は4位、加悦中学校は6位との報告を受けています。なお、男女ともに6位までが府大会に出場できるとのことです。

そして、これも延期されていた小中学校の修学旅行ですが21日からの三河内小学校を皮切りに明日には江陽中学校が修学旅行に出発して行きます。昨年に続きですが、無事に行つて無事に帰るという当たり前のことが、これほど難しく尊いことであると痛感しています。

また、個別の児童生徒の活躍ですが、第10回子ども読書「本のしおりコンテスト」では山田小学校の児童が見事、佳作に入ったとの報告を聞いています。江陽中学校3年の生徒がJOCジュニアオリンピックU-16男子1000mに出場するという嬉しい知らせも届いています。

(2)の新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、ア 状況につきましては、園児・児童生徒の感染者は9月3日を最後として、最近のPCR検査は、まさに念のためのものとなっている状況にあります。

しかし、ワクチン接種は進んでいますが、12歳未満はワクチン未接種であり、町内においての10月19日現在の12歳以上～15歳未満の接種率は1回目は74.3%、2回目は49.9%の状況にあります。

厳しかった第5波の猛威は去り、新規感染者も全国、京都府のそして町内の状況も大きく好転していますが、専門家による第6波への危惧の念が示されています。心から安心できる日、コロナ禍の収束は、まだまだ先のような感がいたします。

イの学校の対応(ア)の教育活動につきましては、児童生徒の活躍のところで話しましたように、引き続き感染予防に最大限に留意した上での教育活動を実施していただいております。

(イ)のオンライン、オフラインでの学びの保障につきましては、各校でタブレット端末の持ち帰りのみならず、自宅待機生徒へのオンラインで教室と結ぶなど、多くの取組・実践をお世話になってきました。引き続き、体制を整えてもらうよう各校にお願いをしております。

しかしながら委員の皆様の学校訪問の際の御指摘のように、タブレット端末を使うことが目的ではなく、使うことで学習効果を上げることができたか？この視点を見失うことなく進めて欲しいと思っています。

(ウ)の心のケアにつきましては、9月の会議で報告のあったとおり、1学期の児童生徒の問題事象、いじめ調査、さらには8月の会議で報告のあった学級満足度調査Q-U、長引くコロナ禍の影響が、大人よりも子ども、弱い立場の子への影響が大きいなど痛感しています。発達段階から自分の不安な感情やストレスを上手く表現できないこども園の園児は、いかば

かりかと按じております。

また、校園長の先生方には園・校内の職員の中で経験年数の少ない職員、ストレスの発散が不得手の職員、病気がちの職員、家庭内の課題を背負いながら勤務している職員、気になる園児・児童生徒への声掛けと同様なケアが必要である旨をお願いしているところです。

10月14日（木）の京都新聞で大学の先生が指摘されていました。阪神大震災や東日本大震災では子どものストレスは2、3年後に噴出したとし、「今後、不登校もいじめも増える可能性がある」と指摘されていました。さらに「教員が連携し悩みを受け止める対応が求められ、時間も手間もかかる。指導と関係のない業務を削減するなど、教員の負担軽減を進めるべきだ」と……。本当にそうだなと私も実感いたします。

（3）の薬物乱用防止につきましては、テレビニュースでも大々的に取り上げられましたので皆様、御承知おきのことと思いますが、9月末の舞鶴高専での大麻所持で3人が逮捕され、校内で大麻を吸引した学生が約10名も確認されているという衝撃的な事件がありました。舞鶴市で起きたことは与謝野町で起きても何の不思議でもない。私たちが想像する以上に、薬物を取り巻く状況が、ここにもあるという思いを痛感しました。

福知山市で中学生が大麻所持で逮捕されたのが今年の3月、そして同じく福知山市の高校生が大麻所持で逮捕されたのが7月のことでした。本当に思う以上に私たちの近くに薬物が忍び寄っていると思います。15日の校園長会議では、子どもたちへの指導だけでなく、保護者への啓発活動にも一層力を入れる必要があると指示したところであります。

（4）にコミュニケーション・スキルの育成につきましては、9月の会議において、豊岡市の兵庫県立芸術文化観光専門職大学の学長の平田オリザさんの力を借りて、コミュニケーション・スキル育成の一環として演劇的手法を用いたことができないかと申しました。平田先生と11月11日（木）にお忙しい中をお出会いすることが叶いました。

最後にその他になりますが、本日の議題は、文化財の指定・搭載に係る諮問、そして全国学テ・学習状況調査に係る結果などの報告事項がございます。よろしく願いいたします。

ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

[長島教育長]

それでは、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

それでははじめに、議案第14号「与謝野町文化財の指定・搭載に係る諮問について」を議題とします。提案理由等について 植田社会教育課長が説明いたします。

（植田社会教育課長及び社会教育課加藤主幹から資料に基づき説明）

[加藤主幹]

前回の教育委員会議で諮問をさせていただいているのですが、京都工芸繊維大学の名誉教授の日向先生にお世話になって調査を進めている中で、前回の宮殿だけでなく、外から見える本殿に関しましても、宮津からの移築であると想定されるようになりました。文化6年と文化8年の棟札の二枚があり、これが疑問でした。その表記ぶりは文化8年の方が丁寧に書いてあります。また、丹後震災後の修理の棟札もあり、その記録では大きな修理は震災後の屋根修理の一回だけであることがわかりました。また、本殿の妻飾りの彫刻が古い様式である

ことも確認されました。これらを総合すると、宮殿が先に建築され、その後に本殿が建築されたと想定することで二枚の棟札も整合性がつきます。また、本殿の扉や飾り金具に本庄家の家紋が入っておりまして、やはり、本殿も宮津から移築したものと想定して良いと判断しました。よって、本殿を追加諮問させていただきました。宮殿だけの諮問のままにしますと、町文化財保護委員会の答申が宮殿だけとなってしまいますので、一体として取られるべきものですので、本殿も追加で諮問させていただいて、建物を一体として諮問して、答申をいただくという形にさせていただきます。

本殿を指定として、宮殿はその附（ついたり）として1基という形で諮問と答申を整理させていただいたところでございます。以上です。

[長島教育長]

加藤主幹から説明をしていただきましたが、委員の皆様からご質問等をお願いしたいと思います。

[樋口委員]

8月末に議案第13号で諮問が採決されて、今回は追加で諮問ということですが、今後は二つの諮問を一つにまとめて、一つの諮問として捉えて取り扱いをしていくということでしょうか。

[加藤主幹]

はい。そうなります。別々に答申すると変則になりますので、一般的な指定スタイルとしては、大きなものの建物の中に入っているものは一体として扱います。前回のままで進めますと、宮殿が指定で、本殿は附（ついたり）になってしまいます。日向先生と相談している中で、このスタイルは逆ですので、一般的なスタイルとして、本殿をメインとして一体に捉えることしました。

[樋口委員]

皆様が同じ意見であれば、今後は一体として扱うという理解でよろしいですね。ありがとうございました。また見学に行かせていただきたいと思います。

[酒井委員]

確認ですが、宮殿は文化の時代の物ということで、本殿も同じくらいの時期の物ではないかということですね。

[加藤主幹]

宮殿の床下に文化6年の棟札が付いていたので、打ち付けられていない方は文化8年で、この8年のものが本殿の方だろうということです。最初に宮殿を作っておいて、後で本殿を作り、中に収めたと想定しています。

[岡田委員]

議題とは関係ないのですが、家紋が一つ取れていますね。これを修繕する予定はありますか。

[加藤主幹]

これは気になっているのですが、地元の氏子にお願いするしかありません。

[長島教育長]

それでは、議案第14号「与謝野町文化財の指定・搭載に係る諮問について」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

[長島教育長]

挙手全員であります。

よって、議案第14号「与謝野町文化財の指定・搭載に係る諮問について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程第4「その他」に入らせていただきます。

はじめに、「全国学力・学習状況調査に係る結果について」、茂籠指導主事が報告いたします。

(茂籠指導主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

ご質問等ございますか。

[岡田委員]

この調査の結果が全てではないと思います。特に少人数校では、平均といっても、人数が少ない分、上位の子が1人、2人出たら上がるでしょうし、下位の子が大きく点数を下げてしまうと平均点は下がってくるので、これだけで一概に判断はできないことを重々わかった上でお聞きするのですが、過去から比べて、上位層が減ってきているのでしょうか。よくできる子がクラスにいと、他の子が刺激を受けると思うんです。少ない人数の中で、みんながだいたい同じようなところだと、これでいいかなと思ってしまいます。本当はもっと伸びる素質がある子でも、これでいいかなと思うところがあると思うんです。そのあたりは過去と比べてどうでしょうか。上位層の推移はどうでしょうか。

[茂籠指導主事]

上位層だけがどのように推移したかということは、資料としてあげていませんが、先生方の実感として、上位層が減ってきているということや、そこへの手立てがうまくできていないという実感は持っておられるというふうに伺っております。

中位層に合わせた授業スタイルになりがちです。習熟する時間に応用問題を与えたり、授業を工夫したりできるようにしていきたいと考えています。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

[岡田委員]

家庭との連携で、家庭学習なくしては、いくら学校で指導をされていても結びつかないと思うのですが、ゲームが2時間以上の児童が結構いるというアンケート結果もありましたので、コロナで自粛したり、外で出歩けないと、家でゲームをして、1時間で済むところが2時間を超えたり、そのあたりの家庭との連携は十分にいただいていると思うのですが、今後もしこうしていきたいというお考えがあったら教えていただきたいです。

[茂籠指導主事]

家庭学習の習慣化は課題だととらえています。子どもたちが家に帰っても勉強したくなるよう授業とつながった家庭学習を工夫していくことや授業の予習として、調べ学習を行うこと等が大事だと考えています。

学年に応じて家庭学習の大切さを保護者に伝えてもらっていますが、引き続き、お願いしたいと思います。

[長島教育長]

他に質問等ございますか。

[樋口委員]

今回の数値だけを見て一喜一憂するものではないと思います。ただ、実感として、過去の資料から見ても、成績が少しずつ上がっていることは感じます。それが今年だけのことなのかは判断が難しいですが、私の感覚としては、全体的に成績が上がっているという感覚を持っています。

学校訪問をさせていただいて、小学校は、先生方の頑張りのおかげで、基本的に授業が来ている。お客さんが来られたから、緊張してその場だけという事も「無きにしも非ず」と聞いていますが、それでも先生の努力によって授業がきちんと行われている状況というのは見させていただいております。それに対しては、本当に教職員の皆様の努力に感謝したいと思います。

もう一点は、中学校の数学で4ページ分の問題文を読むという問題は過去にあったのですか。もしもあったのなら、授業の中で、子どもたちがこういうことを経験しているのかどうかになります。経験していないのなら、初めてのことにどう対応したのかという事が気になりました。難しいかもしれませんが、この問題だけの回答率というのは、把握できますか。子どもたちがどのように対応したのかが気になっています。もしも、それができていないのであれば、今後、こういう問題も出てくるということでしょうし、ある程度の経験をしたからクリアしやすいという事はあると思いますので、授業の中で4ページを読むという時間は、厳しくなってくると思いますので、そのことについてお考えがあれば、教えてください。

[茂籠指導主事]

小学校の問題にもさまざまな情報が、絵や図で示してある問題があります。問題のどの情報を取り上げるのか考える力、また、数学的な用語を使って、自分の考えを説明できる力を付けていくことが求められています。

4ページを読むという問題形式は、国語の問題でも出されています。文章を読んで、こ

の問題の要旨は何かを捉えることが必要です。最初の一部分だけを読んで判断して答えてしまうミスも中一の国語で見受けられました。授業の中でも読み取ったり、それに的確に答えたりする力が求められています。

中学校の数学の教科書にこういった問題が入っているかどうかは精査していないのですが、小学校ではまとめの問題に、文章を読んで答えましょうという問題があります。こうした問題に答えられるような力を総合的につけていかなければいけないということが示されていると思います。

[樋口委員]

中学校の教科書の採択に関わった時に、そのような問題があったイメージが無いんです。国語は長文もありましたが、数学でこういった問題は初めてかなと。過去の傾向や新しい傾向を今後の参考として、教えていただけたらありがたいです。

[茂籠指導主事]

ここに資料がありますので、ご覧ください。例えば、一つの問題文が提示され、それについて設問があり、4ページにわたってそのことを解いていかなければならないということですが、ただ問いがあって答えるのではなく、ずっと考えながら解いていかなければいけないという問題の出し方になってきています。証明の問題でも、詳しく問題の流れが書いてあり、それについて考えなさいとなっています。教科書でも、ここまでではなくても、解き方を例示しての問いは出ているのではないかと思います。

[酒井委員]

二点の質問と、一点のお願いをさせてもらいたいと思います。

一点目なのですが、質問表で「英語の勉強は好きだ」という中学校3年生の回答が、10%くらい下がっている。これが個人的には意外で、数学のほうは、数値がだいぶ良かったということですが、英語は最近、学習指導要領が変わりましたが、そのあたりの分析をお聞きしたいのが一点です。

二点目は、これが広報誌に記載されるということは、町民の方も目にされて、子どもたちも見ることがある訳で、話題に上がることもあると思いますし、意識する子たちもいるかと思っています。そのことについて、どのように学校で取扱いをされるのかということをお聞きしたいです。

お願いにつきましては、樋口委員がおっしゃったことと重なるのですが、数学の4ページ分の問題と、国語の自分の考えを持つという問題で、小学校の道徳ならわかるのですが、国語は筆者の気持ちという答えがあるわけですね。自分の考えというのはイメージができないので、これについては、さきほどの数学の問題も併せて、可能であれば、どんな問題なのかを見せていただけたらありがたいと思います。

[長島教育長]

ありがとうございます。最後のお願いについては後ほどお願いします。

質問の一点目の「英語の勉強は好きだ」の中学校での低下について、コメントがあればお願いします。

[茂籠指導主事]

確かに、小学校では、中学校に繋げる英語として、楽しく理解を深めていこうということで、与謝野町は専科の先生に教えていただいておりますので、子どもたちが好きだという思いでやっていると感じています。中学校で減少したのは、そこまでは理由はわからないのですけれども、難しいところがあると思います。

[酒井委員]

国語と算数は、内容がわかるかどうか質問にあったようですので、内容がわかっている上で好きと答えたということでしょうし、英語はその質問がなかったんでしょうか。わからないから英語が嫌いということなのか、自分で話さないといけないのが嫌だとか、いろいろと理由あると思うのですけれども、小学校と中学校で極端だと思いました。

[佐々木委員]

調査結果を受けて、教育委員会から提示しておられるということだったのですけれども、確かに、学校訪問で各学校を回らせていただいている中で、校長先生が自分の理念を持って示しておられるのは感じています。

私もゲームの時間のところが気になりまして、コロナ禍の状況も関係しているのかなと思うのですが、中学生、小学生ともに2時間以上している割合が上がっている。これからも上がっていく気がします。そうすると、自分で計画を立てて勉強する習慣がとても大事ななと思いました。江陽中学校は、毎日の計画を立てるということを学校でしっかりと提示してやっておられると思うので、他の小中学校でも取り組みを進めていけたらいいのかなという感想を持ちました。

[茂籠指導主事]

自分で自分の時間の計画を立てていくというのは、本当に大事なことだと思っております。各小中学校でも、それぞれ期間を決めて、家庭学習の取り組みというのはやっていただいております。

その中で子どもたちは、自分の生活や学習について振り返り、自分で学習できる力を付けていっています。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

無いようでしたら、ただいま報告いたしました「全国学力・学習状況調査に係る結果の公表について」高岡総括指導主事が説明いたします。

(高岡総括指導主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

ご質問等ございますか。

[酒井委員]

いわゆる風評被害みたいな、変に数字が先走ることがないように、学校でも配慮していただけたらと思います。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

それでは、「全国学力・学習状況調査に係る結果について」は高岡総括指導主事が説明いたしましたとおり進めさせていただきます。

つづきまして、「与謝野町立岩滝体育館改修工事の概要について」を植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[岡田委員]

もう工事が始まっていますが、こども園の近くであり、子どもや保護者の方の出入りもありますので、事故などが無いようにご配慮いただきたいと思います。

[樋口委員]

工事期間中は、体育館の使用はできないのですか。安全確保がされた状態で、体育館の使用は大丈夫だということですね。

[植田社会教育課長]

体育館の使用はできます。雨どいが落下して危ないということで、その4ヶ所には足場を組んで、囲んであります。ネットもかかっておりますし、それ以外のところは、駐車スペースがかえでこども園の駐車場になっていますので、先生の駐車場なのですけれども、体育館側には停めないようにということにさせていただいています。その分については、クアハウス側の駐車場を使っているはずですが、そういう配慮をさせてもらっています。

一番危険な、建材等が落下する可能性があるところには、足場とネットがあります。安全対策としてはそういう形にさせてもらっています。

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

それでは、その他で事務局から何かありましたら。お願いいたします。

[植田社会教育課長]

私のほうからお知らせです。既に町の広報でお配りしているのですが、11月9日に人権問題を考える集いということで、知遊館のほうで講演会がございます。例年はわーく

ばるなのですけれども、今年は知遊館ということですので、皆様方には行っていただきたいのですけれども、入場制限もかかっておりまして、このちらしが必要になります。このちらしにつきましては、各庁舎の住民係の窓口配布してあるのと、三つの地域公民館のほうに置いてありまして、そちらのほうで入手していただいて、名前などを書いていただいて入場していただくことになっていまして、可能でしたら、委員の皆様にも行っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

[酒井委員]

説明のあった場所に置いてあるということは、広報誌に書いてあるのですか。

[植田社会教育課長]

そうです。皆様方にお配りしたいと思っているのですけれども、席数の関係もあって、そこで用紙を取っていただくということで、各学校には何枚か送ってあると思うのですけれども、それ以外の方は窓口でもらっていただくということです。

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

他に事務局からありましたら。お願いいたします。

[柴田教育次長]

今回の教育委員会会議については、11月22日（月）の午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。おつかれ様でした。

午前10時45分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和３年１０月２５日（月）

午前９時３０分～

場 所：加悦保健センター２階農事相談室

日程第１ 会議録署名委員の指名
酒井委員 佐々木委員

日程第２ 確認事項
会議録の確認

日程第３ 教育長の報告

日程第４ 審議事項
議案第１４号 与謝野町文化財の指定・登載に係る諮問について

日程第５ その他
◇ 全国学力・学習状況調査に係る結果について
◇ 与謝野町立岩滝体育館改修工事の概要について
◇ 今後の予定について

議案第 1 4 号

与謝野町文化財の指定・登載に係る諮問について

与謝野町文化財保護条例第 5 条第 3 項並びに条例第 5 1 条第 1 項により、下記物件の与謝野町指定・登載文化財に関して与謝野町文化財保護委員会に諮問する。

令和 3 年 1 0 月 2 5 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長島 雅彦

記

名称 ・阿知江岨部神社の本殿

提案理由

与謝野町にとって重要な文化財で与謝野町指定・登載文化財とする価値があるかを諮問するものである。

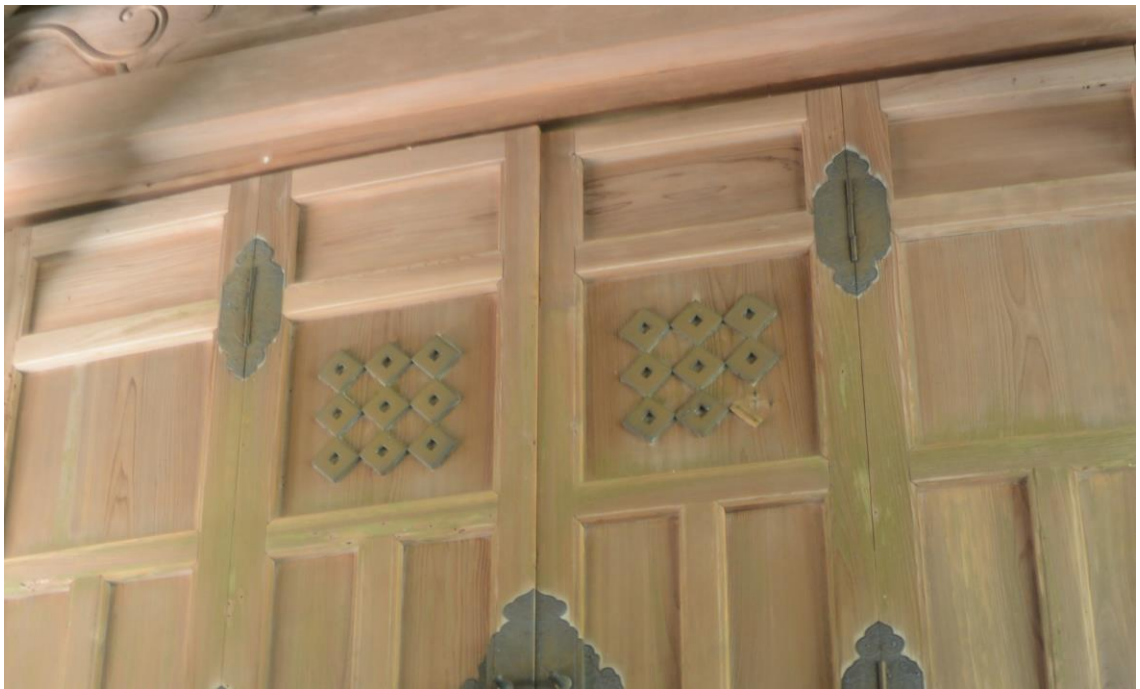
京都府与謝野町「阿知江部神社」



本殿



本殿



本殿 扉

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年11月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和3年11月22日（月） 1日間 至 令和3年11月22日（月）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 主幹 加藤 晴彦 主任学芸員 竹下 浩二 係長 井崎 洋之 主査 田中 結人 指導主事 杉本 淳				
署名委員	委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 3 年 1 2 月与謝野町議会定例会の議決 を経るべき議案に対する意見照会について ・令和 3 年度与謝野町一般会計補正予算（第 4 号） ・加悦椿文化資料館指定管理者の選定につい て 議案第 1 6 号 与謝野町文化財の指定等について	承認可決 承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	協議第 1 号 テニスコートナイター設備の撤去・更新・集約について
報告事項	・なし
そ の 他	・人権教育に関する教員の意識調査結果について ・旧加悦鉄道車両車庫施設等工事の概要について ・高校魅力化ビジョン策定に係る進捗状況について ・今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年11月22日 午前9時30分から午前11時10分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和3年度第9回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに9月24日に開催いたしました第7回教育委員会会議の会議録につきましては、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正のとおりご確認いただいたということで、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、本会議終了後に、署名をお願いします。

続きまして10月25日に開催いたしました第8回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等ございますでしょうか。

[樋口委員]

一部文言の修正を事務局へ事前をお願いいたしました。

[酒井委員]

一部文言の修正を事務局へ事前をお願いいたしました。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会で承認・署名いただくことといたします。

日程第3の教育長報告ですが、簡単なレジュメを用意していますのでご覧ください。

はじめに、この秋の10月、11月には、皆様にこども園・学校訪問をお世話になりました。ご無理を申しましたこと、感謝を申し上げます。

そして今日は、公私ともに忙しい中を第9回の教育委員会会議にお集まりいただきまして、感謝を申し上げます。

2の報告事項といたしまして、(1)の加悦地域こども園（仮称）の開園についてですが、来月8日の水曜日が竣工式、そして13日の月曜日が開園式となっています。新たな園の名称は、29日の臨時議会で承認されることとなっています。この新たな園の開園に伴い、「かやこども園」と「桑飼保育園」は閉園となります。

また、これにより懸案事項は、野田川地域のこども園、保育所の統合ということになります。少しでも早く、現在の「のだがわこども園」の施設設備などの問題改善を図りたいという強い思いはございますが、クリアしなければならない課題があり、苦慮しております。

いずれにしても、新たな園の開園を祝うとともに、関係するすべての皆様方のご労苦に感謝するとともに、今後の新たな園の発展を心より願いたく思います。

(2)の教育委員によるこども園・学校訪問についてですが、先月6日の石川小学校をはじめとして、今月17日の橋立中学校までの2か月にわたり、教育委員の皆さんによるこども園・学校訪問、誠にお忙しい中をお世話になり恐縮でしたが、無事に終えることができました。この取組の趣旨は、委員の皆様より忌憚のないご意見をいただき、校園長先生方だけでなく教職員が町民目線、住民目線、地域目線で学校を見詰める、または見詰め直す機会とすることであります。そして委員の皆様には、書面にてご報告をお世話になっており、誠にありがとうございます。

(3)の児童生徒の活躍についてですが、本年度の人権擁護啓発ポスターコンクールにおいて、加悦中学校2年生、江陽中学校3年生が優秀賞を受賞しました。京都府統計グラフコンクールにおいては、加悦小学校4年生が京都新聞賞を受賞しました。京都府立宮津天橋高等学校宮津学舎主催の「第23回小学校建築デザイン展」においては、最優秀賞に三河内小学校1年生、同じく2年生、山田小学校1年生の3名が栄誉に輝き、本町の多くの児童が入賞しました。また、11月13日の土曜日に開催されました宮津市中学生の主張大会において、橋立中学校の各学年代表生徒が堂々と意見発表をしてくれました。

また10月23日・24日の土日には、与謝地方中学校新人総合体育大会が開催されました。コロナ禍、第5波の影響で夏以降に練習が制限された期間が長かったですが、2年生を中心とする新チームが本格的に始動しました。そして今月14日の日曜日に開催された京都府中学校駅伝競走大会において、江陽中学校が見事4位に輝き、近畿大会への出場を果たしております。

(4)の学校の諸行事についてですが、こども園、小中学校ともに、この10月以降、延期されていた諸行事を引き続き感染予防に留意しながら実施していただいております。町の音楽フェスティバルについては、各校で開催という形となり与謝野町有線テレビで後日に放映となると聞いています。

さて、小中学校の修学旅行ですが、9校中、市場小学校、岩滝小学校、加悦中学校の3校を残すのみというところまで来ました。現在のところ大きなトラブル等は起きていません。昨年と同様に無事に行って無事に帰るという当たり前のことが、これほど難しく尊いことであると痛感しています。

(5) の新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、厳しかった第5波の猛威は去り、新規感染者も全国、京都府のそして町内の状況も大きく好転しています。園児・児童生徒の感染者は9月3日を最後として、最近のPCR検査は、発熱がある場合のまさに念のためのものとなっている状況にあります。

町内のワクチン接種は進み、町の集団接種も10月30日をもって終了いたしました。しかしながら、12歳未満はワクチン未接種であり、町内における10月26日現在の12歳以上～15歳未満の接種率は1回目は75.2%、2回目は62.4%の状況にあります。

専門家による第6波への危惧の念が示されています。心から安心できる日、コロナ禍の収束は、もう少し先のような感がいたします。

(6) のコミュニケーション・スキルの育成についてですが、豊岡市の兵庫県立芸術文化観光専門職大学学長の平田オリザさんの力を借りて、コミュニケーション・スキル育成の一環として演劇的手法を用いたことができないかと申しました件です。平田先生と11月11日(木)にお忙しい中をお出会いすることが叶い、今後の進め方についてご意見などをいただきました。また、同日には平田先生のモデル授業が豊岡市の小学校で実施され、当町の先生方7名に参観していただきました。

最後にその他になりますが、本日の議題は、補正予算等の議案に対する専決処分、椿文化資料館、文化財の指定等に係る審議、さらにはテニスコートナイター設備に係る協議、その他としてもたくさんのことをお諮りまたはご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

[酒井委員]

昨年の修学旅行で、コロナ感染症に対する不安から参加しないという児童生徒がいらっしやったと思うのですが、今年はそういうことはありませんか。

[長島教育長]

コロナ感染症が心配だから不参加ということは聞いていないです。既に学校に行きにくい不登校の児童生徒については、行けなかった例がございます。ただ、逆に、休みがちの子が参加できた例もございます。

他にございますか。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

それでは、はじめに議案第15号「専決処分の承認を求めることについて」(令和3年12月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について)を議題とします。

提案理由等について柴田教育次長兼学校教育課長及び植田社会教育課長が説明いたします。

(柴田教育次長兼学校教育課長及び植田社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

はじめに、令和3年度与謝野町一般会計補正予算について、ご質問等ございますか。

[酒井委員]

W i f i ルータの整備ですが、工事なしで家庭に持ち込めば使えるというものですか。

[柴田教育次長兼学校教育課長]

その通りです。モバイルルータの整備を予定しております。

[岡田委員]

児童生徒が家庭学習で使うようになった時に、家にW i f i の環境があるのだけでも、全員が一度に使った時に使えない場合にも貸し出しはできるのですか。

[柴田教育次長兼学校教育課長]

そういう場合であれば、柔軟に対応させていただきたいと思います。必要な家庭に貸し出しをしたいと考えています。

[長島教育長]

続きまして、加悦椿文化資料館の指定管理者の選定について、ご質問等はございませんか。

[樋口委員]

指定管理者は、これまでお世話になっている団体なので良いのではないかと思います。

管理内容について、与謝野町がこういったタイミングで、どのような形でチェックが行われるのかを教えてください。

[植田社会教育課長]

椿文化資料館だけではないのですが、指定管理者制度を使っている施設については、年に二回、現地審査とヒアリングに入ることになっています。椿文化資料館については、先週に後期の審査に入っております。そのような形で施設管理の現地審査をさせていただいているということでございます。

施設の利用者等につきましては、毎月、報告をしていただいているということで、数字自体は把握できるシステムになっています。

[岡田委員]

候補は、この事業者だけだとお聞きしていますが、公募はしていないということでしょうか。

[植田社会教育課長]

選定方法は非公募ということです。これにつきましては、指定管理者選定委員会で公募にするか、非公募にするかが決定されます。特にこの明人夢村様につきましては、地元の方々が会社を立ち上げられて、この施設とちんざんという施設がありまして、その施設を管理するために法人を設立されているという特殊な事情があるので、公募せずに、非公募で選定をかけたということです。

さきほども触れたように、選定委員の評価が60％に達していなければ駄目ということになっておりますので、今回はそういうところで選定をさせていただいています。

[長島教育長]

それでは、議案第15号「専決処分の承認を求めることについて」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

[長島教育長]

挙手全員であります。

よって、議案第15号「専決処分の承認を求めることについて」(令和3年12月 与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について)を提案のとおり承認されました。

[長島教育長]

続きまして、議案第16号「与謝野町文化財の指定等について」を議題とします。

提案理由等について 植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

何か、ご質問等ございますか。

(質疑なし)

[長島教育長]

それでは、議案第16号「与謝野町文化財の指定等について」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

[長島教育長]

挙手全員であります。

よって、議案第16号「与謝野町文化財の指定等について」は、提案のとおり承認されました。

[長島教育長]

続きまして、協議第1号「テニスコートナイター設備の撤去・更新・集約について」を議題とします。協議の内容について 植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

何か、ご質問等ございますか。

[岡田委員]

ナイター使用のことのみに、日中は今まで通り、大江山運動公園、野田川テニスコートも使えるということですね。

[植田社会教育課長]

岡田委員がおっしゃった通りでございます。昼間につきましては今後とも使っていただけるということでご理解を得られている状態でございます。

[岡田委員]

テニスコートのナイターは何時まで利用できますか。

[植田社会教育課長]

夜の9時半までです。

[岡田委員]

今後において、ナイターを多くの方が利用されることになった場合、利用時間を延長するようなことを検討されていますか。

[植田社会教育課長]

月曜日から日曜日までの定期利用の方を全て調べさせていただいたところ、今の段階ではそのプログラムは、全て入れられるという空きになっています。それから言うと、今のところは、ナイターの時間の延長は考えていないということです。ただ、全て枠に入るのですけれども、重なっているところもあるので、そこは相談させていただいて、例えば、毎週火曜日の夜に使われている方に水曜日に移動してもらうというような調整をしていく必要があるということです。

[岡田委員]

定期利用の方はそれでいいと思いますが、中学生など、急に定期ではない方が入れる枠はありますか。

[田中主事]

ほぼ定期利用の方で埋まってしまう状況ではあるのですが、空きが全くなくなることはないと思います。今よりは枠が減ってしまうので、ご迷惑をかける部分があるのかなと

思います。

[岡田委員]

そのあたりを周知していただいて、クラブなどの団体に入っていないと使えないという場合や、町民の方が急に利用したくても全く取れないようでは不便をおかけするし、中学生などの使いたい子どもたちもいると思うので、定期利用団体以外でも使えるように配慮をしていただきたいと思います。

[植田社会教育課長]

この後、定期利用者の方のお話もさせていただきますので、そのあたりも踏まえて、可能な範囲は対応させていただきたいと思っております。

テニスだけではないのですが、全てのスポーツの利用者数は減少傾向にあります。今の時点では組み込むことができるということで、今後、増えていくのであれば、もっとナイター設備をと思うのですが、増えていくことは考えにくいので、岡田委員がおっしゃった意見も頭に入れながら、対応させていただきたいと考えております。

[酒井委員]

資料だけを見ると、なぜ城山公園に集約されたのかということが分かりにくいと思うので、例えば、現在、使用されている方の現状として、ほとんどの方が城山テニスコートを使われていて、大江山運動公園と野田川テニスコートが使われることはほとんどないので、ここに集約するなどといった理由がないと、町民の方に説明する時にどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

[植田社会教育課長]

ごもっともだと思います。現状で言いますと、城山公園の利用率が一番高い状態です。野田川地域のテニスコートについては、土のテニスコートで、利用者数が最も少ないということです。加悦については、もともと3面なんです。岩滝は4面なので、一番多く取れるところは岩滝ということになりましたので、そういう考え方で、岩滝は4面が取れて、そこに入れることが可能であるということで行っています。加悦は3面なので、そこを最終的に残していくと、今の状態でも組み込めないのが現状なので、そういう方針を立てさせていただいたということでございます。

この資料にはそういうことが書き込まれていないので、申し訳なかったと思います。

[酒井委員]

おそらく、今回の説明をされる時に、大江山運動公園と野田川テニスコートについては、昼間はこれまでどおり自由に使えるという話をされていると思うのですが、少し長い目で見た時に、テニスコートそのものの施設管理と運営をどこかにまとめるという話になった時に、大江山運動公園と野田川テニスコートは、昼間は使えるという説明だったということになるのではないかと思います。

今回の説明の時に、ゆくゆくは大江山運動公園、野田川のテニスコートそのものを閉鎖するという話はされていますか。

[植田社会教育課長]

難しい問題でして、4年前の野田川体育館、中央公民館のことがありまして、施設自体を廃止するというのは今は難しいと思っています。おっしゃるように、スポーツ人口が減っているのは事実でございまして、どこかの段階になると、スポーツ人口が減っていく段階で、3か所も要るのかという話はしなければならないと思っています。

今はテニスコートのナイターに限っているのですが、さきほども申し上げたように、水銀ランプ自体がもう入手できないのです。これはグラウンドナイターも、体育館も全てなんです。今はテニスコートのことを申し上げたのですが、この話がまとまれば、次はグラウンドのナイターの話をしていく必要があって、そうなってくると、テニスコートについてはテニスをやっておられる方だけの利用なんです。ただ、グラウンドになりますと、いろいろなスポーツ関係と、消防団、地区と話をしていく必要があるのですけれども、非常に難しいと思いながら、ただ、どの体育施設、文化施設についても、今のまま維持していくことは不可能であるという話が数年前から出ていますので、どこかの段階で縮小していく話は必要だと思っています。

ただ、今回は、今の利用者の方に、昼間は使えなくなるという話はしていないです。

[長島教育長]

それでは、協議第1号「テニスコートナイター設備の撤去・更新・集約について」は、説明のとおり進めさせていただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

[長島教育長]

ご承認いただきましたので、協議いただいた内容で進めさせていただきます。

次に、日程第4「その他」に入らせていただきます。

はじめに、「人権教育に関する教員の意識調査結果について」、杉本指導主事が報告いたします。

(杉本指導主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

ご質問等ございますか。

[岡田委員]

小学校と中学校で別々の資料をつけていただいているところで気になったのは、過去3年間で人権研修を受けた回数が、小学校は7回以上が多いのですが、中学校に入ると7回以上の割合が少なくなっているのので、研修を受けたからしっかりするという事ではないのでしょうか。今後、小学校と中学校でどの程度の研修を受けられる機会があるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

[杉本指導主事]

確かに、指摘していただいたように、小学校と中学校で差があります。教員が多忙であることも大命題でございまして、研修の回数を増やすというのは厳しい面もあるのですが、諦めずに発出をしていきます。

併せて、中学校の場合は社会科の専科教員がいます。社会科の専科教員が学年団の中で授業をどのように作っていくのか、研修会というよりも、授業研究をどう進めて、どのような資料を提示すると生徒に伝わりやすいのか、そういったことを学年団レベルで授業研究でやっている面がありますので、形式的な研修会の回数は少ないですが、学校内での学年団レベルでの授業研究としての研修は、小学校に負けないくらいに、もっと深めたことをやっている実態もございます。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

[樋口委員]

杉本指導主事から説明のあった、京都府が発行されている「人権教育を推進するために」を一読できる機会があればと思いました。

私は京都市内で生まれ育ち、小学校時代に同和教育を受けていないのですが、中学校に入った時、中学校区内には該当地域がありましたので、同和教育を叩きこまれました。与謝野町でもそういった教育が続いていると思っていたのですが、今の若い方は同和問題について、私たちの年代の方よりも知識が少ないということが分かりましたので、京都府内の先生方がどういう状況なのか、どういったふうに捉えられているのかが気になります。

前に教育長が人権の講演をされて、そういった問題について話を伺ったことがあるのですが、私自身、いろいろと考えさせられることがありました。教職員に対してどのような指導や通達がされているのか、私たちも知っておかなければならないと考えた次第です。

[杉本指導主事]

樋口委員からご指摘があったところは、私たちも痛切に感じているところですし、私も京都市内の様々な地区でフィールドワークをさせていただいた経験もあるので、かつての同和教育は徹底的にということがありましたが、人権について幼少期から学ぶ機会をお持ちだったのだと思います。

私たちも、郡部ではありますけれども、そういった教育を受ける機会がありましたし、私が教職に就いた時も同和教育は大事に取り組まれていました。地区を訪問するような学校であれば、地区に入らせていただいて、地域の方から学ばせていただくということも重要な課題として捉えられていた時期があります。

ただ、平成14年を境にして、それまでの同和教育の成果や手法を再構築して、人権教育に内容と呼び方が変わってきた。当初は同和・人権教育だったのですが、今は人権教育というようになっています。内実は同和教育の成果と手法を大事にするということは脈々と流れているのですが、平成14年以降に、小学校高学年や中学校、高等学校で学んだ人たちが教職に就きますと、学校現場の中で体系を立ててカリキュラム化されたことが授業として行われることが減っていますので、教職員の若年層の教員の認識が低いということは、ある意味で必然の結果と言えらると思っています。

樋口委員に指摘していただいたように、今後、若年層、ベテラン層にどのような教育を進めていくかというのは、検討課題として大事に握って離さないという姿勢を持ちたいと思っています。

[長島教育長]

他に質問等ございますか。

[酒井委員]

あらためて「理解して人に説明できますか」と質問されると、「説明できない」という回答になる場合もあると思いますので、資料の数字がどこまではっきりしたものかは怪しいと思うのですが、その反面、特に小学校の先生において、道徳で人権教育をされる先生があまり理解していないとか、人に説明できる人がこれだけ少ない状況において、授業をされているということに対して疑問があります。

それから、部落差別はそっとしておけばいずれなくなると言うという方が結構いらっしゃるという話については、私たちの世代で、部落差別や同和問題の具体的な中身を習ったかという、おそらく詳しい歴史や内容は学校で習っていないんです。言葉として理解しているが分かっていないという先生が私たちの世代以降で多いのは、そうだろうなと思います。身近にそういうことがないことに加えて、そういった教育も受けていないとなると、そうなるだろうなと思いました。

加えて、そういうことを今の子どもたちに詳しく教えてほしいと保護者の方が思っているのか、例えば、今ある「いじめ」、「ヘイトスピーチ」の知識は必要だし、そういうことは駄目だと教えるべきなのですから、どこまでのことを知識として与えることを望まれているのか、それがふさわしいと思われているのかということを疑問に思いました。

[杉本指導主事]

今の酒井委員のご指摘もありがたいと思ってお聞きしました。分からない者が授業をしてもいいのかということは大きな課題なのですが、学校の中には検定を受けた教科書や、指導書や、校内で論議して標準化した資料もございますので、そういったものを活用して、先輩や同僚に聞きながら授業をしているのが現状なので、教員一人一人の認識の状況は頼りなくても、全国水準の標準化された内容は進められているというふうに捉えています。

それから、寝た子を起こすなというような論の方は多いです。ただ、現実には、今でも結婚差別は残っています。結婚差別により、若い方が自死という形で命を絶ってしまうこともあります。ネット上の誹謗中傷による自死もありました。表には出ていないケースもたくさんあります。心理的差別というものについては、正しい認識を持っていただいて、世の中に残っている差別について、一人一人の方が厳然とした姿勢を持っていただいて、おかしいのではないかという声を上げていただくことを進めていただけるように、社会教育、学校教育、それぞれの立ち位置から発信、啓発をしていくしかないと思っています。

[佐々木委員]

若い世代の方は、よく知らないというのが現状だと思います。私も言葉は知っているし、習った記憶はあるのですが、それがどういうものかしっかりと説明しろと言われたら、自信の無いところもあると思うので、親世代としては、あまり知らないから、子どもも知らなく

でもいいというふうになっていく気はします。

ただ、私は大阪で育って、大阪で教育を受けてきたので、同和問題もそうだったのですが、
れども、特に在日朝鮮人問題が身近でもありましたし、国籍等の問題も身近にあったので、
そこはしっかり捉えてきた部分があったと思っています。

先生方のアンケートを読ませてもらって、小学校の高学年の時に、人権問題の中から自分
たちで興味のあるものを選んで、そのグループで調べ学習をして発表したということは、自
分のこととして考えられると思います。興味のあるものを選んで、それを調べるというのを、
研修で先生もやられたらいいのではないかと思います。

[長島教育長]

つづきまして、「旧加悦鉄道車両車庫施設等工事の概要について」、植田社会教育課長が報
告いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

(質疑なし)

[長島教育長]

つづきまして、「高校魅力化ビジョン策定に係る進捗状況について」、植田社会教育課長が
報告いたします。

(植田社会教育課長・井崎係長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[樋口委員]

私の子どもが加悦谷高校にお世話になっていたので、こういった形で活発活動していただ
けることはありがたいことだと思います。この事業をどのように町民の皆様に知っていただ
くかということが非常に難しいと思います。きちんと町民の皆様に理解していただくことが
ポイントの一つだと思うのですが、個人情報問題があったり、生徒の写真や映像をどのよ
うに使うかという問題もあるでしょうし、そのあたりを十分に議論しながら、今後とも活用
してください。

[岡田委員]

子どもたちに魅力を伝えるだけではなくて、保護者や町民も自分の地域の魅力に気づいて、
Uターンなどの定住につながるようなことを発信できるように、子どもたちだけではなく、
町を挙げて、保護者も、地域の住民も参加できればいいなと思いました。今後ともよろしく
お願いします。

[長島教育長]

他に事務局からありましたらお願いいたします。

[柴田教育次長]

次回の教育委員会議については、12月24日（金）の午後2時00分からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。おつかれ様でした。

午前11時10分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和３年１１月２２日（月）

午前９時３０分～

場 所：加悦保健センター２階農事相談室

日程第１ 会議録署名委員の指名
岡田委員 樋口委員

日程第２ 確認事項
会議録の確認

日程第３ 教育長の報告

日程第４ 審議事項

議案第１５号 専決処分の承認を求めることについて

令和３年１２月与謝野町議会定例会の議決を経るべき
議案に対する意見照会について

- ・令和３年度与謝野町一般会計補正予算（第４号）
- ・加悦椿文化資料館指定管理者の選定について

議案第１６号 与謝野町文化財の指定等について

日程第５ 協議事項

協議第１号 テニスコートナイター設備の撤去・更新・集約について

日程第６ その他

- ・人権教育に関する教員の意識調査結果について
- ・旧加悦鉄道車両車庫施設等工事の概要について
- ・高校魅力化ビジョン策定に係る進捗状況について
- ・今後の予定について

議案第 15 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年 12 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 11 月 22 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和 3 年 12 月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第 6 号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和３年１２月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に 対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、令和３年
１１月１２日付３与総第６１６号で意見を求められました令和３年１２月与謝
野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおり
であります。

記

- １ 令和３年度与謝野町一般会計補正予算（第４号）
- ２ 加悦椿文化資料館指定管理者の選定について

以上２件について、意義ありません。

議案第 16 号

与謝野町文化財の指定等について

与謝野町文化財の指定等を承認する。

令和 3 年 11 月 22 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長島 雅彦

記

- ・阿知江部神社の本殿 1 棟 附：宮殿 1 棟、棟札 5 枚

区分：指定

類型：有形文化財（建造物）

評価：本物件は、文化 6 年・同 8 年に宮津城内に建築された宮津藩本庄家の初代藩主資昌を祀った昌国神社を明治 4 年に移築したものであり、現存する宮津城関係遺構として歴史的価値が高い。また、明治時代の国家神道黎明期の当地域の氏神の在り方を示すものとして価値が高い。

- ・三縁寺墓地の石造六地藏像 1 基

区分：指定

類型：有形文化財（彫刻）

評価：本物件は、中世末期の石造六地藏像であり、当地域における六地藏信仰の初期の在り方を示すものとして歴史的価値が高い。

提案理由

令和 3 年 9 月 28 日付け並びに同年 10 月 25 日付けで与謝野町文化財保護委員会に諮問した件について答申を受け、指定等を行うものである。

協議第 1 号

テニスコートナイター設備の撤去・更新・集約について

■テニスコートナイター設備の現状

- ・2020年12月31日をもって一部の高圧水銀ランプ（以下 HID ランプ）の製造及び輸入が禁止されたことにより、多くのメーカーが HID ランプ販売事業から撤退しており、LED ランプへの切り替えを推奨している状況。また、販売を継続するメーカーについても、今後いつまで事業を継続されるか見通しが見つからない状況。
- ・大江山運動公園テニスコートナイター設備は老朽化により、落下の危険性を業者より指摘されている状況。
- ・城山公園テニスコートナイター設備は、設備不良のため3面しか点灯しない状況（全4面）
- ・野田川テニスコートナイター設備は、設備不良のため2面しか点灯しない状況（全4面）また、老朽化のため強風の際、灯具の蓋の留め具が破損し、蓋が開くなどの事案が発生している状況。更に、町内唯一のクレーコートのため、コート状態も良くなく、一般の利用は他施設に比べて非常に少ない状況。

以上のことから、ナイター設備を集約した上で、LED 改修を行うことについて検討を開始。

検討にあたっては、ナイター設備利用者との協議を行いながら、方針（案）を作成することとした。

■方針（案）作成までの経過

- ・利用者懇談会を2回、利用者アンケートを1回実施し意見を集約し、方針（案）の素案を作成。その後、方針（案）の素案について、再度利用者アンケートを実施し、同意を得た。

■テニスコートナイター設備の今後の在り方についての方針（案）

- ・ナイター設備を「城山公園テニスコート」に集約し、今後LED改修を実施する。（4面）
- ・大江山運動公園テニスコートナイター設備は、令和3年度中に撤去する。
- ・野田川テニスコートナイター設備は、近年中に撤去する。

■テニスコートナイター設備の今後の在り方についての方針決定後の対応

- ・大江山運動公園テニスコートナイター設備を撤去後、ナイター設備定期利用者の多くが城山公園テニスコートの利用を希望することが想定されるため、希望者が公平に設備を利用できるよう、定期利用を希望される方を対象に利用日調整会議を実施する。

旧加悦鉄道車両車庫施設等工事

■事業名

- ・管理設計 旧加悦鉄道車両車庫新設等工事設計監理業務委託
- ・建築工事 旧加悦鉄道車両車庫施設等工事（重要文化財 123 号機関車防災施設整備事業）

■事業費

- ・設計監理 契約額 3,221,900 円（予算 4,648,000 円）
- ・建築工事 契約額 24,693,900 円（予算 27,500,000 円）

■請負業者

- ・管理設計 東亜設計
- ・建築工事 丸正組

■工期

- ・設計監理 令和 4 年 3 月 31 日まで
- ・建築工事 令和 4 年 3 月 31 日まで

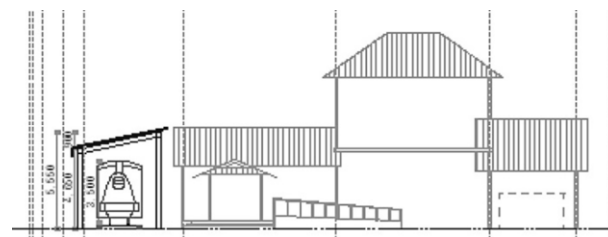
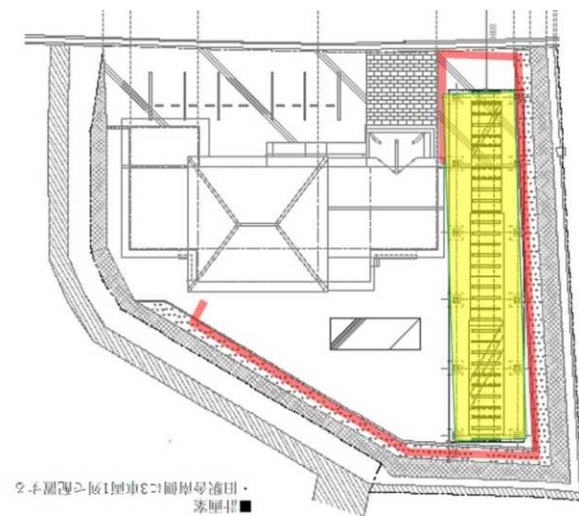
■工事仕様

- ・設計監理 旧加悦鉄道車両車庫等の設計と工事監理
- ・建築工事
 - ・覆屋の建築
 - ・外構の建築
 - ・地盤改良工事
 - ・防犯カメラの設置
 - ・その他

※ 別紙図面

123号機関車ほか保存施設 変更仕様

当初申請

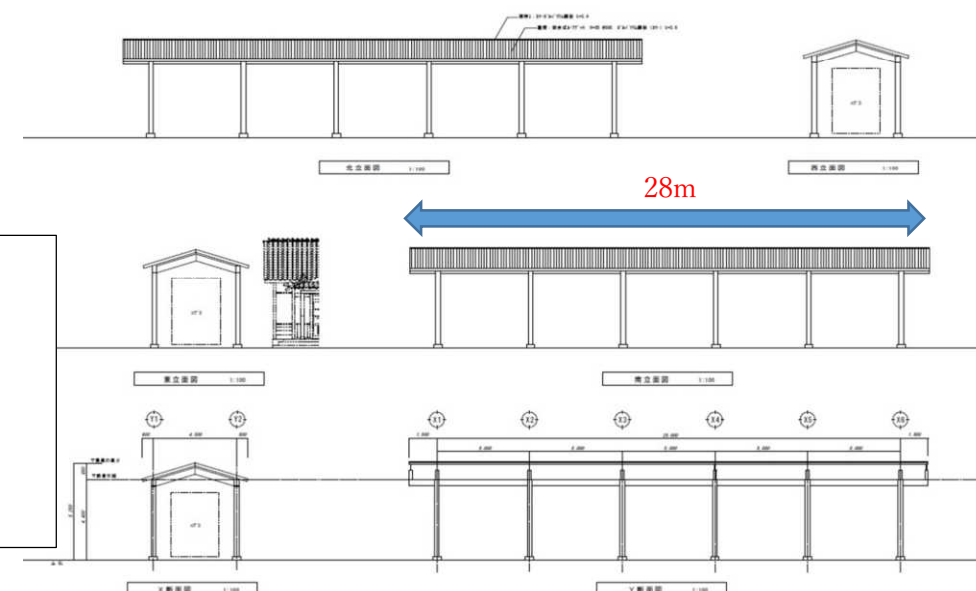


項目	
覆屋	長さ 28m、幅 5.5m、高さ 5.5m
設置台	長さ 25m、砕石、コンクリート製枕木、鉄製レール
防犯柵工事	77m、高さ 180cm
防犯カメラ	2 台

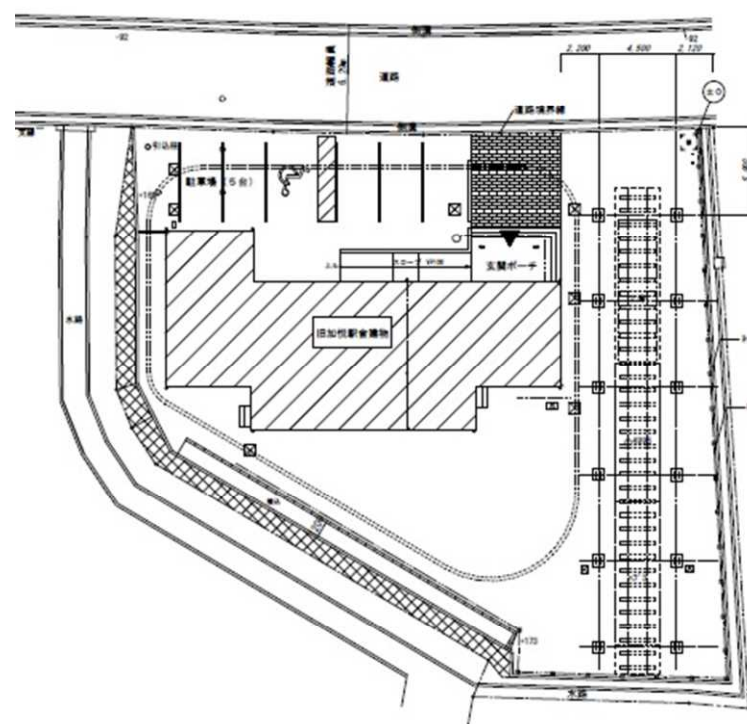
覆屋：長 28m、幅 5.6m、高 5.25m
設置台：変更ナシ

防犯柵：全周せず、高さ 90cm
結界：チェーン
防犯カメラ：2 台
夜間ライト：人感センサーライト
昇降台：設置せず

変更申請



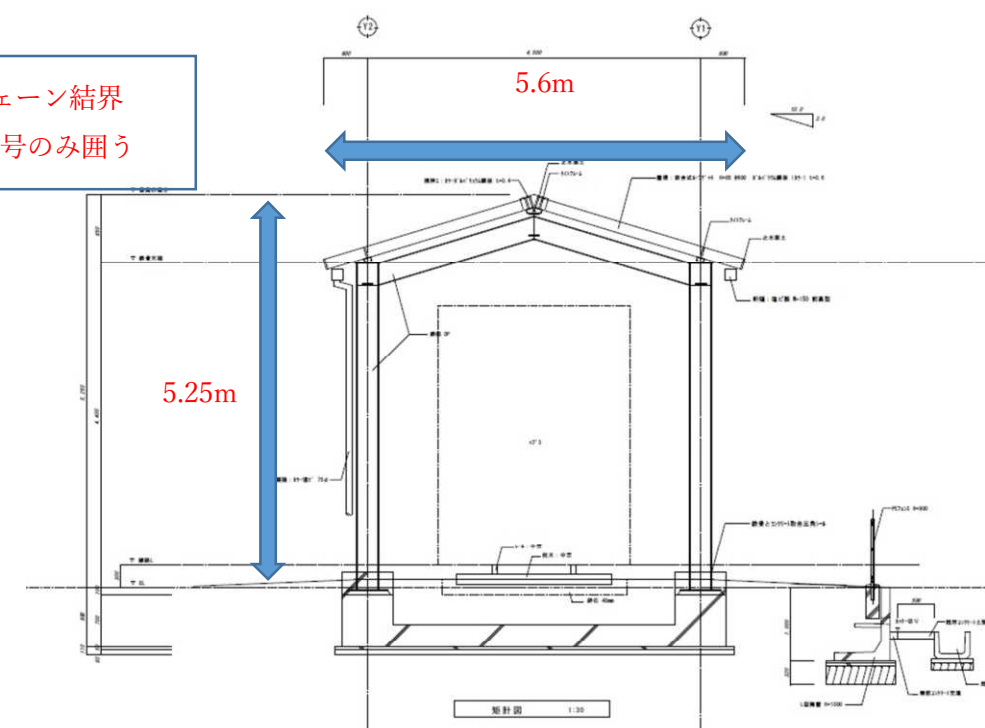
チェーン柵



チェーン柵

フェンス
高 90cm

チェーン結界
123号のみ囲う



高校魅力化ビジョン策定に係る進捗状況について

1. 目的

高校で育てる人材像と総合計画、総合戦略に掲げる人材像との接続
学社協働による選ばれる高校づくりから選ばれる町づくりへの接続
持続可能な魅力化の推進

2. 策定委員

高 校 4名（生徒指導部長・進路指導部長・3年生学年部長・家庭科担当教員）
与謝野町 3名（社会教育課係長・コーディネーター・商工振興課主任）

3. 策定委員会日程・協議事項

◎第1回 令和3年 7月21日

- 町内児童生徒数の推移見込、進学状況などの現状分析
- 町及び高校の魅力と課題
- 魅力化事業の必要性

◎第2回 令和3年 8月24日

- 町と高校の協働の経緯
- 地域探究・キャリア探究・進路支援の実績と有効性
- 今後の協働事業に係るアイデアと課題

◎第3回 令和3年 9月21日

- 加悦谷学舎の特色と学習活動
- 丹後の教育のメリット
- 生徒に身につけさせたい力とその順番について

◎第4回 令和3年10月28日

- 魅力化ビジョンの素案確認

4. 今後のスケジュール

11月～12月 進捗状況報告（教育委員会議・議会常任委員会）

↓

12月～ 1月 中間案の協議（町理事者・学校長）

↓

1月～ 2月 最終案の協議（町理事者・学校長）

↓

3月 策定完了報告（教育委員会議・議会常任委員会）

5. 協働で取り組んでいく事業（案）

（１）地域探究

<目標>

- 地域に対する愛着度の向上

<内容>

- 地域をテーマとした探究の充実・大学との連携の推進
- 各教科学習における地域の活用（家庭科等）
- よさの高校生広報室@みらいを通じた地域の魅力発信

<成果指標>

- アンケート⇒（現状）地域への愛着に対する肯定的評価：68%⇒向上

（２）キャリア教育

<目標>

- 丹後・中丹地区への就職率の維持・向上

<内容>

- 進路講話会（地域人材）・進路探究（教員）
- Kayadani 仕事図鑑の開催（全7回・ゲスト14人）

<成果指標>

- 丹後・中丹地区への就職率⇒（現状）ここ数年65%前後の高い率で推移⇒維持

（３）進路支援

<目標>

- 将来の地域貢献人材の可視化・知見の還元

<内容>

- 進路支援講座（町職員による町政説明・外部委託講座）

<評価指標>

- アンケート⇒受講生の将来の地域貢献・Uターン志望者数の増

（４）スポーツ交流事業

<目標>

- 交流範囲の拡大・交流実績の向上

<内容>

- スポーツ交流・ジラソーレ与謝SCの推進

<成果指標>

- 交流団体の拡大（これまで未交流だった小学校・中学校・高齢者団体との交流）

（５）その他（持続可能な魅力化に向けた取り組み）

- Kayadani 通信の発行・配布による地元中学生へのPR
- 高校魅力化推進ワーキングチームの継続
- 新任・転任教員向け高校魅力化説明会の継続
- 卒業生との連携・交流・就職情報提供体制の充実

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年12月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和３年１２月２４日（金） 1日間 至 令和３年１２月２４日（金）				
出席者数	委員 ５名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 主査 谷原 春加 総括指導主事 高岡 弘安				
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 1 7 号 加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更 について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ なし
そ の 他	・ 第 1 5 回子ども発表会について ・ Y o s a n o イングリッシュキャンプ 2 0 2 1 について ・ 令和 4 年成人式について ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年12月24日 午後2時00分から午後3時5分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和3年度第10回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに10月25日に開催いたしました第8回教育委員会会議の会議録につきましては、前回の委員会において、ご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正のとおりご確認いただいたということで、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、本会議終了後に、署名をお願いします。

続きまして11月22日に開催いたしました第9回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等ございますでしょうか。

[樋口委員]

一部文言の修正を事務局へ事前をお願いいたしました。

[酒井委員]

一部文言の修正を事務局へ事前をお願いいたしました。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会で承認・署名いただくことといたします。

日程第3の教育長報告ですが、簡単なレジュメを用意していますのでご覧ください。

本日は、お忙しい中を第10回の教育委員会会議にお集まりいただきましたこと、感謝を申し上げます。今年もあと1週間というところまでまいりました。今月2日には、初めて大江山が薄っすらと雪化粧をしていました。昔から大江山が2度白くなったら3度目は里に雪が降ると言われて育ってきました。言い伝えのとおり18日の土曜日には里への初雪となりました。

また、新たな変異株オミクロン株への脅威が増してきており、第6波の襲来が現実的なものとなっています。今の落ち着いた状況が一日でも長く続くことを願うばかりです。そして17日の金曜日に大阪にある心療内科クリニックでの放火により25人の方々が犠牲になるという悲惨な事件も起きています。悲しい事件が続いている昨今ですが、ちょうど1か月となるのが11月24日、愛知県の中学校で起きたナイフで同級生を刺殺するという衝撃的で悲しい事件です。事件が起きた際の校長のコメント「なぜ、こんなことが・・・」この言葉が心に重く残っています。事件後から様々な報道がなされ続けていますが、思うのは、このような事件が起きる度に、どうすれば防ぐことができるか誰もが願う思いですが、私自身は、そんな簡単な特効薬は残念ながら無いと思います。

私たちができることは、このような事件が起きれば、まず事件の重大性を認識して、その認識を学校・教職員全体そして保護者と共有することが大切であると思います。そして学校のすべての教育活動において、あらゆる場面で「命」の大切さを自覚させることしかないと思います。学校全体で園児・児童生徒の情報を共有そして問題行動の未然防止と早期発見・対応、これらに尽きると思います。

加えての紹介となりますが、11月30日に宮津ロータリークラブ様から町に、3年目になりますが書籍の寄贈をいただいております。今年は148冊、去年は120冊、一昨年は246冊でございます。書籍は本町の図書館・2分室にそれぞれ置かせていただいております。

2の報告事項に移らせていただきます。

(1)のつばきこども園の開園についてですが、8日の水曜日がつばきこども園の竣工式、13日の月曜日に開園式が盛大に執り行われました。両式典には教育委員会からは私と教育長職務代理者である岡田委員が代表として出席いたしました。そして14日にはつばきこども園の園長等への辞令交付式が実施され、前園長はじめ3名の副園長への辞令が町長より交付されました。

これにより後の懸案事項は、野田川地域のこども園、保育所の統合ということになります。少しでも早くという強い思いはございますが、なかなか先がクリアにならない状況があり苦慮しております。いずれにしましても、新たな園の開園を祝うとともに、関係するすべての皆様方のご労苦に感謝したく思います。

(2)の子どもたちの活躍につきましては、11月28日の与謝野町蕪村顕彰全国俳句大会の令和のBU SON俳句大賞では、大賞の荣誉に輝いた橋立中学校3年生をはじめとして、町内の多くの児童生徒が受賞いたしました。いずれも素晴らしい句でございますが、与謝野町の誇る俳句文化にそれぞれの学校で真摯に取り組んでいることに、感謝と敬意を表したく思います。

また今月5日には、「子ども発表会」が開催され10名の児童生徒の日々深く思い・考えていることや自らの経験についての発表を聞かせてもらいました。いずれも発表内容、発表態度ともに立派なもので、発表者本人の努力に加えて、先生方にしっかりとご指導して

いただいたと痛感しております。自らの経験から物事を深くとらえ、感謝の気持ちや人とのつながりの大切さなどを主張してくれました。今後は願わくば、町や地域の未来または環境や人権などのグローバルな視野での発表も期待できるのではないかとも思いました。そして12日には第5回目となるイングリッシュ・キャンプが開催されました。昨年に続き、コロナ禍ということで泊を伴わない1日のみの開催となりましたが、13名の小学生に加えて、中学生3名、高校生2名など、参加者・スタッフ総勢で40名ほどの大きなイベントでした。終日、英語漬けの中で、小学校の児童たちが、間違いを恐れずにしゃべることの大切さ、発信力の大切さとともに、英語によるコミュニケーションの楽しさも感じてくれたものと思います。そして、この取組の素晴らしさは、小学校の時に、このキャンプを経験した中学生、高校生が参加していること、そして高校生の時にスタッフとして活躍した大学生、本町ALTの先生方、さらには地域の英会話サークルの方々がスタッフとして参加されているところです。まさに総がかりの取組であるという点です。これほど幅広い方々に支えられた取組は、他の地域にはないものと思っています。

また、京都府及び京都府地球温暖化防止活動推進センター主催の「2021年度 夏休み省エネチャレンジ事業『めざせCO2ゼロチャレンジ』」において4年生以上の児童の参加率が100%ということで、三河内小学校が優秀校の荣誉に輝きました。地道な取組ですが参加率100%の数字が示すように学校全体で取り組まれたことは大変すばらしいことであると思います。

さらに、12月5日には中学校駅伝競走大会において、京都府大会を4位で通過し、18年振りに近畿大会に出場した江陽中学校男子チームが、奥神鍋コースで開催された近畿大会において、第5位という快挙・荣誉を手に入れました。これはなかなかできないことです。皆さんと心より祝福させていただきたく思います。

(3)の新型コロナウイルス感染症と校園の諸行事につきましては、昨年度に続き懸案であった修学旅行ですが、12月2日から3日の岩滝小学校ですべてを無事に、「無事」という言葉には語弊が多分にあります。終えることができました。しかしながら来年度の修学旅行を計画する際にも、同様の懸念・心配があると思われます。時期・行先など、どのような計画が適切であるか、各学校で検討を重ねる必要があると思います。

そして昨年度より多くの諸行事やイベントの中止や延期が続いていましたが、ようやく感染予防に留意しながらですが、各種の行事等を進めていける状況が10月以降続いています。子どもたちが、大きく成長する、大きく成長させることができるのが行事でございます。少しでも長くこの状況が続くことを願っております。

ただ、新たな変異株オミクロン株への懸念が日毎に増してきています。オミクロン株の感染力が強いこと、12歳未満の子どもたちがワクチン未接種であることなどを勘案しますと、第6波の襲来を現実的なことと踏まえる必要があると思います。この後、高校入試、卒園・卒業、といった大きな諸行事が控えております。様々なケースを想定して準備しておく必要があると思います。

(4)のその他ですが、本日の議題は、加悦伝統的建造物群保存地区保存計画変更の件の審議のほか、多くのことをご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

[岡田委員]

こども園の開園式に参加させていただいたのですが、本当に良い開園式でした。かえでこども園ができた時も素晴らしい施設ができたと思いましたが、それよりも素晴らしいものができました。駐車場からすぐに園舎に入れて、スロープがあり、玄関もフロアも広がっています。その素晴らしい環境で、子どもたちが、のびのびと、いろいろな経験をして、小学校に上がってくると嬉しいなと思いつつ、出席させていただきました。

また、修学旅行も延期したということで、子どもたちも保護者の方も不安がられていましたが、実施が秋に延期されたことで、子どもたちの距離感が縮まったということもあるかもしれませんが、「楽しくて帰りたくなかったらしいですよ」と保護者の方からお聞きしました。子どもたちに対して、先生方にはいろいろな配慮をしていただいたと思うのですが、いろいろな経験をして、その学年を修了してほしいと願っております。

[樋口委員]

ご報告ありがとうございます。地域のことをお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。石川小学校では、例年スキー教室のお手伝いをさせていただいていたのですが、先日、校長先生から、昨年は雪の不足で、今年はコロナの関係でスキー教室は中止ということでしたけれども、今後の状況を総合的に判断して、次年度以降においてもスキー教室は中止ということに決まったということで、ご挨拶に来ていただきました。

私も何年もスキー教室にはお世話になっていて、まず、校長先生が報告に来ていただいたことがありがたいことです。他の地域の方々のところにも行かれたと思うのですが、そういったことをされることによって、他の繋がりとか、そういった礼節をきちんとすることによって地域の繋がりが深まっていくのだろうと思います。校長先生には本当に感謝しております。

スキー教室に関しては、滑れなかった子どもが、一日でびっくりするような成長を見せて、子どもというのは可能性の塊なのだなと、すごい力を発揮するのだなということが感じられる行事でした。雪が降る丹後地域ならではの行事として、スキー教室が長年行われてきたことも地域の特徴の一つとして、特徴ある学校のつくり方の一つだったのかなと思います。

スキー教室が中止になったということは残念な気持ちもあるのですが、これも時流というか、気候変動の影響もありますので、仕方がないことなのかなと思います。

やめられるということは大きな決断であったと思います。これに勝るような行事はなかなか難しく、これからいろいろな知恵を出して、それに勝るとも劣らないような行事が見つかると思います。希望と寂しさを込めてご報告させていただきます。お世話になり、本当にありがとうございます。

[高岡総括指導主事]

委員がおっしゃった通り、スキー教室というのは、雪が降る地域の特色を生かした体育で実施していました。全ての小学校がずいぶん前からスキー教室に取り組んでいました。卒業した後の趣味だったり、生涯スポーツという意味では、たいへん良い経験だったと思います。初めてスキー板を履く子どもが、午後にはリフトに乗って、滑ってきて、それを楽しむということで、ほぼすべての子どもの成長が見られる種目だったのですけれども、これは軽々にやめるということではなくて、一年間、校長会のほうで検討されて、教育委員会にも相談がありました。中止に至った要因としては、

一つは、授業時数確保に係る行事の精選ということです。スキー合わせ、グラウンド等での基礎練習、そして、一日をかけてのスキー場での実技とたくさんの時間を要するという、二つ目は、指導者の確保ということです。かつては外部の指導者がたくさんいらっしやったのですが、今は、指導者を探すのも大変な状況があるということです。三つめは、保護者への経費負担ということです。一日のスキー教室で、リフト代を入れたら3,000円から4,000円の多額な費用がかかるということです。

併せて、近年は、神鍋スキー場まで出向いても、雪がなくてできないという状況もあり、やむなく中止にしたということです。

[長島教育長]

教員も、以前はスキーができる教員が多かったのが、今はスキーが大学生の時にするスポーツではなくて、できてスノーボードで、学校側の指導体制も弱くなっているのが現状だと思います。

他にご質問等がありますか。

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

それでは、議案第17号「加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」を議題とします。

提案理由等について 植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

◎何か、ご質問等ございますか。。

[岡田委員]

行政としては、修繕してほしいということを申し上げていたのだけれども、協議している間に、ご本人のほうで承諾なしに取り壊してしまったという理解でよろしいですか。

[植田社会教育課長]

その通りです。

[酒井委員]

取り壊しをしたいという申請があっても、取り壊しを認めることはできないというのが現状ですね。いろいろなご事情があって、取り壊したいという方も出てくるとは思いますが、そういった時は、一旦、特定物件から外す手続きをすれば取り壊せるということなのか、そういう手段すらないのか、そのあたりはどうなのでしょう。

[谷原主査]

基本的に、特定物件を解除するということはありません。そもそも、保存地区というものが、地区の建物全体として、文化庁から選定を受けているため、解除であったりと

か、どこかの地区を外すということは、基本的にはできないものです。

[酒井委員]

その上で、老朽化し、維持もできないから取り壊したいという時に、取り壊すことを行政が認められないとなると、今回は手続きとしては違法というか、逸脱した取り壊しをされたわけですね。法的な手続きとして、取り壊せる手段はあるのですか。

[谷原主査]

ありません。

[酒井委員]

取り壊しができないのは、どの程度の範囲までなのですか。

[谷原主査]

完全に現状維持もしくは形状復旧をお願いするというのは、計画に記載している建造物であつたりとか、環境物件、工作物というものです。その他の、地区内の部分に関しては、基本的には修景を行ってくださいであつたりとか、除却後の状態が伝統的建造物保存地区としての価値を損なうものでないこと等の条件がありますので、個々で対応させていただけたらと思います。

[長島教育長]

そういう現状で、与謝野町よりももっと厳しい市町もあると思うのですが、どうなっているのでしょうか。

[谷原主査]

今年の伝建担当者の研修でアンケートがありまして、全員が思いの丈を文化庁にお伝えする良い機会になっていたのですが、文化庁としては、除却であつたり、地域としての特性を損なうような変更は認められないとしか言えないので、今回の件も指導に来られる予定です。

[樋口委員]

補修に対して、ある程度の補助が出る訳ですね。例えば、所有する建物が保存地区にある場合は、取り壊すことが簡単にはできないということのかわりに、補修する時には補助が出るということですが、補助金の上限や補助率等を参考までに教えていただけるとありがたいです。

[谷原主査]

建造物の種別によって上限額が変わるのですが、今回のような特定物件ですと、補助率は8割で、それ以外の非特定物件の建物だと6割となっております。

[樋口委員]

保存地区で補修するのであれば、6割が補助されるのですか。

[谷原主査]

はい。ただ、条件がありまして、修景ですと、補助対象経費のうちの６割で、外観が補助対象経費になりますので、水回りとか、中の補修に補助金は出ません。

[樋口委員]

内装は別ということですね。

[酒井委員]

上限は４００万でしたね。

[谷原主査]

物件によります。お寺は４００万が上限です。

[樋口委員]

確かに、いろいろな難しい問題を含んでいると思います。実際にこういった事例が増えてきているのなら、対応について声をあげていかなければならないと思います。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

それでは、議案第１７号「加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

[長島教育長]

挙手全員であります。

よって、議案第１７号「加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程第４「その他」に入らせていただきます。

はじめに、「第１５回子ども発表会について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

ご質問等ございますか。

今年が第１５回ということですが、高校生は第１回目から発表をしていたのでしょうか。

[植田社会教育課長]

第１回から高校生が発表していました。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

つづきまして、「Y o s a n o イングリッシュキャンプ 2 0 2 1 について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[樋口委員]

第1回のかや山の家で開催された時に見学させていただきましたが、子どもたちはとても楽しそうでした。その時はまだ、イングリッシュという括りをどのように捉えるかということだったのですけれども、去年の報告を聞いても、英語の教育というよりも、子どもたちに肌で感じてほしいということをおっしゃっていたので、どんどん進化して続いているのだと思いました。町の一つの特徴として続けていただけたらいいなと願っております。

[植田社会教育課長]

ありがとうございます。最初のかや山の家で、その後は宮津の青少年海洋センターに泊りがけで行きました。アベリスツイスの交流の関係は、観光交流課が担当で行っております。今まででしたら、イングリッシュキャンプはイングリッシュキャンプ、アベリスツイスは別の事業ということだったのですが、これを繋ごうということで、今は実施させてもらっています。

アベリスツイスの交流事業は、高校生が1年おきに訪問します。それから、アベリスツイスの大学にサマーキャンプというのがありまして、それにも行かせています。

もう一つは、アベリスツイスの大学に留学できる支援制度もありまして、そのことで、高校生になってすぐにそのことを知っても、なかなかすぐにはできないので、イングリッシュキャンプの中で説明なり、こういう流れがありますということを説明させていただいているので、その子たちが高校生になって、手を挙げてほしいという気持ちを持っていまして、閉会の挨拶の時にはそういう気持ちを伝えるようにしています。

これが点から線に繋いでいって、面に広がるような気持ちで事業をしています。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

つづきまして、「令和4年成人式について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

他に事務局からありましたら、お願いいたします。

[柴田教育次長]

日程調整をさせていただく前に、一点のお願いがございます。

お手元に学校訪問のまとめをお配りしました。お忙しい中、学校訪問のまとめを報告いただきまして、ありがとうございます。資料を各委員にご確認いただきまして、修正をいただいた上で、学校へ1月中にはお配りができたらと思います。お忙しい中、申し訳ないのですが、1月14日を目安に修正等のご指導をいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

次回の教育委員会議については、1月25日（火）の午前9時30分からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。おつかれ様でした。

午後3時5分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和３年１２月２４日（金）

午後２時００分～

場 所：加悦保健センター２階農事相談室

日程第１ 会議録署名委員の指名
酒井委員 佐々木委員

日程第２ 確認事項
会議録の確認

日程第３ 教育長の報告

日程第４ 審議事項
議案第１７号 加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

日程第５ その他
◇第１５回子ども発表会について
◇Y o s a n o イングリッシュキャンプ２０２１について
◇令和４年成人式について
◇今後の予定について

議案第 17 号

加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

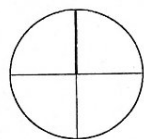
加悦伝統的建造物群保存地区保存計画を別紙のとおり変更する。

令和 3 年 12 月 24 日提出

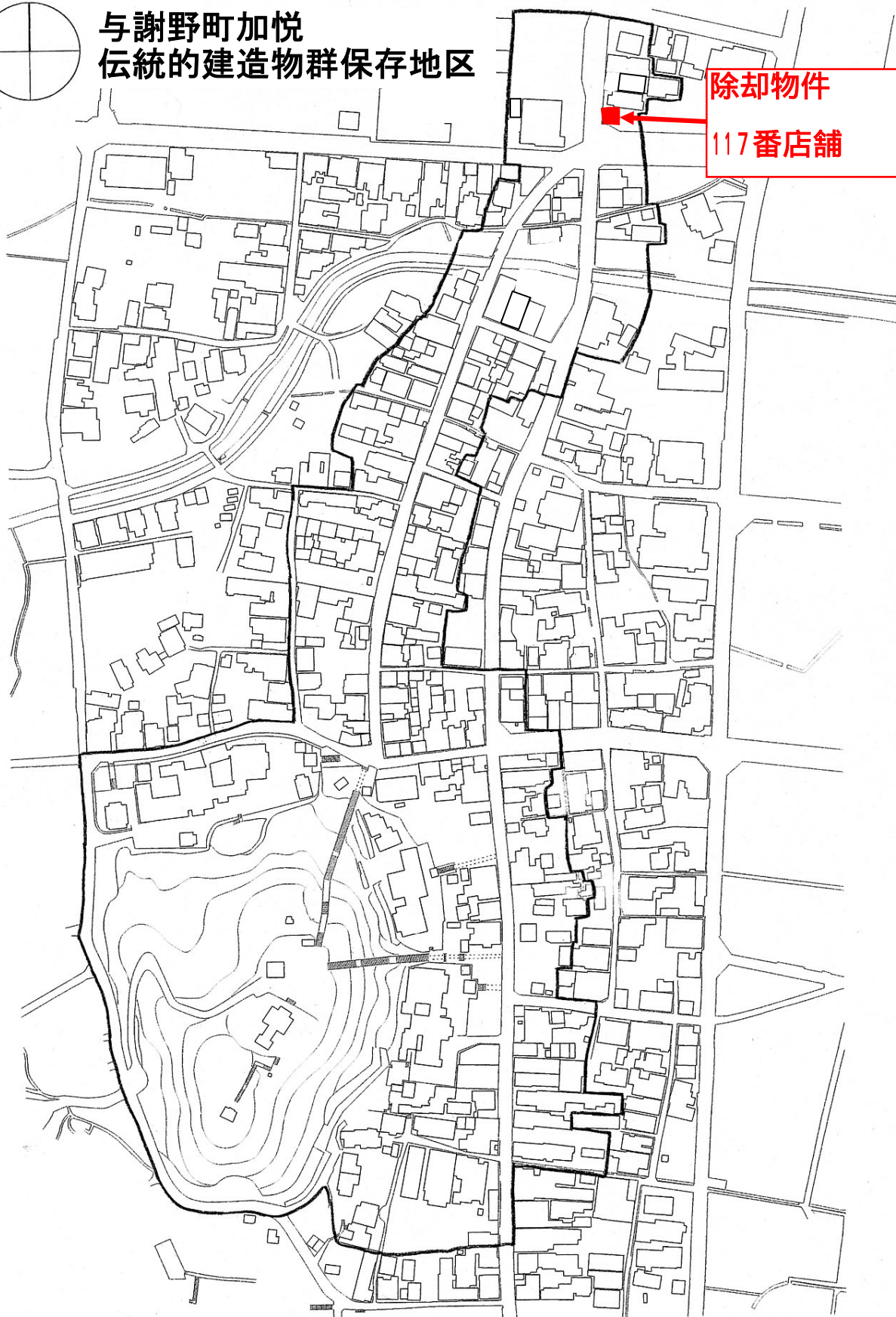
与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

提案理由

伝統的建造物群保存地区内において特定物件の除却が行われたため、令和 3 年 11 月 23 日の与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会において保存計画の一覧から 117 番店舗を削除する議決を得たことを受け、別紙のとおり加悦伝統的建造物群保存地区保存計画を変更するものである。

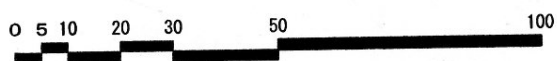


与謝野町加悦
伝統的建造物群保存地区



除却物件

117番店舗



与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という）第5条の規定に基づき、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 地理的特徴

与謝野町は京都府北部、日本海中部に突出した丹後半島の付け根に位置にある町で、その南には丹後と丹波を画する大江山連峰が聳えている。大江山から流れ出した野田川は特別名勝天橋立の内海阿蘇海で日本海に注ぎ、野田川の形成した沖積平野は通称加悦谷と呼ばれ、与謝野町は加悦谷平野全域から野田川河口部周辺までの範囲に位置している。

加悦は江戸時代初期の慶長7年（1602）に作成された『丹後国与謝郡加悦庄町方検地帳』には「加悦庄町方」と表記され、それ以後明治22年までは現在の字加悦が加悦町、明治22年から昭和29年までは、字算所、加悦奥、加悦、後野が旧加悦町となっていた。昭和29年の旧加悦町、与謝村、桑飼村による1町2村の合併で加悦町となり、平成18年に加悦町、岩滝町、野田川町の合併で与謝野町が形成されている。

(2) 保存地区の沿革

与謝野町は、縄文時代早期より人々の居住が認められ、弥生時代中期から古墳時代前期にかけては大陸からもたらされる鉄素材の加工と流通の拠点として、さらに大陸と近畿中心部を結ぶ交通の要衝として重要な位置を占めていたこともあり、町内に存在する古墳もおよそ1470基を数える。

平安時代中期から中世にかけては摂関家領の庄園となり、至徳3年（1386）から戦国時代の永正6年（1509）までは京都実相院が地頭となっていた。その頃の加悦は「賀悦」と表記されることが多く、寛正6年（1465）賀悦庄より地頭実相院へ「大口織誂物」が納められていた。（親元日記）「大口織」とは武士が着用する袴のことで、絹で「精好織」といわれる技法で織られており、中世丹後の特産品となっていた。このことから、中世の賀悦は絹織物の産地として確立していたとみられる。その後、戦国時代には丹後屈指の戦国大名石川氏の本拠地となり、現在の加悦町字後野が中世の「賀悦」となっていた。

近世初期の天正8年（1580）頃、織田信長により丹後支配を認められた細川藤孝の重臣有吉立言が、現在の加悦の地に小規模な城下町を建設した。しかし、有吉氏が築造した安良城は有吉立言の死去に伴い、わずか3年で城解きとなったため、有吉氏は加悦を出て細川氏の宮津城下に屋敷を構えることとなった。その後、慶長7年（1602）に作成された『丹後国与謝郡加悦庄町方検地帳』によると、加悦は上市・中市・下市に分かれ、そこには商職人が居住する市場町と変容していた。

加悦の産業は中世以来続いた絹織物業で、室町・戦国期は主に武士の袴地に使用する厚手の精好、江戸時代に入って薄手の撰糸が織られていた。しかし、天正8年に造られた宮

津城下町は産業に乏しかったので、近世宮津藩では城下町の産業振興のために加悦の絹織物問屋を宮津城下町に移住させた。その結果、もともと耕地に乏しいために織物に依存していた加悦は、絹織物業が不振となり、深刻な状況を迎えるようになった。

そこで、京都と丹後の織物取次ぎ問屋後野村の木綿屋六右衛門が京都西陣に加悦の手米屋小右衛門を遣わし、西陣で、門外不出の秘伝であった縮緬織の技術を学ばせた。2年にわたる苦心の末、撚糸技術と高機の構造を学んで小右衛門は加悦に戻った。時に享保7年（1722）。以来、これが280年余りに及ぶ加悦での丹後縮緬の出発となったのである。

また、加悦は縮緬の生産地としてのみならず、丹後各地と京都を結ぶ宿場としても栄えた。丹後各地で生産された縮緬は加工のために京都へ運ばれ、生糸は京都から運ばれてきたが、その経路に加悦があたっていた。街道を往来する人々のために、明治10年代には旅館が5軒、飲食店も十数軒、人力車屋も数多くあるなど大いに賑わっていた。

しかし、大正15年に加悦と国鉄宮津線丹後山田駅を結ぶ加悦鉄道が完成し、昭和5年、福知山と網野を結ぶ府道が街道筋より東に新設されたことにより、街道筋を通る人々は激減した。さらに、その府道は後に国道176号に昇格し、平成6年には旧国道より東1キロの地点で長さ10キロにわたって国道が新設されたことにより、街道筋は今日の静かな環境となった。

(3) 保存地区の現況

街道筋は長さ830mにわたる。南から上之町、花組、中市、下之町、橋本町と呼ばれ、大きく5つの地区に分けられる。与謝野町字後野に接する上之町地区と花組は西側に天満宮の丘陵を背にし、その東麓に浄土宗宝蔵寺、臨済宗吉祥寺、日蓮宗実相寺を持ち、小さいながらも一種の寺町を形成している。

町並み景観は、街道が途中4箇所直角に曲がる「まがり」があり、その間はゆるやかな勾配のある街道となっている。街道筋には平入りの町家が連続する。前庭や白壁のある家もあり、店構えは土壁や白壁・格子などで彩られ、土蔵も多く点在するなど、変化に富む町並みを形成している。加悦奥川の流れを渡る大橋付近には柳があり、風情ある景観を醸し出している。

保存地区は、昭和5年の府道福知山網野線の新設に伴い町の中心地から外れたことにより、伝統的建造物の残りは良好である。現在の主屋は101戸で、そのうち江戸時代の建築が8戸、明治大正期が39戸、昭和戦前期が19戸と、伝統的建造物が66戸を数える。

① 上之町

街道筋の最も南に位置する上之町には、明治大正時代の丹後最大の縮緬工場であった西山工場とそれに付属する職工住宅や講堂などがあり、近代縮緬産業の隆盛を物語っている。それに隣接して、大正期の洋風建築である伊藤医院があり、続いて伽藍の松が美しい宝蔵寺、150段の石段が直線的に伸び上がる天満宮がある。急な石段を登りきった所には、享保18年（1738）に建築された天満宮の社殿がある。なお、社務所は石段下の北側にある。また、東側には街道筋で唯一袖壁卯建をもつ明治中期に建てられた杉本家住宅がある。

② 花組

上之町の北には花組と呼ばれる地区が続く。街道筋の西側には宝蔵寺と天満宮の石段を挟んで吉祥寺がある。吉祥寺は近世初期に加悦の基礎を形作った有吉氏の帰依が深かった。続いて、最初の「まがり」の角には、江戸時代は大庄屋を務め、近代には廻船業や生糸縮緬業を営んだ下村家がある。現在の主屋は明治中期に建てられたものである。四つ角には幕末期の吉岡家がある。街道の東側には昭和初期の加悦銀行の土蔵が残り、続いて明治中期の渋谷家がある。

③中市

最初の「まがり」の北側には大正期に丹後産業銀行であった建物が対面している。街道を西へゆるやかに登ると、江戸末期の下村家と明治中期に加悦郵便局であった土蔵、そして石垣の上には実相寺の山門が街道を見下ろしている。再び、「まがり」を北に曲がるとそこは、かつて「加悦の中市、京のような」といわれた界隈である。街道の両側には軒高の揃った平入りの町家が連続し、店の間には格子を残し、落ち着いた景観を保っている。街道筋の西側には明治初期に建てられたかつての「油佐楼」旅館が岡田家として残り、その北には白壁で彩られた大正期の尾藤家「丹直」がある。東側には明治期の井上家、大正末期の今田家、明治中期の細川家が続く。

④下之町

街道の西側には保存修理事業が完了した旧尾藤庄蔵家住宅、緩い坂道を下ると明治期に加悦郵便局だった杉本家、明治前期より昭和前期まで丹波屋旅館であった松村家、前庭の松が美しい昭和初期の井筒屋旅館が続く。そこから街道は3つ目の「まがり」で東に向う。昭和9年に「まがり」を解消するために道が北へ拡幅されて、加悦奥川を天神橋が跨ぐ。東側は明治中期の佐々木家、川嶋酒造の酒蔵であった昭和8年の川嶋家が続き、「まがり」の手前には明治中期の濱見家がある。

⑤橋本町

街道筋の北端は橋本町と呼ばれる。旧街道は4つめの「まがり」で再び北へ向い、加悦奥川を大橋が跨ぐ。江戸時代後期から明治にかけて、宮津からこの大橋まで川船の往来があった。大橋を渡ると昭和初期に建てられた家並みが続く。このあたりは昭和2年3月の丹後大震災で被害を受けた地域である。加悦町役場も倒壊し、当時最先端の耐震設計で建てられた旧加悦町役場庁舎が残る。このあたりの景観は、平成13年、町道中央線が新設されたこともあり、情感には乏しい。

このように、街道筋はそれぞれの場所で違った貌があり、それがこの町の魅力の一つとなっている。

(4) 保存地区の特性

加悦の町としての骨格は、江戸時代は京往還、明治時代以降は網野街道と呼ばれた丹後と京都を結んだ道路の両側に連続する一本街路の両側町であり、その南側に寺社などの宗教施設を集中的に配置している。その後、農業と絹織物業をベースとする地域社会の中心地として発展してきた。

保存地区を特徴づけるものは、一つは建造物である。建造物は主屋と土蔵、付属建物に分けられる。主屋は中市で見られるような軒高の揃った連続する切妻造二階建平入りのものと、前庭を持つ規模の大きな建物の二つに分けられる。後者には土蔵や縮緬工場など付属する場合が多い。保存地区内には前者と後者が分布しているが、後者は5つの地区すべてに存在している。

上之町と花組には宝蔵寺、天満宮、吉祥寺の寺社が街道の背後に立地しているため、中市、下之町、橋本町とは違った景観を生み出している。

洋風建築も特徴の一つである。街道筋から見えるものは、上之町の伊藤医院、橋本町の旧加悦町役場庁舎だけであるが、下之町の旧尾藤家住宅にも離れに洋館建築があり、また、かつては花組に旧宮津銀行加悦支店があった。伊藤医院以外は昭和初期に当時の尾藤加悦町長が建築したものである。

さらに、江戸時代中期末からは京都の祇園祭を思わせるような御神体を乗せた山屋台や歌舞伎を上演する芸屋台などが町内を練り歩く加悦谷祭が執り行われ、明治22年からは毎年4月24～25日に一斉に行われた。

このように保存地区は、かつての地域社会の中にあって常に中心的な商業地として、そして丹後縮緬に代表される絹織物の生産地としての役割を担ってきた。しかし、その役割も時代の流れとともに変化し今日は静かな住宅地となっているが、町並みとしては平入り切妻造りの町家が主流を占める中に前庭や門を有する大規模な屋敷型住居もみられ、さらに近代洋風建築やちりめん工場も散見されるなど、多様な建造物を含む点で貴重な町並みといえる。

(5) 伝統的建造物群の特性

保存地区は与謝野町字加悦の旧網野街道に面する地区で、約12haの町並みである。

① 主 屋

江戸時代後期に成立した厨子二階建平入棧瓦葺塗籠あるいは真壁造を中心に、明治中期から昭和戦前期に建てられた本二階建平入り棧瓦葺の建物で構成される。厨子二階の主屋には虫籠窓を持つものがあり、袖壁卯建や煙出しの越屋根を上げたものもある。壁の腰板は縦板羽目とし、妻壁は軒下まで張り上げる。開口部は木製ガラス戸や格子を建てる。主屋の土間で機織りをしている場合もある。

② 土 蔵

土蔵は棧瓦葺が主流を占め、街道に面するものは白漆喰塗、街道から後退したものには中塗仕上げや縦板羽目のものもある。腰板は縦板羽目が主である。

③ 付属建物

主屋と土蔵を繋ぐ付属屋、廊下や便所、離れや納屋等は棧瓦葺とし、主屋の外観に準じる。主屋に付属して、縮緬等を製織する工場があり、外観等は主屋に準じる。

④ 寺社建築等

神社は天満宮と吾野神社、稻荷神社などがあるが、いずれも街道を見下ろす天満宮の杜に鎮座している。その直下には蛭子神社がある。寺院は寺町を構成する宝蔵寺、吉祥寺、

実相寺の本堂や庫裏等があり、それぞれ伝統的様式の建造物となっている。

⑤ 工作物・環境物件

工作物としては漆喰塀や土塀、石垣、石段、小祠、鳥居、狛犬、燈籠、水路、橋などがある。環境物件としては、庭の樹木、天満宮などの社叢、路地、「まがり」などがある。

⑥ 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区内の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、住民の生活環境向上のため、保存地区名等を次のとおり定める。

保存地区名 与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積 約 12 ヘクタール

保存地区の範囲 京都府与謝郡与謝野町字加悦、字後野の一部

範囲については、別図のとおりとする。

(6) 保存の方向

本保存地区の特色は、縮緬生糸商家・工場・近代洋風建築・寺社など、江戸・明治・大正・昭和戦前期の各時代を代表する建築物が独特の歴史的風致を形成している。これらは、地域住民にとって替えがたい文化遺産である。ついては、保存地区の歴史的役割や伝統的建造物群の特性を地域住民が十分に理解した上で、それらを町づくりの核として活用していく。合わせて、この地区でより快適な暮らしができるように住環境の整備を図っていく。

(7) 保存の内容

伝統的建造物として、江戸時代後期から昭和 20 年以前に建てられた家屋、土蔵、神社、寺院等の建築物や土塀、石段水路などの工作物の保存と修理を行なう。

また、伝統的建造物と一体をなす庭の樹木や社叢、路地、「まがり」など伝統的景観の保全を行なう。保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物、工作物、空き地などについては、伝統的建造物と調和のとれた修景を行い、保存地区の環境を維持する。

第2章 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物と一体をなして歴史的風致を形成する物件(以下「環境物件」という。)の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区内において、江戸時代から昭和 20 年以前に建築された建造物で、伝統的建造物群の特性を残している建築物及び歴史あるその他の工作物を「伝統的建造物」と定める。

ア) 建築物 別表、別図

①主屋 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物

②土蔵 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物

③寺社 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物

④その他 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物

イ) 工作物 別表、別図

昭和 20 年以前に建てられたもので、主屋、土蔵、社寺等と一体をなす歴史ある工作物で、漆喰塀や土塀、石垣、小祠、鳥居、狛犬、燈籠、水路、橋など。

(2) 環境物件 別表、別図

伝統的建造物と景観的に一体をなす街道のまがりや天満宮の社叢、景観上重要な樹木などの自然物その他を「環境物件」という。

第3章 保存地区における建造物及び環境物件等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

伝統的建造物及び環境物件の保存整備に当たっては、保存地区の歴史的風致を維持していく。伝統的建造物は「修理基準」に基づく復原修理又は現状維持を原則とする。

伝統的建造物以外の建造物は「修景基準」と「許可基準」を運用して、保存地区の歴史的風致を維持していく。合わせて、地域住民が主体となった町並み保存を進め、新しい町づくりを目指す。

(2) 保存整備計画

① 伝統的建造物

ア) 特性を維持している伝統的建造物

伝統的建造物群の特性を維持している伝統的建造物の保存整備については、その外観を維持するための修理を行う。(修理基準 別表 1)

イ) 外観が変更されている伝統的建造物

外観が変更されているものについては、伝統的建造物群の特性の維持を基本として旧状に復するための修理を行う。(修理基準 別表 1)

② 伝統的建造物以外の建造物の修景

伝統的建造物以外の建造物（工作物を含む）の新築や増改築については、伝統的建造物の外観に応じて、歴史的風致を損なうものでない建造物の基準を示した修景基準（別表 2）、許可基準（別表 3）によって歴史的風致の維持に資するものとする。

以上の基準を運用して、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、保存地区の特性を生かした生活環境の整備に努める。

③ 環境物件

水路、路地、社叢などの環境物件については現状維持に努め、修理基準（別表 1）によってその保全に努める。

第4章 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

(1) 建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成

保存整備計画に基づく事業にあたり、建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成については、別に定める「与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により行なう。

(2) 保存団体への助成

保存地区内の住民等により組織された保存団体に対して、その活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することができる。

(3) 建造物の新築、増築、改築に関する設計相談

必要に応じて専門家等による設計相談を行なう。

第5章 保存地区の保存のために必要な管理施設の設置及び整備計画

(1) 伝統的建造物の公開

地元住民と来訪者の便宜、また町並みに関する歴史史料等の保存と活用を図るため、保存地区を特色づける伝統的建造物の公開に努める。

(2) 展示施設、管理施設の整備

保存地区についての理解を高めるために、地区の歴史などを展示する施設を設ける。また、そこでは、保存地区内の管理のための相談や指導にあたる。保存地区へは標識、説明板、案内板等を伝統的な景観に調和した形式で設置する。

(3) 環境整備等

伝統的な景観を阻害している電線や電柱等は移設や埋設を検討する。また、街路灯等については、伝統的景観と調和したもので整備する。

看板等については、保存地区にふさわしいものとする。排水路についても、伝統的な景観にふさわしい改良を図る。

(4) 道路・駐車場などの整備

旧街道の路面は度重なる舗装で路面が高くなっているため、旧路面まで低くする。その表面の仕様は周囲の景観にふさわしいものとする。

住民の駐車場は空き地を活用することとし、来訪者の駐車は旧加悦町役場駐車場を使用する。保存地区内の道路への駐車は出来る限り避けることとする。

また、将来的に加悦奥川の河川整備や町道中央線付近の整備が実施される際には、保存地区との景観に調和した環境整備とする。

(5) 防災施設等の整備

保存地区内の建造物を火災から守るために、防火水槽や消火栓等、保存地区の防災に必要な施設を整備する。また、防災については防災計画を作成する。

(6) 公共施設の修景、整備

休憩所や公衆便所、ゴミ集積場等は伝統的景観に調和するように新たに設置する。

(7) 団体等関係機関との協議

地方公共団体等による環境整備の事業については、歴史的環境に調和するよう指導・助言・要請を行なう。

別表 1 加悦伝統的建造物群保存地区修理基準

		伝統的建造物及び環境物件
建物配置		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
構造		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
階数		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
屋根	形式	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	軒形式	
	材料	
	軒	
	樋	
下屋・庇	材料	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	庇軒	
	軒先高さ	
一階意匠	外壁	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	開口部	
	建具	
	出入口	
	戸袋	
	腰壁	
	基礎	
二階意匠	外壁	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	開口部	
	建具	
工作物	塀、石段、鳥居等	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
環境物件	樹木、路地等	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する

別表 2 加悦伝統的建造物群保存地区修景基準

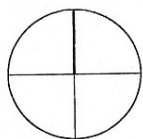
基準項目		伝統的建造物以外の建造物
構 造	建物配置	原則として、現状の地盤高さを維持すること
	構 造	伝統的建造物の特性を維持する木構造とする
	階 数	二階建てまでの階数とする
	屋根	形式 原則として切妻造りとする
		勾配 周囲の伝統家屋に合わせる
		材料 いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色、銀黒色）の日本瓦棧瓦葺
	下屋 庇	材料 いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色、銀黒色）の日本瓦棧瓦葺
		勾配 周囲の伝統家屋に合わせる
		軒先高 周囲の伝統家屋の高さと著しく異なること
	樋	茶褐色仕上げとし、銅製も可とする
建築物		外壁 大壁造白漆喰又は中塗仕上、豎板張、またはこれに類するもの
		開口部 原則居室は掃出し、縁を設ける
		建具 建具は木製を基本とする。表構えは木製格子はめ込み＋木製ガラス戸、 または腰付木製ガラス戸とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		出入口 木製を基本とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		戸袋 豎・横羽目板又は下見板張り カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		腰壁 下見板張り、又は豎板張り、又は洗い出し
		基礎 原則として道路側布石敷とする もしくはRC布基礎又は洗い出しとする
	二階 意匠	外壁 大壁造白漆喰又は中壁仕上、豎板張りとする
		開口部 単窓、もしくは連窓
		建具 建具は木製を基本とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		戸袋 豎・横羽目板又は下見板張り カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
	他	外部土間 たたき、石敷き、又はこれに類するもの
	外部意匠	床下通気口、建具は木製を基本とする
工作物		歴史的風致を損なわないものとする

別表 3 加悦伝統的建造物群保存地区許可基準

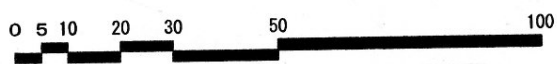
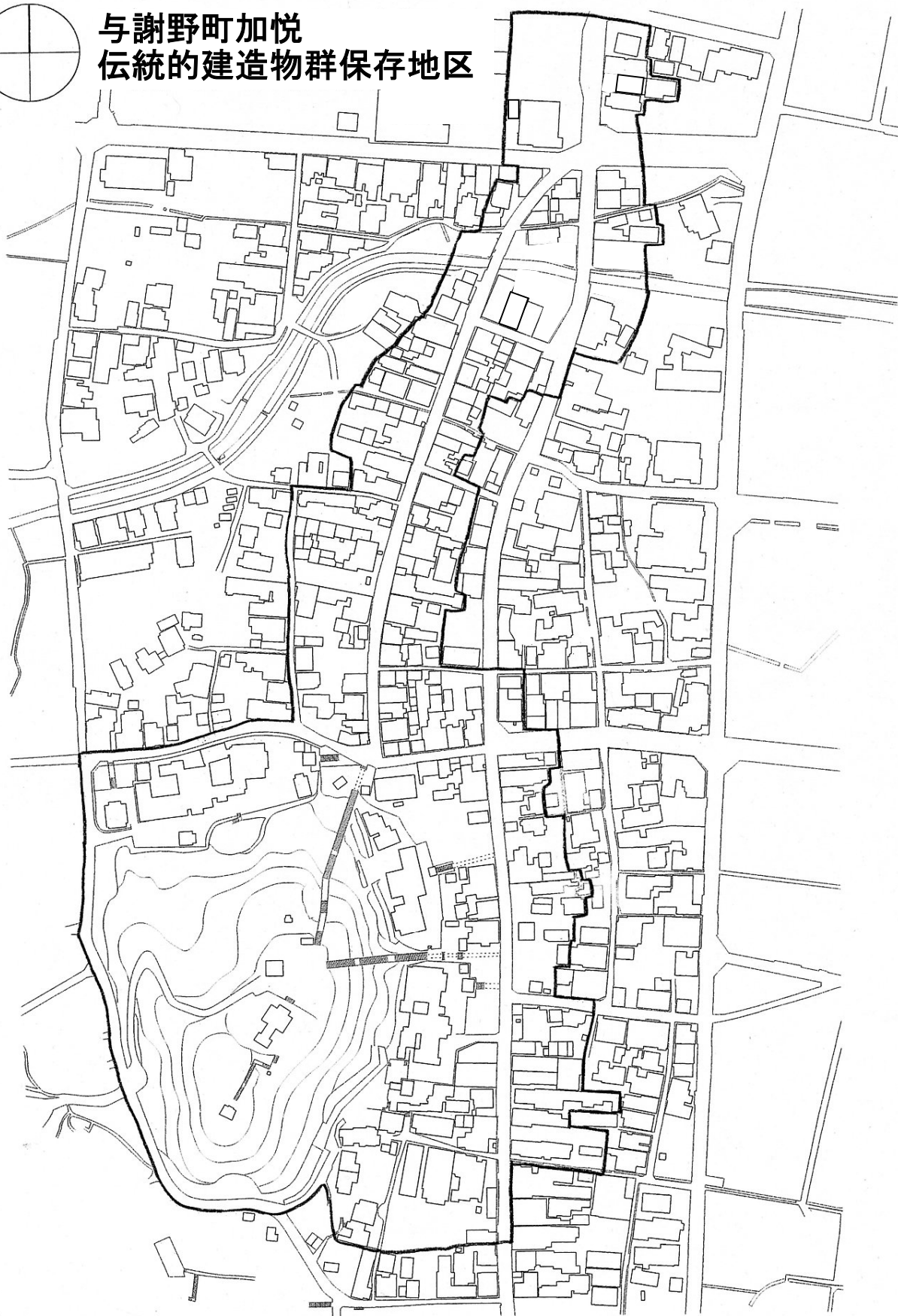
		伝統的建造物以外の建築物	
敷地	建物配置	周囲の家屋と同じ高さ、地盤高を考慮して建てること	
建築物	構造	原則として、木構造とする	
	階数	おおよそ二階建てまでの階数とする	
	屋根	形式	原則、切妻造りとする
		材料	歴史的風致と調和したものとする
		軒	歴史的風致と調和したものとする
		樋	歴史的風致と調和したものとする
	下屋 庇	材料	歴史的風致と調和したものとする
		軒先高	歴史的風致と調和したものとする
	外壁	歴史的風致と調和したものとする	
	開口部	歴史的風致と調和したものとする	
	一階意匠	歴史的風致と調和したものとする	
	二階意匠	歴史的風致と調和したものとする	
	外壁	歴史的風致と調和したものとする	
	建具	歴史的風致と調和したものとする	
	基礎	歴史的風致と調和したものとする	
	その他の建築物	外壁の意匠、色彩は周囲と調和のとれたものとする	

工作物	塀・門	歴史的風致と調和したものとする
	生垣	歴史的風致と調和したものとする
	屋外広告物	規模、構造、材料、色彩など周囲の伝統的景観と調和したものとする
車庫・駐車場		原則として車庫は建築物の許可基準に従う 原則として駐車場は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る
建築設備		原則として、公道から望見できない位置に設置する
土地の形質変更		変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする 空き地が生じた場合は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る
木竹の伐採、植栽		空き地や法面等は歴史的風致と調和するように緑化に務める

※ 建築設備とは、ガス・暖房・冷房・換気等設備



与謝野町加悦
伝統的建造物群保存地区



教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年1月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和4年1月25日（火） 1日間 至 令和4年1月25日（火）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 主幹 加藤 晴彦 総括指導主事 高岡 弘安 指導主事 茂籠のぞみ				
署名委員	委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 18 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 4 年 1 月与謝野町議会臨時会の議決を 経るべき議案に対する意見照会につて ・令和 3 年度与謝野町一般会計補正予算（第 6 号）	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・なし
報告事項	・なし
その他の	・令和 3 年度京都府学力診断テスト（中 2）結果について ・令和 2 年度与謝野町教育の事業点検・評価について ・与謝野町文化財保存活用地域計画について ・今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和4年1月25日 午前9時30分から午前11時35分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和3年度第11回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに11月22日に開催いたしました第9回教育委員会会議の会議録につきましては、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正のとおりご確認いただいたということで、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、本会議終了後に、署名をお願いします。

続きまして12月24日に開催いたしました第10回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等ございますでしょうか。

[酒井委員]

一部文言の修正を事務局へ事前をお願いいたしました。

[樋口委員]

一部文言の修正を事務局へ事前をお願いいたしました。

[長島教育長]

教育長の報告において、一部文言の修正を事務局へ指示いたしました。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会で承認・署名いただくことといたします。

日程第3の教育長報告ですが、簡単なレジュメを用意していますのでご覧ください。最初に、はじめにですが、恐れていた第6波の襲来が現実のものとなり、厳しい対応が続く、翻弄される毎日となっています。後ほど、詳細について述べたく思います。

1月5日には、年頭の校園長会議にご出席をいただき、皆様より校園長の先生方に対して年頭のご挨拶を頂戴いたしました。例年、ご無理・ご負担をお願いしているところですが、教育委員というお立場、町民、地域住民というお立場、保護者としてのお立場、それぞれの観点からの貴重なお話でありました。いつもと違う雰囲気、新年を迎え、教育目標の達成に向けた決意を新たに、組織の長として襟を正すというところからも、ありがたい機会でありました。ありがとうございました。

それでは報告事項に入らせていただきます。まず新型コロナウイルス感染症についてですが、皆様方もご承知のとおり、かつてない危機的な状況となっています。全国、京都府の感染者数の増加のスピードが激しさを増すばかりであります。このところ京都府も連日千名を越し、過去最多を更新するといった状況が続いており、27日より「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。近隣の福知山市や舞鶴市などの状況も厳しさを増しております。さらに丹後地域でも京丹後市の小学校での感染拡大には厳しいものがあります。本町の状況は、この第6波では現在のところ幸いにして園児・児童生徒の感染者はありませんが、まるでダムで勢いを堰き止めているような感もいたします。

京都府内の保健所も新聞報道にあるように、業務が逼迫する中、濃厚接触者の特定をしない、できないという状況に立ち至っています。園・学校が陽性者の行動履歴を踏まえて園医・学校医の指導助言を得ながら自宅待機者を特定するよう求められています。待機となった者は10日間で発熱・咳などの症状が出て体調不良になれば病院にて受診し、そしてPCR検査を受けるという流れとなります。逆に体調不良などがない場合には10日間の経過後に登校を再開できるということになります。

また、本町では府教委からの府立学校への通知を踏まえて、19日付で管内の小中学校に31日までを一応の期限とする新たな通知を発出しています。主な内容は学校外の者が参加して行われる校内での活動や他校生との交流についての見直し、バスを利用した校外活動の中止、部活動については自校生徒、自校のみの活動、2時間以内などの制限が課されています。そして引き続き自宅待機児童生徒への学びの保障としてICTの活用などが記されています。

さらに本町での追加・3回目のワクチン接種の日程ですが、2月1日から個別接種、そして2月12日から集団接種が始まることとなっております。懸案となっています12歳未満、5歳から11歳への接種については、厚生労働省は3月以降に開始するとの方向性を示していますが、町としてもその方向に向けて現在準備中といったところです。

続いて園・小中学校の様子ですが、7日にこども園、11日に小中学校の3学期始業式が執り行われました。各校園ともに数名の児童生徒が体調不良や不登校傾向により欠席がありました。また、引き続きの新型コロナウイルス感染症の感染防止・予防のために、ソーシャルディスタンスを確保する、密を避けるために放送等で実施した学校もございましたが、新しい学期がスタートいたしました。

中学校受験の状況ですが、府立中学校を3校から3名が受験、私立中学校を1校から3名

が受験しています。いずれも発表はなされています。そして2月になりますと10日に私立高校の入試が行われ、16日には公立高校の前期選抜が行われます。こちらでも感染予防に最大限留意する形での実施となりますので、昨年度に続き受験生、支える保護者そして指導する学校にとっては非常に厳しいものとなります。

3つ目は成人式ですが、今年は9日にこちらも昨年度に続き2部構成で開催されました。幸いにして珍しいくらい穏やかな日に開催することができました。

町外在住者も含みますが、成人式該当者は218名で、当日の出席者は169名でした。出席率77.52%となります。ちなみに令和3年は出席率は75.08%でありました。

最後その他になりますが、まず1つ目は、今後の主な進路関係の日程ですが、レジュメにあるとおりでございます。2月10日（木）は、私立高校入試、16日（水）は、私立高校合格発表、16日（水）は、公立高校前期選抜試験、24日（木）は、公立高校前期選抜合格発表、3月8日（火）は、公立高校中期選抜試験、17日（木）は、公立高校中期選抜合格発表、24日（木）は、公立高校後期選抜試験、そして28日（月）は、公立高校後期選抜合格発表、このような日程で進んでいきます。進路指導は教育の総和という言葉がございしますが、中学3年生の生徒の皆様が、これまでの学習の成果を遺憾なく発揮し、自らの進路を切り開いてくれることを強く願いたく思います。

続いて、2つ目は卒業式関連ですが、3月1日（火）は、公立高校卒業証書授与式、15日（火）は、中学校卒業証書授与式、23日（水）は、小学校卒業証書授与式、28日（月）は、こども園修了書授与式となっております。コロナ禍でなければ晴れの日にご出席いただきというところですが、来賓の出席は昨年同様としておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議、この後、よろしくお願いいたします。

ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

[樋口委員]

高校の入試が行われるているということですが、私立等の中学校を受験する児童数について、もう一度人数を教えていただけるとありがたいです。

[長島教育長]

府立中学校と私立中学校がございしますが、府立中学校には3小学校から3名が受験しております。私立中学校には1校から3名が受験しているという報告を受けております。

[岡田委員]

今年の冬は例年よりも降雪の回数が多いように感じます。今朝も、こちらに来る時に確認していたのですが、岩滝小学校の通学路をはじめ、野田川地域の通学路もそうですが、除雪は道路のみです。朝早いと、歩道は路面が凍っている可能性もあります。子どもたちは、十分に気をつけて歩いてもらっていると思いますし、スクールバスも注意して運行をいただいていると思います。岩屋から学校に通う子どもたちの路面の雪の状況はどうだろうということも、毎年、話題になっているように記憶しているのですが、現時点で積雪がある状態での通学に関して、新しい手立てなどはされているのでしょうか。

[柴田教育次長]

通学路の除雪については、現在でも大きな課題であると思っております。、住民の方から交差点の見通しが悪いということや、子どもたちが横断する際に危険ではないかというご意見をいただいています。

道路管理者である京都府や与謝野町の建設課に除雪をお願いしていますが、十分な除雪が行われるということにはならないのですけれども、危険と判断していただいた部分については優先的に除雪を行っていただけたという経過もあります。

また、歩道も地域の方に除雪をしていただいたり、スクールバスの運転手さんが運転業務以外の時間に自主的に除雪をしていただいたり、少し前進した部分もあると考えております。

[岡田委員]

ありがとうございます。雪が降らなければ問題はないのでしょうかけれども、今後も一ヶ月半ほど雪が降り続くと思いますので、事故などがないようによろしくお願いします。

[酒井委員]

確認の意味で質問ですが、教育長の報告にもあった通り、若い方にもコロナウイルスの感染が広がっているようなのですけれども、どういう基準で学級閉鎖や学校閉鎖になるのかを確認したいのと、スクールバスではかなり密になると思うのですが、そのあたりはどのように対応されているのかを教えてください。

[長島教育長]

1点目の学級・学年閉鎖と学校休校についてのガイドラインでございますが、今は8月下旬に国から示されたガイドラインに従っています。旧来の濃厚接触者という扱いは変わってきていますが、濃厚接触者を特定するために、それに必要な日数だけ学校を閉じることは可能です。それは、学年で判断する場合、学級で判断する場合もありますし、学校で判断する場合もあります。その状況によって判断が変わると思います。クラスに感染者もしくは濃厚接触者等が複数いる場合は、学級閉鎖の対象になると思います。ただ、ガイドラインではそうなのですが、現実には状況によって、例えば、接触の度合い、最後の接触から何日経っているかなど、そういう部分を見ながら総合的に判断していく必要があると思います。

[柴田教育次長]

教育長から説明のありました8月末の国のガイドラインでは、濃厚接触者の候補と、濃厚接触者周辺の検査対象となる候補という二種類の区分があります。

濃厚接触者の候補というのは、感染者と同居または長時間の接触があった者、適切な防護なしに感染者を介護した者、適切な防護なしとは、マスク着用の有無を基準としています。感染者の飛沫に直接接触した可能性の高い者ということで、具体的には1メートル以内で、時間の長さを問わずに会話をしていた方たちが該当になることになっています。また、手の触れることのできる距離で、マスクなしに15分以上の会話等をしていた者という基準での濃厚接触者があります。

また、それ以外にも濃厚接触者周辺の検査対象ですが、念のためにPCR検査の対象の候補ということなのですけれども、感染者からの物理的な距離が近い感染者と同一の学級

の児童、生徒がこれにあたるということです。この基準が8月末の基準なのですが、現在、保健所の示す濃厚接触者の基準はこの基準よりもずいぶん緩和されていますが、学校現場については、保健所の基準よりも範囲を狭めるような形で学校が判断することになっています。

濃厚接触者の特定については、与謝野町で統一した基準を考えると考えていますが、保健所の事例等も聞かせていただいた中で、ケースごとに判断していく必要がありますので、一定のガイドラインは作成して、その上で保健所、学校医と相談の上、濃厚接触者等を決めていく必要があると考えています。

スクールバスの対応ですけれども、以前に緊急事態宣言が発令された時には、3台のスクールバスを5台に増車する対応をとっていました。まん延防止等重点措置が27日から発令される見込みということですので、増車を検討しておりましたが、近隣市町では、増車を行っていないことや、保健所の見解では、スクールバスの乗車時間が短時間であるため、マスク等の感染防止対策を行っていれば、感染のリスクは低いとの見解でしたので、今回は増車は見送ることとしております。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

それでは、はじめに議案第18号「専決処分の承認を求めることについて」（令和4年1月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見照会について）を議題とします。

提案理由等について 柴田教育次長及び植田社会教育課長が説明いたします。

（柴田教育次長及び植田社会教育課長から資料に基づき説明）

◎何か、ご質問等ございますか。。

[岡田委員]

マイクヘッドセットは、先生に各1台ということではないのですか。学校に4台で、先生が交代で利用されるという理解でよろしいですか。

[柴田教育次長]

各学校ごとに4台ということですので、全ての先生の分を準備しているということではありません。必要な時に使っていただくために、各学校に4台を整備させていただき、必要に応じて使っていただく形で整備をさせていただくということです。

[岡田委員]

今後、消毒などを考えた場合に、各クラスで一つを持つ予定はありますか。

[柴田教育次長]

今回整備させていただき、使用頻度を検証したいと思います。確かに、先生に一つずつ整備するのがいいと思いますが、まずは4台で様子を見て、必要であれば予算要求をして

いきたいと思います。

[酒井委員]

学校によって規模が違いますが、備品で各校で同じ数を準備するものと、生徒数、教員数に合わせて振り分けるものがありますが、マイクヘッドセットというのがどちらにあたるのかわかりません。こういった物が各校で同じ数で、こういった物は生徒数で分けるのか、教えてください。

[柴田教育次長]

酒井委員がおっしゃったように、各学校で必要に応じて購入していただくものと、全学校統一で購入するものを、どのように分けるかということについては、先生方で構成しているICT推進委員会のご意見をいただいて、決めさせていただきたいと考えております。

ヘッドセットにつきましては、数校の学校から要望があり、そのタイミングで国の補助金の対象となることが分かりましたので、補助金を活用できる範囲で、各学校に4個を揃えたいというものです。

どこまでを町全体で揃えたらいいのかという部分については、ICT推進委員会のご意見を聞かせていただきながら整備を進めたいと思いますが、今後において整備をさせていただく予定の物品では、タッチペンや遠隔授業のためのタブレットスタンドのようなものも統一で整備をさせていただく予定としています。各学校が統一で必要とする部分については、学校教育課の教育総務費で統一したものを整備をしたいと考えています。

[酒井委員]

例えば、1学年に2学級ある学校とか、学級数に応じて台数が変わることはないですか。

[柴田教育次長]

児童数で必要な分は、児童数に併せて整備させていただきますし、学級数によってというところは、今のところは基準を持っていません。マイクヘッドセットについては、まずは各学校で4台ということにさせていただいています。

[長島教育長]

ご質問等ございますか。

それでは、議案第18号「専決処分の承認を求めることについて」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

[長島教育長]

挙手全員であります。

よって、議案第18号「専決処分の承認を求めることについて」(令和4年1月 与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見照会について)を提案のとおり承認され

ました。

次に、日程第5「その他」に入らせていただきます。

はじめに、「令和3年度京都府学力診断テスト（中2）結果について」、茂籠指導主事が報告いたします。

（茂籠指導主事から資料に基づき説明）

〔長島教育長〕

ご質問等ございますか。

〔樋口委員〕

スマホの所持率が増えた理由は、コロナの関係もあって、持たせなければならないという意識があるということも伺っています。緊急の連絡をとらなければならないということや、子どもの行動を把握したいということで、子どもの方も欲しいということで、お互いの利害が一致して増えていくということもあると思います。

懸念しているのは、例えば、中学生のクラブ活動での緊急の連絡がアプリケーションで行われているのは想像しやすいので、そういう形で連絡をしているのだらうと思いますが、スマートフォンを持っていない子どもにも、しっかりと連絡が届いているのでしょうか。例えば、持っていない子どもは、お母さんのスマートフォン等に連絡するというのもあるのでしょうか。

野球部でもテニス部でも、連絡用のグループを作るんです。ただ、お母さんがスマートフォンを持っている子どもが何人かいたとしたら、自分たちだけのグループを作ると思うんです。親に見られたくないグループの情報と、親に見られてもいいグループの情報を作るのかなと思うんです。そこで連絡のミスがあり、不具合が起きることも考えられるし、過去にはスマートフォンを持っていないために、集合場所の連絡が届いていなくて、ちょっとしたいじめのような状態になっていることも見受けられたので、そのあたりを学校がどこまで把握されているのかが気になります。

〔高岡総括指導主事〕

中学校2年生、3年生で約8割の子どもがスマートフォンを持っていますから、樋口委員が言われたようなことが水面下では起こっているだらうと思います。学校についても、誰が所持しているかということについては把握していますけれども、例えば、部活の連絡をスマートフォンですということについては、現在のところしていないのですけれども、子どもたちだけのグループがあることは想像できます。

現在、2回目のいじめの調査の集計をしているのですけれども、情報機器を使ったいじめというのは、小学校、中学校については「0」です。表に出ていない部分があるのかもしれませんが、詳しくは次回の教育委員会議で報告いたします。

〔樋口委員〕

公式にクラブの行動であるとか、例えば、今度の土曜日は練習をするとか、何時に対外

試合に行くといったことを公式に学校から連絡させる場合は、こういった形で連絡をするのですか。

[高岡総括指導主事]

基本的には、学校から電話で連絡をします。

町が整備しているアプリケーションを使用した連絡網を使用して、学校が公的に情報発信をしていますけれども、全ての保護者が加入しているわけではないので、加入していない家庭については、電話で連絡をしているのが実情です。

[樋口委員]

テストの国語の聞き取りについて感じたのが、子どもたちはこういった方法で聞き取りテストを聞いているのかが気になりました。授業を拝見させていただくと、クラスの中で聞き取れるように配慮をされていると思うのですけれども、こういった機器を使って、こういった状況で音声を流しておられるのかを参考までに教えてください。

[茂籠指導主事]

府からCDが送られてきますので、それを事前に監督者にも聞いていただいて、流すようにしています。

難聴児童等については、添付の問題文を一定時間見せるなどして個別に対応することが認められており、聞き取りにくい子どもには、音を大きくするなどの配慮をし、同じ条件で聞き取れるようにしていただいています。

[樋口委員]

リスニングの試験は今後も増えていくと思います。特に英語は昔からあるのですけれども、こういった対応をするのは大切ですし、学習の中でそういったことを経験できるのはありがたいと思います。

[岡田委員]

国語で聞き取りがあるのは知らなかったのですが、これはだいぶ前からあったことですか。前から国語も聞き取り問題があったのでしょうか。

[茂籠指導主事]

正確に何年から実施しているということはわかりませんが、子どもたちは日常のテストの中でも、国語のテストでは聞き取りを実施しています。

[高岡総括指導主事]

中学校の子どもたちの状況や学力の状況について、先生方は3年後の進路を踏まえて努力を重ねておられます。小学校時代の低学年からの問題をひきずりながら、そういう課題を踏まえて、手紙のやりとりにしても、ありがたいと思っております。

[酒井委員]

結果を見てわかるのは、通塾率と家庭学習の時間が上位層に繋がっていると感じます。

家庭学習の時間が府平均より少ないので、通塾率と家庭学習の時間が少ないということが結果に出ていると思います。経済的な事情もあると思いますし、そういった環境がないということもあると思いますし、そういった部分を学校が補わないといけないという状況があるのが、学校の先生にとっては大変だと思うのですけれども、先生には頑張っていたいただきたいという期待を持っています。

[佐々木委員]

個人的に思ったのは、質問の結果とテストの結果、又、家庭学習の状況や、通塾の状況とどのようにリンクしているのかが気になったところです。

個人的には、小学生の時期に計画を立ててやりなさいと言っても、なかなかできずにいて、親と一緒にやってきたことが多いと思いますし、中学校では自分で計画を立ててやれるように、江陽中学校のスケジュール管理の取り組みは良いと感じていました。

[長島教育長]

中学校までに学習面で自立ができていないと、高校に行ったら全く伸びないということで、学習面で自立ができている子は、高校に行っても自分が描いたところに進んでいける。小、中の積み重ねの上で、学習面でどのように自立させていくか、自分で計画を立てて、自分でやっていく、そういう力をどのように義務教育で養うかということが大事だと思います。高校になると、自らするかしないかということが問われてくるので、そういったことが中学校までの大きな課題だと思います。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

つづきまして、「与謝野町文化財保存活用地域計画について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長・加藤社会教育課主幹から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[岡田委員]

今後、祭りなどが文化財として継承されていく上で、新型コロナウイルス感染症で、子どもたちへの継承が難しいとお聞きする中で、今後、そういう担い手が少なくなることは予想できると思うのですが、祭りなどの継承は、各区にお任せすることになるのでしょうか。

[加藤社会教育課主幹]

岡田委員がおっしゃったことが文化財保護法の改正の大きな理由の一つになります。少子高齢化で担い手が減っていき、限界集落や消滅可能性自治体という言葉が出てきて、人がいなくなるということは、祭りもできなくなっていき、続けるには形を変えざるを得ないということで、文化財で一番危機に面しているのは祭りです。

もう一つは、空家の問題、不動産の問題で、この二つが前面に出てきます。そこが文化財保護法の改正で重要視されたところなのではございますけれども、人口は確実に減ります。祭りも同じ形ではできなくなるだろうと想定しています。ただ、祭りなど民俗芸能に対して、文化財保護行政に何ができるのかという、今も文化庁の補助金事業が実施されていますが、物を買う予算措置くらいしかできないんです。行政が祭りをやるわけではありません。記録して残していく記録保存であったり、どういう形で継承すればよいかという相談にのったりすることくらいでしょう。しかし、お答えできる返事というのは、皆様が「ここは残したい」という望む形にしましょうというお答えしかできないと思います。祭りに関しては、手が出せるところはすごく少ないので、文化座愛保護行政としては、記録保存の意味を含めて、三河内郷土資料室のリニューアルを計画しています。

[酒井委員]

郷土史家の方が少なくなっていることも含めて、文化財に関わる人材が今後はどうなっていくのでしょうか。あるいは関心がある方が少なくなってしまうという意味で、文化財の保存、活用の人材が少なくなっていくことに対して、何かお考えがあれば伺いたいのが1点です。

もう1点は、文化財の数で、例えば、今までは家に置いてあったものが文化財に指定され、基本的には、指定されたものは破損したり、なくなったりしない限り、指定されたものが減っていくことはないと思うので、たくさんの文化財が指定されていくうえで、その保存費用とか、国からの補助もあるのでしょうけれども、文化財の保存がどのようになっていくのか、そのあたりの文化財の保護の見通しと、人材の見通しについてお考えがあれば伺いたいと思います。

[加藤社会教育課主幹]

はじめに、用語の説明をしますと、世間一般で言われている文化財という言葉と、文化財保護行政の仕事での言葉にズレがありまして、酒井委員がおっしゃったのは指定文化財の話だと思いますが、文化財保護行政が使う用語の文化財は何でも文化財です。その中には指定文化財と未指定文化財があるのですが、例えば、僕たちから見れば、昭和30年代の古いテレビでも文化財と表現します。ただし、未指定の文化財という意味です。未指定文化財を含めると文化財は数限りなくあります。今では地名も文化財だという解釈もあります。未指定文化財はかなりの時間的な速度でなくなっていった、この文化財地域計画の中では未指定文化財を把握しなさいと、それをどうするかは今後の課題ですとしています。

指定文化財については、指定件数を増やしております。学術的な価値の高いものは指定文化財としています。ちりめん街道は国選定重要伝統的建造物群です。国重要文化財の一種です。未来永劫にわたり保存していかなければならないものです。適切な状態で受け継いでいかなければなりません。指定文化財が増えると、財政も含めさまざまな負担が増えるというのはおっしゃる通りです。利用方法を固定された物件の維持管理は、その後に大きな財政負担が発生することもあります。指定文化財の候補ですが、安易に指定できないものは存在します。

将来にわたり、指定文化財になったものは永遠に守っていかなければならない。しかし、やがてどこかでつまずくという事態は今すぐには想定していませんが、いつかそういうことが起きる可能性は年頭に置いています。

ちりめん街道では空家問題が深刻化し、厳しい状態の保存問題が発生する可能性があります。この地区は他の地区よりも優遇して保存・継承していかなければならないものです。民間所有の不動産ですので、いろいろと問題が発生しやすいですが、日本中の伝建地区で空家は大きな問題になっています。時代の流れの中で、たまたま、歴史的建造物群が残ってきて、時代の変化の中で、空家が顕著になっていく見通しの中で行政として、具体的に何ができるのかと問われても、どうにかして残し、伝えていくしかないとはしか答えられません。

指定文化財は未来永劫にわたり、将来に守り伝えていくものです。指定の有力候補でありながらも指定するには熟考しなければならないものもある中で、文化財保護行政を進めています。お祭りの継承に関しては、少子高齢化という人口問題であり、かつ、地域の産業、就労という経済問題を背景としたものですので、文化財保護の立場からできることは限られていると考えています。

[植田社会教育課長]

私のほうから今後のスケジュールと、今回のお願いの事項と併せて説明させていただきます。

今日の教育委員会議で、その他の事項ということで議題に挙げさせていただいております。皆様方にこの地域計画を見ていただいて、ご意見をいただきたいと思っておりますけれども、この会議の中でいただくのは無理だと思っております、次回の教育委員会の時にお聞きしたいと考えておりますので、ご意見がありましたら、加藤主幹のほうにご連絡をいただければと思っております。

まだ文科省との協議が残ってまして、委員の皆様からいただいたご意見を反映できるかどうかというの、文科省との絡みがありますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

次回の教育委員会でご審議いただきまして、了承をいただければ、3月の町議会の定例会で議会と相談をさせていただきたいと思っております。議会の関係になりますと、5年以上の計画で総合的なものは議決が要ということになっているのですが、今回は5年ということなのですが、総合的なことであるかどうかということがありますので、議決が要なのか、議会報告だけで済むのかということが残っておりますけれども、こちらの思いとしては、3月議会で内部協議を済ませて、7月頃に文化庁の認可をいただきたいというスケジュールを持っておりますので、よろしくお願いします。

[樋口委員]

植田社会教育課長は以前観光交流課にいらっしゃいましたが、これだけの計画を大変な労力を使って作成いただいたのですが、観光交流課のほうでもこの資料を使っていただくことも頭に入れていただいているのでしょうか。

[植田社会教育課長]

ここまで来るまでに、観光の部署にも入っていただいております。それらも踏まえて、一定程度は入っているということで、活用の部分については観光、商工関連が入っていく必要がありますので、その点でお気づきの点があって、漏れているところがあるのではないかと考えましたら、ご連絡をいただきたいと思っております。

[樋口委員]

説明の中では、文化財保護に関する与謝野町の行政計画関係というところには、観光のことが書かれていなかったと思います。まだ少ししか見ていないので、気になるところがありましたら、お伝えします。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

つづきまして、「令和２年度与謝野町教育の事業点検・評価について」、柴田教育次長が報告いたします。

(柴田教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[樋口委員]

毎年同じことを言っているのですが、気になる事業については、説明していただく機会を設けていただけたらありがたいと思います。これについて、教えてほしいということが出てくるかもしれないので、その時はお答えいただくようにお願いします。

[柴田教育次長]

お時間をとっていただけるのでしたら、担当者を含めて、説明をさせていただきたいと思います。

[長島教育長]

他に事務局からありましたら。お願いいたします。

[柴田教育次長]

お知らせと日程調整です。まず、お知らせですけれども、丹後地方教育委員会連合会において、令和３年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により研修事業等が実施できないということですので、研修事業に代わりまして、研究資料という形で冊子のほうを整備していただいております。教育委員の皆様のご希望に応じて、持って帰っていただく形で整備をしていただいております。

資料は、学校教育課で預かっておりますので、ご紹介をさせていただきます。

[岡田委員]

冊子の保管期間はありますか。

[柴田教育次長]

与謝野町に整備していただいたものであり、保管期間はありません。委員の皆様で相談していただいて、お好きな時に持って帰ってください。

[柴田教育次長]

次回の教育委員会議については、２月２４日（木）の午後２時００分からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。おつかれ様でした。

午前１１時３５分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和４年１月２５日（火）

午前９時３０分～

場 所：加悦保健センター２階農事相談室

日程第１ 会議録署名委員の指名

岡田委員 樋口委員

日程第２ 確認事項

会議録の確認

日程第３ 教育長の報告

日程第４ 審議事項

議案第１８号 専決処分の承認を求めることについて

令和４年１月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき

議案に対する意見照会について

・令和３年度与謝野町一般会計補正予算（第６号）

日程第５ その他

◇ 令和３年度京都府学力診断テスト（中２）結果について

◇ 令和２年度与謝野町教育の事業点検・評価について

◇ 与謝野町文化財保存活用地域計画について

◇ 今後の予定について

議案第 18 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年 1 月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見
照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 1 月 25 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和 4 年 1 月与謝野町議会臨時会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第 1 号

専決処分書

令和 4 年 1 月与謝野町議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見照会について 令和 3 年度与謝野町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分について、町長から意見を求められたので、異議のない旨意見を申し出ることを専決処分する。

令和 4 年 1 月 1 9 日

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

令和2年度与謝野町教育委員会事業に係る外部評価について

(教育委員会資料)

■流れ

9月委員の依頼

学識経験者 1名 (福知山公立大学 大谷准教授)

学校教育関係：学校評議員 1名 (石川小学校学校評議員 ^{かわべときひろ}河邊時寛)

社会教育関係：社会教育委員 1名 (与謝野町文化協会 ^{やすおかたかこ}安岡孝子)

計3名

10月29日 第1回事務事業評価委員会開催

- ・評価委員の委嘱
- ・社会教育課のピックアップ事業について
(高校魅力化推進事業、歴史文化基本構想策定事業)
ちりめん街道を見学

11月25日 第2回事務事業評価委員会開催

- ・学校教育課のピックアップ事業について
(学校ICT環境整備事業、小学校・中学校施設整備事業)

12月 3日 第3回事務事業評価委員会開催

評価書(素案)の確認

令和3年12月 大谷委員長から評価報告書が届く

総評で「おおむね良好」という評価をいただいた

■今後

評価報告書を議会に報告

町ホームページに掲載予定

教 育 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 2 月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	与謝野町役場加悦庁舎 委員会室 1			担当書記	堀 口 義 雄
会議日程	自 令和 4 年 2 月 2 4 日（火） 1 日間 至 令和 4 年 2 月 2 4 日（火）				
出席者数	委員 5 名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	社会教育課長 植田 弘志 主幹 加藤 晴彦 係長 井崎 洋之 学校教育課課長補佐 堀口 義雄 総括指導主事 高岡 弘安 指導主事 杉本 淳				
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 1 9 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 4 年 3 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について 議案第 2 0 号 与謝野町文化財保護委員の委嘱について 議案第 2 1 号 令和 4 年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動の内申について	承認可決 承認可決 承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ なし
そ の 他	・ 与謝野町立小学校（野田川地域）再編計画における児童数の状況について ・ 令和 3 年度いじめ調査（2 回目）報告及びいじめ調査（1 回目）追跡調査報告について ・ 令和 3 年度第 2 回「学級満足度調査」結果の概況について ・ 教育リーフレット（令和 4 年 3 月発行号）について ・ 高校魅力化ビジョンについて ・ 与謝野町文化財保存活用地域計画について ・ 与謝野町議会全員協議会への報告事項について ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和4年2月24日 午後2時00分から午後4時50分まで
- 2 場 所 与謝野町役場加悦庁舎 委員会室1
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和3年度第12回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに11月22日に開催いたしました第9回教育委員会会議の会議録につきましては、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正のとおりご確認いただいたということで、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、本会議終了後に、署名をお願いします。

続きまして12月24日に開催いたしました第10回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等ございますでしょうか。

[佐々木委員]

一部文言の修正を事務局へ事前をお願いいたしました。

[長島教育長]

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会で承認・署名いただくことといたします。

日程第3の教育長報告ですが、簡単なレジュメを用意していますので御覧ください。

今年は「二十四節気」の雪解けが始まる時期である「雨水」が2月19日、そして冬ご

もりの虫がはい出て来る「啓蟄」が3月5日のようです。

例年であれば、「雨水」を過ぎて「啓蟄」が近づくと、ようやく冬の終わりが見えてきたなという感がするわけですが、この冬はことのほか雪が多く、さらに新型コロナウイルス感染症の変異株・オミクロン株の猛威にさらされた第6波の中でありましたので、一層厳しいものとなりました。冬の終わりとともに、コロナ禍も収束してくれるのを願うばかりです。

本日は、公私ともにお忙しい中、第12回の会議にお集まりいただき誠にありがとうございます。

それでは報告事項に入らせていただきます。最初は新型コロナウイルス感染症への対応についてです。1月25日にお世話になりました前回の会議で、第6波の中だが幸いにして本町では園児・児童生徒の感染者はありませんが、まるでダムで勢いを堰き止めているような感じがすると言いました。その後は、皆様方にご連絡させていただいており、本町でも児童生徒の感染が相次ぎ、レジュメにあるような学級閉鎖・学年閉鎖そして学校閉鎖の状況となりました。

そして1月27日より適用され、この20日を期限としていた「まん延防止等重点措置」も、3月6日までの延長となりました。本町を含めた丹後地域全体の感染状況は高止まりと見るのが正しいのではと思っています。

この間の感染状況を踏まえて何点かの特徴や傾向、そして私自身が思うところがございます。

1点目は、現在、濃厚接触者に特定されるのは、皆様ご承知のとおり同居家族に限定される方向です。15分以上マスクなしでなければ、また給食時も衝立があつたり、完全黙食であれば、濃厚接触者に該当しないという形が基本です。しかしながら、現実としては、濃厚接触者に該当していなくても感染リスクはあるということです。

2点目といたしましては、保健所の業務が逼迫している状況にあるが、濃厚接触者の特定等で丹後保健所との協議は可能であるということです。

3点目としましては、PCR検査をどこで受検するかで判明までに要する時間にかかなりの違いがあるということです。

4点目といたしましては、家族間での感染リスクが増大しているということ。

5点目といたしましては、無症状による感染拡大への懸念が高まっているということ。

6点目といたしましては、こども園での感染拡大への懸念と感染予防に係る園児へのマスク着用の困難さです。

7点目といたしましては、学童保育での感染拡大への懸念と学童保育の重要性の課題。

8点目といたしましては、複数校の児童生徒の接触・交流のある社会体育（ジュニア・スポーツ）での感染拡大への懸念が高まっているということです。

また、本町での追加・3回目のワクチン接種ですが、今月1日から個別接種、そして12日からは集団接種が始まっています。懸案となっていました12歳未満、5歳から11歳への接種についても、その取り扱いが接種の努力義務から接種の勧奨に変更となり、本町では3月中旬に接種券の郵送も予定されており、園児・児童の保護者への案内・情報提供に努めているところであります。

続いて園・小中学校の様子ですが、第6波の猛威により、学校においては予定されていた行事のみならず日日の教育活動にも制限が掛かっている状況は続いています。

本町では府教委からの府立学校への通知を踏まえて、1月19日付で管内の小中学校に

発出した通知を延長する形で、まん延防止等重点措置の延長期限である3月6日まで、感染予防に最大限留意しながらの教育活動に努めてもらっています。特に部活動については練習内容で濃厚接触者とならない、クラスターを発生させない工夫が求められています。そして引き続き自宅待機児童生徒への「学びの保障」としてICTの活用などが記されています。

また、この間ですが、臨時休業や学年・学級閉鎖となられた学校では、オンラインでの授業配信やタブレットでの健康観察など、ICTを活用した「学びの保障」や「心のケア」に最大限努めていただいております。半年前には想像できないくらいの状況で、子どもたちの学びを止めない、子どもたちを第一において対応していただいている各校に感謝を申し上げます。

そして、卒業式関連ですがレジュメのと通りの予定となっております。こちらも昨年同様の対応をお願いすることになりますが、よろしくお願いいたします。

また、社会教育の分野でも、昨年度に続き、人権啓発作品の表彰式も執り行うことができない、京都市府市町村対抗駅伝競走大会も中止となっています。

最後に主な進路関係の日程ですが、レジュメにあるとおりでございます。本日の午後2時が公立高校前期選抜の合格発表となっております。

進路指導は教育の総和という言葉がございしますが、中学3年生の生徒の皆様が、これまでの学習の成果を遺憾なく発揮し、自らの進路を切り開いてくれることを強く願いたく思います。

本日は、審議事項とともに多くの報告事項がございします。限られた時間ではございしますが、この後、よろしくお願いいたします。

ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

[岡田委員]

卒業式に教育委員は、昨年と同様に出席をするのですか。

[長島教育長]

卒業式の出席者は、町長部局から1名と教育委員会から1名、昨年と同じようにお願いをさせていただきたいと思います。

[岡田委員]

それぞれの委員が出席する学校は決まっていますか。

[長島教育長]

出席いただく学校については、もうしばらく、お待ちいただきたいと思います。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

議案第19号「専決処分の承認を求めることについて」（令和4年3月 与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について）を議題とします。

提案理由等について 堀口学校教育課課長補佐及び植田社会教育課長が説明いたします。

(堀口学校教育課課長補佐及び植田社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

登載と登録は言葉の意味としては変わらないと思うのですが、他のものに準じて登録したほうが都合がいいということで変更されたのですか。

[植田社会教育課長]

今回、条例を変えさせていただきまして、規則や様式も変える必要がございます。それは後ほどに処理していくことになるのですが、わかりにくいので、もう少し詳しい説明を加藤主幹からさせていただきたいと思います。

[加藤主幹]

登載文化財という用語は加悦町時代の町文化財保護条例に載っており、それを引き継いだ形で、町の条例で独自に設定していました。京都府が登録制度を持っており、用語を変えた方が良くと当時から思っていたのですが、今年の４月に国の文化財保護法が改正され、地方登録制度が設置されることに併せて文言を修正し、用語を統一することが目的です。

[樋口委員]

用語の統一ということですね。ありがとうございます。

[長島教育長]

ご質問等ございますか。

[長島教育長]

議案第１９号「専決処分の承認を求めることについて」(令和４年３月 与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について)、提案のとおり承認される方は挙手をお願いします。

挙手全員でございます。議案第１９号「専決処分の承認を求めることについて」(令和４年３月 与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について)は、提案のとおり承認されました。

[長島教育長]

次に議案第 20 号「与謝野町文化財保護委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由等について 植田社会教育課長 が説明いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[長島教育長]

それでは、議案第 20 号「与謝野町文化財保護委員の委嘱について」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

[長島教育長]

挙手全員であります。

よって、議案第 20 号「与謝野町文化財保護委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

[長島教育長]

ここで委員の皆様へ「会議の公開」に関してお諮りいたします。

与謝野町教育委員会会議規則第 14 条において、「人事に関する事件その他について、教育長又は委員の発議により、出席者の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。」と規定しております。

議案第 21 号につきましては、「人事に関する事件」であり、与謝野町教育委員会会議規則第 14 条に該当しますので、公開しないことといたしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

[長島教育長]

ありがとうございます。全員ご異議がございませんので、本議案については、会議規則第 14 条により会議を公開しないことと議決しました。

堀口課長補佐、新田人事主事以外の方は、退室をお願いします。

[長島教育長]

議案第 21 号「令和 4 年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動の内申について」を議題とします。提案理由等について 担当者から説明いたします。

(新田人事主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(以下は非公開)

[長島教育長]

それでは、議案第 21 号「令和 4 年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動の内申について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

[長島教育長]

挙手全員であります。よって、議案第 21 号「令和 4 年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動の内申について」は、提案のとおり承認されました。

ここで、事務局等が入室します。

次に、日程第 5「その他」に入らせていただきます。

はじめに「与謝野町立小学校（野田川地域）再編計画における児童数の状況について」、学校教育課堀口課長補佐が報告いたします。

(学校教育課堀口課長補佐から資料に基づき説明)

[長島教育長]

ご質問等ございますか。

[岡田委員]

野田川地域の再編については、令和 4 年度中に教育委員会として一定の方向を考えればよいのでしょうか。

[長島教育長]

令和 4 年度には出しきれない部分があると思います。堀口課長補佐が説明したのは、平成 31 年の会議において確認されたことでございます。

老朽化している既存の校舎を令和 12 年以降の再編後においても使用するのがよいのか

ということも議論していかなければならないと思います。その答えを令和4年度に出すということは難しいのではないかと思います。議論は多方面からしていくことが必要だと思いますが、方向性を出すにはそれなりの時間がかかると思います。

[岡田委員]

既存の学校は老朽化が厳しいことを考えた場合に、今後、子供が増えることはないという予測ができる中、現在の加悦小学校の子どもの推移も考えての検討が要るかなと思うのですが、建物を新しく建てた場合も含めて考えたほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

[長島教育長]

スケジュールの部分については、財政との兼ね合いが非常に大きいです。町として何から手をつけていくのかという優先順位は、給食センター等のこともありますので、スケジュールを立てにくいということがあると思います。

ただ、多方面から議論をしていくということは必要だと思っています。

[樋口委員]

私が教育委員になった時点では、再編後の小学校は、岩滝に一つ、加悦に一つ、野田川に一つという方向が決まっていまして、決まった以上はそれに対してどう動くかということを考えているのですが、野田川で一つになるという流れが決まっている以上は、令和12年に、今の校舎がどの状態で保たれているのか、それを使用するのにあたってどれだけのコストがかかるのか、それをトータルで考えていって、個人的な意見を挙げさせていただくならば、新しく校舎を建てるのは仕方がない方向だと思っています。コストの面もそうですし、施設は必ず必要ですし、子どもたちの安全を考えると、老朽化した建物に修繕を加えていくよりは、どこかのタイミングで新しい建物を建てることになると思うのですが、例えば、小学校を建てるという感覚だけでは駄目だと思うんです。加悦中学校はあんなに綺麗なものが建ちながら、生徒数はかなり減っている。加悦小学校に使わせてもらったらいいのではないかと思います。いろいろなルールがあり、そうはいかないのですが、これから先、野田川地域に校舎を建てるのなら、小中の連携と言われているのなら、中学校も含めて、例えば、こども園はある程度方向が決まっているにせよ、そういったことも含めて、地域も含めたことを考えて、例えば、図書館の問題もそうだと思うんです。いつまでも三か所だという話になっているのは仕方がないと思うのですが、それをいつまで続けるのかという答えがない方向では良くないと思うんです。町の社会教育のあり方の一つとして、他町、他市と比べると、図書館が見劣りするということはあると思うんです。他所と比べる必要はないと思うのですが、合併からこれだけの時間が経っているのですから、そのあたりも変えていかなければならないのではないかと思いますので、教育委員会の中で個人の意見として言わせていただくな、建て替えは仕方がない。その上で、建て替えるのなら総合的に判断して、町の計画の一環として建物が建てられるということを要望したいと思っています。

[長島教育長]

野田川地域の社会教育施設のことでいろいろな議論があり、地域デザイン会議というのが設けられて、そこで今後の公共施設のあり方について議論を重ねていただいております。

その中で重要視されているものとして、施設の多機能化、複合化という言葉が出ております。サービスの質を落とさずに施設の数減らしていくには、その方向しかないのではないかとということが議論の方向性として出ております。その中に、学校はどうあるべきかという、樋口委員が申されたことが、今後の町の財政、公共施設のあり方の鍵になっていくのではないかと思います。

まだ議論がその方向で進み始めた段階なので、そこに野田川地域の小学校のあり方がどう絡んでくるかというのは、明確に見えるものではありませんが、方向性としては、学校の機能を地域と結んでいき、多機能化、複合化していくことは方向性としてはあるのではないかと思います。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

つづきまして、「令和3年度いじめ調査（2回目）報告及びいじめ調査（1回目）追跡調査報告について」、高岡総括指導主事が報告いたします。

（高岡総括指導主事から資料に基づき説明）

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[岡田委員]

少し気になるのは、今は子どもがタブレットを持っている状態で、タブレットを使って、調査ができていない生徒、児童の回答はいただけないのでしょうか。

[高岡総括指導主事]

回答できていないのは、不登校の生徒で、ずいぶんと重篤化している子どもです。以前は不登校の子どもたちでも、家まで行ったりすれば、全員の回答がありましたけれども、既に100日を越えている児童、生徒が今年も増えています。家庭訪問をして、調査をしようとしても出来ない子供です。

[岡田委員]

いろいろな手立てをしていただいていることは、学校訪問でもお聞きしていますし、理解しているのですが、なかなか不登校の子どもが社会復帰するということは、難しいことと思っているのですけれども、タブレットがあることで、学校では難しくても、他の児童生徒や教員と繋がったりすることができればと思いお聞きしました。

[高岡総括指導主事]

コロナウイルス感染症による欠席の中で、全ての小学校、中学校で、タブレットでの双方でのオンラインが出来つつあります。対応が遅れていた小学校でもできるようになりましたので、

中学校では不登校の子どもたちに、タブレットを糸口にする取り組みを進めてもらっていますので、その情報を聞いて、成果があれば各学校に広げていきたいと思っています。確かに、良いツールというか、糸口になるのではないかと考えています。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

つづきまして、「令和3年度第2回「学級満足度調査」結果の概況について」、杉本指導主事が報告いたします。

(杉本指導主事から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[樋口委員]

中学校でうつ状態で服薬している子がいるという話ですが、コロナ禍でそういった子が増えているという感覚で捉えたらいいのか、全体的に中学生になるとそういった状況で服薬する子が過去からいたと捉えたらいいのか、また、学校としては服薬している子を把握されているのか、そのあたりを教えていただきたいです。

[杉本指導主事]

コロナ前とコロナ後である程度の境界線は引けると思います。つまり、コロナ前でも、前思春期にあたる中学生、さらに言えば高学年の小学生のあたりには、メンタル面で非常に不安定になるような児童や生徒はいました。そして、それに伴って、保護者も困難な家庭の中で、生きづらさを抱えながら養育にあたっているという困難家庭が増加する中で、子どもたちのメンタルが傷み始めたなということはコロナ前にもベースとしてありました。

ただ、あらゆることがコロナ禍に飲み込まれる中で、そこがさらに極端に進行していったという読み方をするのが妥当ではないかと思っています。

そういった学校からの報告を聞くにつれ、メンタルを正常に維持することの難しさ、この閉塞感の中で厳しい子どもたちもいるのではないかと捉えています。増加傾向にあるという捉え方をしております。ベースにあるものの上にコロナ禍が乗ることで、より一層深刻になってきた。

それから、中学生と申し上げましたが、当然、学校のほうは把握しておりますし、状況によってはそういった薬の管理等も相談に乗っております。以上です。

[樋口委員]

ありがとうございます。こういう状況ですので、特に中学生、小学校高学年の時には安定しないというか、服薬するにしても、そんなに長期間ではないでしょうし、その薬が合うか合わないかということも注視しなければならないでしょうし、そういう部分でも現場の先生は大変だと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

[酒井委員]

参考にお伺いしたいのは、全国の平均値についてなのですが、これは11月時点での調査の平均だと理解したらいいと思うのですが、6月から11月にかけて、満足度が増えて不安定型が減ったという町内の傾向は、全国的にそういう傾向があるということなのか、町内独自の傾向として出ているのかというのを伺いたいです。

6月から11月にかけては、コロナの感染者の状況も変わってきたと思うので、全国的に児童生徒の精神が安定してきたという傾向に乗って、与謝野町もそうなったのか、あるいは、町内で特異な傾向であったのかをお伺いしたいです。

[杉本指導主事]

この報告の内容につきましては、与謝野町の傾向として独自の足跡をたどっているというか、そういうものであるというふうに捉えていただいたら結構だと思います。

例えば、一回目の調査の後、近畿とか、中国地方とか、そういった地域の学校をまわらせていただいたり、学級満足度調査の考案者の早稲田大学の河村先生とオンラインで全国状況などを研究したりしていますと、揃った傾向というのは見られなくなっています。ケースバイケースということが言えると思います。

例えば、昨年の夏に一回目の調査が終わった後、与謝野町はかなり深刻な状況でした。不安定型、いわゆる学級崩壊初期の中学が半数くらいになっていたのも、子どもたちは大変な状況に置かれているというふうに捉えたわけですが、その同時期に他府県のほうに行ったり、オンラインで情報を仕入れると、そうではない学校もたくさんあったんです。あくまでもケースバイケースということで括りたいのですが、学級満足度調査は全国で600万人の児童、生徒、専門学校生、大学生が取り組んでるのですが、その中のデータから言えるのは、地域とか、都市部、農村部など、様々な環境要因でいろいろな違いが出るかと思いきや、違いが出るのは、常日頃から学校が校長のリーダーシップを軸にして、組織的に、先生たちが仲良く生徒のことを考えている学校は、非常事態の中でもぶれないということがわかるんです。一方で、組織が機能していない学校は、いじめのデータも悪い結果が出てしまう。当然、学級満足度調査でも悪い結果が出てしまう。要は、学校のあり方がそれを左右する。

そんなふうに、広く情報を仕入れる中で捉えた次第です。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

つづきまして、「教育リーフレット（令和4年3月発行号）について」、植田社会教育課長が報告いたします。

（植田社会教育課長から資料に基づき説明）

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[長島教育長]

つづきまして、「高校魅力化ビジョン策定に係る進捗状況について」、植田社会教育課長が

報告いたします。

(植田社会教育課長及び社会教育課井崎係長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[岡田委員]

与謝野町の未来がかかっていると言ってしまうかもしれませんが、与謝野町の希望でもありますし、中学校の生徒たちにも、加悦谷高校がこういう状況で、就職に関しても、こういった取り組みをしているということを十分に理解していただいて、加悦谷高校に進学したら、こういうメリットがあるということを周知していただきたいと思います。今後よろしくお願いします。

[樋口委員]

数字的にも、子どもが地元に戻れるような方向であるという報告をいただいたのですが、けれども、高校単位ではできなかったことを町が魅力化ビジョンを作成しているのは、本当に効果があることだと思うので、学校では進路指導であったり、地域との協働というのは行っておられたと思いますし、そのあたりの壁を打ち破った感覚なのかなと思います。

[岡田委員]

生徒だけではなく、保護者のほうにも周知徹底をしていただいて、地域総がかりで進めていただきたいと思います。今後よろしくお願いします。

[井崎係長]

広報の点なのですが、職員と先生とで話をしている中では、例えば、動画にして中学校に送るとか、今度の広報よさのでもこのビジョンができましたので、そういうところのPRもしていきたいと思いますし、島根県の私たちが勉強させてもらったところでは、学校の先生と役場の職員が両方でPRに行くんです。学校としては、町が予算を出している関係で、町と一緒にやることを推しにくいところもあったりするので、町の職員も一緒に行って、学校のことをPRするような機会を作ったりしていますので、PRの手法についてはいろいろと考えながら、実施していきたいと思います。

[樋口委員]

卒業生が帰ってくる場合、先輩の声というのは大きいと思うんです。先輩の声を後輩たちが聞けるようなことが、後輩たちの目標になるかもしれないので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

[酒井委員]

私はこういう立場にいますので、高校魅力化の中身がわかっているのですが、初めて聞いた人にとっては、高校魅力化という言葉だけで、中身が伝わらないと思うんです。資料に、高校魅力化は魅力ある学校と魅力ある地域であるという文言があるのですが、高

校魅力化という言葉だけでは、高校の魅力を伝えていくことはわかるのですが、地域のことまでは伝わらないと思うので、そのあたりが伝わるような工夫をしていただきたいと思います。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

つづきまして、「与謝野町文化財保存活用地域計画について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長及から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[長島教育長]

他にご質問等ございますか。

つづきまして、「与謝野町議会全員協議会への報告事項について」、植田社会教育課長が報告いたします。

(植田社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何かご質問等がございましたらお願いします。

[長島教育長]

他に事務局からありましたら、お願いいたします。

[堀口課長補佐]

次回の教育委員会議については、3月11日（金）の午後1時15分からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後4時50分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和４年２月２４日（木）

午後２時００分～

場 所：与謝野町役場加悦庁舎 委員会室１

日程第１ 会議録署名委員の指名
酒井委員 佐々木委員

日程第２ 確認事項
会議録の確認

日程第３ 教育長の報告

日程第４ 審議事項
議案第１９号 専決処分の承認を求めることについて
令和４年３月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見照会について
議案第２０号 与謝野町文化財保護委員の委嘱について
議案第２１号 令和４年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異
動の内申について

日程第５ その他
◇ 与謝野町立小学校（野田川地域）再編計画における児童数の状況
について
◇ 令和３年度いじめ調査（２回目）報告及びいじめ調査（１回目）
追跡調査報告について
◇ 令和３年度第２回「学級満足度調査」結果の概況について
◇ 教育リーフレット（令和４年３月発行号）について
◇ 高校魅力化ビジョンについて
◇ 与謝野町文化財保存活用地域計画について
◇ 与謝野町議会全員協議会への報告事項について
◇ 今後の予定について

議案第 19 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年 3 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見
照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 24 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和 4 年 3 月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第 2 号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 17 日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和４年３月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に 対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、令和４年２月１７日付３与総第７７６号で意見を求められました令和４年３月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- １ 与謝野町文化財保護条例の一部改正について
- ２ 令和３年度与謝野町一般会計補正予算（第７号）
- ３ 令和４年度与謝野町一般会計歳入歳出予算について

以上３件について、意義ありません。

議案第 号

与謝野町文化財保護条例の一部改正について

与謝野町文化財保護条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年3月1日提出

与謝野町長 山 添 藤 真

提案理由

文化財保護法の一部改正により新たに文化財の登録制度が設けられたことに
伴い、本町の既存の登録制度と整合をとるため、所要の改正を行うものである。

与謝野町条例第 号

与謝野町文化財保護条例の一部を改正する条例

与謝野町文化財保護条例（平成 18 年与謝野町条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

目次中「登載」を「登録」に改める。

「第 6 章 指定文化財以外の文化財の登載」を「第 6 章 指定文化財以外の文化財の登録」に改める。

第 42 条の見出し及び同条中「登載」を「登録」に改める。

第 51 条第 7 号中「町登載有形文化財」を「町登録有形文化財」に改め、同条第 8 号及び第 9 号中「町登載無形文化財」を「町登録無形文化財」に改め、同条第 10 号中「町登載有形民俗文化財」を「町登録有形民俗文化財」に、「町登載無形民俗文化財」を「町登録無形民俗文化財」に改め、同条第 11 号中「町登載史跡名勝天然記念物」を「町登録史跡名勝天然記念物」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

与謝野町文化財保護条例新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 第1章 総則(第1条—第4条) 第2章 町指定有形文化財(第5条—第21条) 第3章 町指定無形文化財(第22条—第27条) 第4章 町指定有形民俗文化財及び町指定無形民俗文化財(第28条—第33条) 第5章 町指定史跡名勝天然記念物(第34条—第41条) 第6章 指定文化財以外の文化財の<u>登載</u>(第42条) 第7章 町指定有形文化財等の環境保全(第43条—第46条) 第8章 埋蔵文化財(第47条) 第9章 文化財保護委員会(第48条—第56条) 第10章 雑則(第57条) 附則 第6章 指定文化財以外の文化財の<u>登載</u> (<u>登載</u>) 第42条 教育委員会は、町の区域内に存する文化財のうち法又はこの条例の規定により指定された文化財以外の文化財を<u>登載</u>し、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。	目次 第1章 総則(第1条—第4条) 第2章 町指定有形文化財(第5条—第21条) 第3章 町指定無形文化財(第22条—第27条) 第4章 町指定有形民俗文化財及び町指定無形民俗文化財(第28条—第33条) 第5章 町指定史跡名勝天然記念物(第34条—第41条) 第6章 指定文化財以外の文化財の<u>登録</u>(第42条) 第7章 町指定有形文化財等の環境保全(第43条—第46条) 第8章 埋蔵文化財(第47条) 第9章 文化財保護委員会(第48条—第56条) 第10章 雑則(第57条) 附則 第6章 指定文化財以外の文化財の<u>登録</u> (<u>登録</u>) 第42条 教育委員会は、町の区域内に存する文化財のうち法又はこの条例の規定により指定された文化財以外の文化財を<u>登録</u>し、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

2 前項の規定による登載並びに登載された文化財の保存及び活用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(諮問)

第51条 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ、委員会に諮問しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 町登載有形文化財の指定及びその指定の解除

(8) 町登載無形文化財の指定及びその指定の解除

(9) 町登載無形文化財の保持者又は保持団体の認定及び認定の解除

(10) 町登載有形民俗文化財又は町登載無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(11) 町登載史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

(12) (略)

2 前項の規定による登録並びに登録された文化財の保存及び活用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(諮問)

第51条 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ、委員会に諮問しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 町登録有形文化財の指定及びその指定の解除

(8) 町登録無形文化財の指定及びその指定の解除

(9) 町登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及び認定の解除

(10) 町登録有形民俗文化財又は町登録無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(11) 町登録史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

(12) (略)

議案第 2 0 号

与謝野町文化財保護委員の委嘱について

与謝野町文化財保護条例第 4 8 条・同第 4 9 条・同第 5 0 条により、
次の者を与謝野町文化財保護委員に委嘱する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

氏 名	住 所	年 齢 (令 和 4 年 2 月 1 日 時 点)	備 考
太 田 互	与謝野町	81歳	有識者、9 期目
青 木 順一	与謝野町	73歳	有識者、9 期目
細 井 昭男	与謝野町	67歳	有識者、9 期目
松 本 正徳	与謝野町	61歳	有識者、9 期目
坂 根 一弘	与謝野町	62歳	有識者、3 期目
西 垣 寿美野	与謝野町	63歳	有識者、2 期目
長 谷 川 達	与謝野町	74歳	有識者、1 期目
三 田 智子	与謝野町	55歳	有識者、1 期目
今 西 藤美	与謝野町	54歳	有識者、1 期目

与謝野町立小学校 野田川地域再編に係る人数推計資料

R3.12現在



区分	誕生年度	年齢	三河内小学校			市場小学校			山田小学校			石川小学校			野田川地域 計			R4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計														
推計	8年度生	▲6歳児																													
	7年度生	▲5歳児																													
	6年度生	▲4歳児																													
	5年度生	▲3歳児																													
	4年度生	▲2歳児																													
	3年度生	▲1歳児																													
実数	2年度生	0歳児	10	3	13	5	8	13	5	7	12	4	3	7	24	21	45	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児		
	元年度生	1歳児	11	5	16	12	8	20	4	5	9	8	6	14	35	24	59	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児			
	30年度生	2歳児	3	3	6	8	11	19	9	3	12	4	8	12	24	25	49	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児				
	29年度生	3歳児	5	3	8	17	17	34	8	3	11	6	10	16	36	33	69	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児					
	28年度生	4歳児	8	7	15	8	12	20	11	4	15	9	9	18	36	32	68	4歳児	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児						
	27年度生	5歳児	7	4	11	7	14	21	4	4	8	12	12	24	30	34	64	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児							
	26年度生	小1	6歳児	9	4	13	16	11	27	10	4	14	6	5	11	41	24	65	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児							
	25年度生	小2	7歳児	11	10	21	11	18	29	4	5	9	8	8	16	34	41	75	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児								
	24年度生	小3	8歳児	7	4	11	14	11	25	4	8	12	9	9	18	34	32	66	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児									
	23年度生	小4	9歳児	9	5	14	14	12	26	14	4	18	6	6	12	43	27	70	9歳児	10歳児	11歳児										
	22年度生	小5	10歳児	7	6	13	11	11	22	12	7	19	9	7	16	39	31	70	10歳児	11歳児											
	21年度生	小6	11歳児	10	9	19	13	6	19	8	7	15	8	14	22	39	36	75	11歳児												
	20年度生	中1	12歳児													37	28	65													
	19年度生	中2	13歳児													46	33	79													
	18年度生	中3	14歳児													34	47	81													
児童数（6歳児～11歳児）			53	38	91	79	69	148	52	35	87	46	49	95	230	191	421	410	408	407	390	374	354	290	222	153	104	45	0		
生徒数（12歳児～14歳児）															117	108	225	219	210	215	206	211	206	204	197	201	186	177	153		

学校等の適正規模・適正配置に関する基本方針（改訂版）にあるように、小学校の適正規模として、**学年2学級程度**、1学級25人から30人を理想としている。

京都式少人数教育の学級編成では1学年で1クラスの場合は1～35人、2クラスの場合は18～34人までとなる。**結果、69人以上になると3クラスとなる。**

児童数で判断すると、平成29年度生まれの児童数が69人であるため、その学年が小学校を卒業した次年度となる**令和12年度以降でないと2クラスの編成ができない。**

与謝野町の教育

～明日の人材を育てる教育文化のまちづくり～

与謝蕪村の名句「夏河を 越すうれしさよ 手に草履」に詠まれた野田川が、大江山連峰から天橋立を望む阿蘇海まで加悦谷を緩やかに流れるのが、私たちの与謝野町です。

そして本町の第2次総合計画「人・自然・伝統 与謝野で織りなす 新たな未来」の言葉のとおり、人を大切にする、豊かな自然と悠久の歴史や丹後ちりめんに代表される伝統を大切にする、未来への可能性に満ち溢れた町が与謝野です。

子どもたちが生きる未来社会・Society5.0に向けた確かな知識、柔軟な思考や感性を育むための学校教育。人と人の確かな絆がある地域社会や人生100年時代を幸せに生きていくための文化・スポーツ活動などを進める社会教育。

これらの重要性は一層高まるものと確信します。

教育長 長島 雅彦

TOPIC!

～笑顔いっぱい 元気いっぱい～

つばきこども園 開園

与謝野町立つばきこども園 開園式



旧かやこども園と旧桑飼保育園を再編した「つばきこども園」が令和3年12月に開園しました。園児たちは、楽しみにしていた新しい園舎で、新しい友だちと元気いっぱい遊んでいます。

「ピカピカだね～」「つばきこども園広いね～」と友だちと探索を楽しみながら、園内のルールを決めたり、新しい友だちの名前を覚え、一緒に遊んだりして、少しずつ新しい生活にも慣れてきています。主体的な活動が楽しめるよう環境を整え、笑顔いっぱい、元気いっぱいなこども園を目指します。



与謝野町では、京都府教育振興プラン並びに与謝野町教育大綱を踏まえ、「ふるさと与謝野」がもつさまざまな特色を活かした与謝野町ならではの教育を進めるとともに、自信と思いやりにあふれ、創造的に未来を開拓する人材を育てる教育を推進します。詳細は、与謝野町教育委員会のホームページに「学校教育の重点」、「社会教育の重点」を公開していますのでご覧ください。

取組 1 各校(園)での特色ある学校づくり

令和3年度の特色ある取組の一部を紹介します。

加悦中学校

ふるさとの将来を考える「探究学習」

3年間の総合的な学習の時間をとおして、ふるさとの歴史を知り（1年「ふるさと俳句ウォーキング」）、ふるさとに触れ（2年「職場体験学習」）、ふるさとの将来を考える（3年「未来への提言」）学びに取り組んでいます。



江陽中学校

「Brush Up Our Communication Skills」

コミュニケーション能力の向上を目指して、第一線で活躍されているプロの方からの講話学習（新型コロナの影響でオンライン形式を採用）を実施しました。また、その実践の場として、文化祭で保護者の方々のお出迎えや案内を生徒が行いました。今後もさまざまな場面でコミュニケーションの実践を行っていきます。



橋立中学校

「ふるさと」に目を向けて…

「ふるさと俳句」と「ふるさと発信」が本校の2つの柱です。その一環として本校区にあたる与謝野町・宮津市の両首長をお招きして、「ふるさと」について講話をしていたき、3年生の生徒と意見交換をしました。



加悦小学校

「誰もが安心して学ぶことができる居心地のよい学校」を目指して

再編2年目。「つながろうかやっこ」を合言葉に教育活動を進めています。毎学期、全校でソーシャルスキルトレーニングに取り組み、相手の気持ちに寄り添い、自分の思いを伝えることができる児童を育てています。



岩滝小学校

意欲に満ち、主体的・対話的で深く学ぶ児童の育成

令和2年度に引き続き、児童から生まれた疑問を「問いづくり」に生かすこと、予想や仮説を立てたり、地域から学んだりすることで、学習を「自分ごと」に引き寄せることを大切にした社会科授業の研究を進めています。令和3年度は、ICTを効果的に活用する授業づくりにも取り組みました。



三河内小学校

自分の考えをもち、ともに学び合う児童の育成

学習の見通しをもち自分の考えをもつこと、伝え合うことができるよう、日々の授業の中でペアや全体での交流活動を行っています。学級の中で一人一人が認められることで主体的に学ぶ意欲へとつながり、ともに学ぶ楽しさを味わうことにもつながっています。



市場小学校

人と人が豊かにつながり 意欲あふれる学校を

テーマに基づく話し合い活動（トークタイム）を楽しみながら、意見や思いを伝える力・受け止める力を豊かにします。考えが深まっていく楽しさを「もっと学びたい」という意欲の高まりにつないでいく授業を目指しています。



山田小学校

人を思いやる心、人とつながる力を育む

月に1度、児童会の各委員会が主催するスマイル集会を行っています。「学習発表会インタビュー」や「修学旅行おかえり6年生」「友だちの好きなものを知ろう」等、工夫を凝らした活動をととして、全校児童が楽しくつながっています。



石川小学校

友だち大好き、石川大好き、ともに生きる石川の子

友だちとのつながりを意識した活動を継続しています。まずは自分の考えを持って交流し、深めることを目指します。また地域の良さに触れる機会も大切にし、ともに学び成長する子どもを育てます。



取組3 スポーツをととした成長を応援します

- (1) 町民一人一人が年齢や適性に応じて、生涯に渡ってスポーツに親しめる環境整備に取り組み、健康で生き生きとした生活を送ることができる充実した生涯スポーツ社会の実現に努めます。



コロナ禍でも運動を



スポーツ推進委員の活動



いきいきウォーキング

- (2) あらゆる方々がスポーツを通して、心身の健康、町内外の交流、競技力の向上が図れるように、様々な事業に取り組みます。

- ・ 総合型地域スポーツクラブへの支援
- ・ スポーツ協会及びジュニアスポーツ連絡協議会への支援
- ・ 障害者スポーツへの支援
- ・ いきいきウォーキングの実施
- ・ 町民へのスポーツ指導、研修会の開催 等

- (3) 関係団体と連携しながらスポーツ事業の推進に取り組みます。

- ・ よさの大江山登山マラソン大会
- ・ 与謝野町駅伝競走大会
- ・ 各種スポーツ大会 等



中止が相次いだ各種大会

取組4 文化財の調査・研究、保存、活用をします

- (1) 多様な分野の文化財の調査・研究を行い、新たな知見で地域の歴史文化を紐解きます。

- ・ 遺跡調査
- ・ 文献資料調査
- ・ 伝承伝説調査
- ・ 民俗調査
- ・ 建物調査
- ・ 美術工芸品調査 等

- (2) 文化財的な価値の高いものは、後世に受け継ぐため、文化財指定等を進め、保存します。



重要伝統的建造物群保存地区の修理・修景補助事業



滝のツバキの樹勢回復事業

- (3) 歴史的建物や史跡など文化財を整備活用し、地域の歴史文化を学ぶ機会を提供します。

- ・ 与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区（加悦：国選定重伝建、通称「ちりめん街道」）
- ・ 地蔵山遺跡（幾地：京都府指定史跡）
- ・ 情報発信や学習会 等

- (4) 文化財の保存・活用の指針「与謝野町文化財保存活用地域計画」を推進します。

つばきこども園

いっぱい遊ぼう！いっぱい笑おう！

令和3年12月に旧かやこども園と旧桑飼保育園が再編し誕生した園です。たくさんの友達と関わり、主体的に生活を進めていけるような環境をつくり、子どもも保護者も職員も「一緒になって良かった。」と思ってもらえるような園づくりに努めます。



かえでこども園

子どもたちの「おもしろい」「なんだろう」「やってみたい」

とを感じる心を大切に、主体的な遊びで育つ子どもを目指して

子ども主体の保育に取り組み、毎日の遊びや五感をとoshした体験活動を大切にしています。遊びをとoshして思考を巡らせ、想像力を発揮し、体を使って協力したり、共有したりして友だちと関わる・伝え合う力を育んでいきます。



のだがわこども園

自分で考えたことを実現することで達成感を味わう

「子どもたちが自分で考えたことを実現することで達成感を味わう」活動を大切にしています。失敗しても繰り返し挑戦する気持ちや、友だちとの関わりの中での主体性を育んでいます。



取組2 特色ある取組より

* 浴衣着付け体験学習

「地場産業である『丹後ちりめん』に関する歴史を学ぶとともに、浴衣を実際に身に付け礼儀・作法（立ち振る舞いや挨拶等）について学ぶことをとし、郷土を見つめ直す機会とし、郷土を愛する心を育む」をめあてとし、着付け体験教室を行いました。講師をお世話になった和装教室国民推進会議宮津・与謝支部代表 牛田育絵様からは、「わが町ならではの取組をもっと広げてほしいという素晴らしい感想がありましたよ。」という嬉しい報告をいただきました。浴衣の寄付や着付けの指導等、地域の皆様のご協力に感謝いたします。



* タブレットの活用

「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が求められる中、令和3年度の4月に「一人一台タブレット」が配置され、授業や行事の中で活用を進めています。活用にあたっては、情報モラルについて指導を入れながら、オンラインによる双方向授業など、多様な学習の形態や学習機会を工夫し、児童・生徒の学習意欲につなげています。



取組 1 子どもたちが健やかに育ち、学び続ける地域社会を目指します

(1) 青少年育成会の活動や、公民館での活動をとおり、学校教育と連携しながら、子どもたちの健全育成に努めます。

- ・ 青少年育成会での活動（子ども発表会等）
- ・ 公民館における青少年健全育成の取組

(2) 子どもたちに、様々な体験活動の場を提供するとともに、学習活動への支援を行います。

- ・ 放課後学習支援事業、イングリッシュキャンプ 等

(3) 高校魅力化推進事業に取り組みます。

- ・ 魅力化コーディネーターの配置
- ・ スポーツ活動への支援、探究学習への支援 等

(4) 地域の方による学校活動への支援を応援します。



コロナ対策を行いながら各種事業を実施
(上／子ども発表会)
(下／加悦地域公民館自然体験教室)



取組 2 さまざまな「まなび」や文化活動を進めます

(1) 誰にとっても身近で大切な「人権」について学習を深めていきます。

- ・ 人権問題を考える集いの開催
- ・ 標語、ポスター、作文の募集
- ・ 公民館における人権講座の開催 等

(2) 図書資料のさらなる充実を目指すとともに、絵本の読み聞かせやブックスタートなど、本に親しむ活動にも取り組みます。

- ・ 絵本の読み聞かせの実施
- ・ 北部七市町連携により図書館利用カードの発行範囲を拡大
- ・ 図書資料の充実 等



初の試み！屋外での絵本作家ライブ

(3) 生涯のさまざまな場面における学習を支援するとともに、文化の薫りあふれる町を目指します。

- ・ 公民館活動の推進
- ・ 文化協会への支援、音楽祭等の開催
- ・ 生涯学習講座の開催
- ・ 高齢者、障害者教育の充実 等

(4) 地域ゆかりの与謝蕪村や与謝野鉄幹・晶子への理解を深め、郷土への誇りを醸成します。

- ・ 蕪村顕彰全国俳句大会
- ・ 令和のB u s o n 俳句大賞
- ・ 小中高等学校俳句教室
- ・ 江山文庫の運営 等



知遊館音楽会



宮津ロータリークラブから本を寄贈いただきました（3年連続）



2年ぶりに実施できた俳句大会表彰式

教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年3月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				臨 時 会	
開会場所	与謝野町役場 本庁舎 3階 会議室 2			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和4年3月11日 [金] 1日間 至 令和4年3月11日 [金]				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員					
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 柴田 勝久 社会教育課長 植田 弘志 学校教育課課長補佐 杉本 真由美 人事主事 新田 康弘				
署名委員	委員 岡田 三栄子 委員 樋口 潔				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第 2 2 号 令和 4 年度与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動の内申について〔非公開〕	承認可決
	議案第 2 3 号 与謝野町教育委員会会議規則の一部改正について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	[な し]
報告事項	[な し]
そ の 他	・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和4年3月11日 午後1時15分から午後1時50分
- 2 場 所 与謝野町役場 本庁舎 3階 会議室2
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻となりましたので、令和3年度第13回与謝野町教育委員会会議を開会いたします。本日、会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

[両委員とも了承]

承認いただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2「審議事項」に入らせていただきます。

[公開しないこととする議決]

ここで委員の皆様に「会議の公開」に関してお諮りいたします。

与謝野町教育委員会会議規則 第14条において、「人事に関する事件その他について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。」と規定しております。

議案第22号につきましては、「人事に関する事件」であり、この条項に該当しますので、公開しないことといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[議案第23号 令和4年度与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動の内申については提案どおり承認]

[長島教育長]

次に議案第23号「与謝野町教育委員会会議規則の一部改正について」を議題とします。
提案理由等について 柴田教育次長 が説明いたします。

[柴田教育次長から資料に基づき説明]

[長島教育長]

何かご質問がございましたらお願いいたします。

[岡田委員]

教育長が指定する場所とは、委員の自宅、あるいは役場庁舎の別の会議室など、どのような場所を想定しているですか。

[柴田教育次長]

委員の御自宅の他、役場庁舎の別の会議室等の他、広く想定しており、特に場所を限定することは考えていません。

[酒井委員]

必要な制度と思いますが、通信障害などの課題や様々な不具合が想定されます。課題が解決してから規則を改正する場合と、改正後に実際に運用していく中で課題を解決していく場合が考えられるが、どちらが良いのか。

[柴田教育次長]

ご指摘のとおり、通信障害などの様々な課題があるものと思いますが、まずは規則改正を認めていただいたうえで、運用していく中で改善していきたいと考えております。

仮に通信障害などでご意見等がいただけないような状態となった場合は、委員の皆様に協議していただき、会議が成立しない場合もありうるものと考えております。

[長島教育長]

それでは、議案第23号「与謝野町教育委員会会議規則の一部改正について」を提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

[長島教育長]

挙手全員であります。よって、議案第23号「与謝野町教育委員会会議規則の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

[長島教育長]

次に、日程第3「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

[柴田教育次長]

3月15日の中学校卒業式、3月23日の小学校卒業式への出席について、よろしくお願いいたします。

回りの教育委員会議ですが、3月28日〔月〕の午後2時からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

午後 1 時 5 0 分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和４年３月１１日（金）

午後１時１５分～

場 所：与謝野町役場本庁舎 ３階 会議室２

日程第１ 会議録署名委員の指名

岡田委員 樋口委員

日程第２ 審議事項

議案第２２号 令和４年度与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事
異動の内申について

議案第２３号 与謝野町教育委員会会議規則の一部改正について

日程第３ その他

◇ 今後の予定について

議案第 22 号

令和 4 年度与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動
の内申について

与謝野町立小・中学校の一般教職員の人事異動について、別紙のとおり京都府教育委員会に内申するものとする。

令和 4 年 3 月 11 日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

議案第 23 号

与謝野町教育委員会会議規則の一部改正について

与謝野町教育委員会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和 4 年 3 月 11 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

提案理由

与謝野町教育委員会会議について、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするシステムをいう。）により行うことができるよう、所要の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会規則第 号

与謝野町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

与謝野町教育委員会会議規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムによる会議）

第6条の2 委員は、前条第1項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするシステムをいう。）によって会議に出席することができる。

2 委員は、前項の規定により会議に出席する場合は、招集の当日、指定の時刻までに教育長が指定する場所に在席するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 23 号資料

与謝野町教育委員会会議規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 2 号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（参集の義務） 第 6 条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。 2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を付して会議開会前までに委員長教育長に届け出なければならない。	（参集の義務） 第 6 条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。 2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を付して会議開会前までに委員長教育長に届け出なければならない。 <u>（オンライン会議システムによる会議）</u> <u>第 6 条の 2 委員は、前条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするシステムをいう。）によって会議に出席することができる。</u> <u>2 委員は、前項の規定により会議に出席する場合は、招集の当日、指定の時刻までに教育長が指定する場所に在席するものとする。</u>